

ページ	旧	新								
7	<p><b>第1章 計画の目的・方針</b></p> <p><b>第1節 三重県の地震・津波対策の考え方</b></p> <p><b>第1項 本県のおかれている状況</b></p> <p>国の地震調査研究推進本部(文部科学省)の発表によると、今後30年以内に南海トラフを震源とするM8～9クラスの地震が発生する確率は <u>80%程度</u>とされています。</p> <p>国の中央防災会議は、「南海トラフ巨大地震対策検討ワーキンググループ」を設置して、「防災対策の進捗状況の確認や被害想定の見直し」に基づいた「新たな防災対策の検討」を課題として、国を挙げた防災対策に取り組んでいるところです。</p> <p>南海トラフを震源とするM8～9クラスの地震が発生した場合の本県の被害想定は第4章のとおりで、死者は最大で約53,000人、全壊・焼失建物棟数は最大で約248,000棟にのぼるなど、甚大な被害が予想されています。</p> <p>東日本大震災において新たに課題が浮き彫りとなった津波対策をはじめ、阪神・淡路大震災で学びながら、未だ道半ばの耐震化対策など、本県として今やるべき防災対策を確実にやっておかなければ、近い将来必ず後悔する。これが、本県が今おかれている状況です。</p> <p>しかし、この事実をふまえ、全員が危機感を持って事前の地震・津波対策に万全を期しておけば被害を大幅に低減でき、死者数を限りなくゼロに近づけていくことが可能となります。</p> <p>また、被災地域の復旧・復興にかかる時間を大幅に短縮することが可能となります。</p>	<p><b>第1章 計画の目的・方針</b></p> <p><b>第1節 三重県の地震・津波対策の考え方</b></p> <p><b>第1項 本県のおかれている状況</b></p> <p>国の地震調査研究推進本部(文部科学省)の発表によると、今後30年以内に南海トラフを震源とするM8～9クラスの地震が発生する確率は <u>60～90%程度以上*</u>とされています。</p> <p>国の中央防災会議は、「南海トラフ巨大地震対策検討ワーキンググループ」を設置して、「防災対策の進捗状況の確認や被害想定の見直し」に基づいた「新たな防災対策の検討」を課題として、国を挙げた防災対策に取り組んでいるところです。</p> <p>南海トラフを震源とするM8～9クラスの地震が発生した場合の本県の被害想定は第4章のとおりで、死者は最大で約53,000人、全壊・焼失建物棟数は最大で約248,000棟にのぼるなど、甚大な被害が予想されています。</p> <p>東日本大震災において新たに課題が浮き彫りとなった津波対策をはじめ、阪神・淡路大震災で学びながら、未だ道半ばの耐震化対策など、本県として今やるべき防災対策を確実にやっておかなければ、近い将来必ず後悔する。これが、本県が今おかれている状況です。</p> <p>しかし、この事実をふまえ、全員が危機感を持って事前の地震・津波対策に万全を期しておけば被害を大幅に低減でき、死者数を限りなくゼロに近づけていくことが可能となります。</p> <p>また、被災地域の復旧・復興にかかる時間を大幅に短縮することが可能となります。</p> <p><u>* 発生確率の評価は、地震調査研究推進本部（R7.9）による。</u></p>								
20	<p><b>第1部 総則</b></p> <p><b>第2章 計画関係者の責務等</b></p> <p><b>第2節 県・市町・防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱</b></p> <p><b>第3項 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱</b></p> <p><b>1 指定地方行政機関</b></p> <table border="1" data-bbox="190 994 938 1386"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>東京管区気象台 (津地方気象台)</td> <td>(1) 気象、地象、地動、及び水象の観測並びにその成果の収集及び発表 (2) 気象、地象（地震に<u>あては</u>、発生した断層運動による地震動に限る）及び水象の予報並びに警報等の防災気象情報の発表、伝達及び解説 (3) 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備 (4) 地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言 (5) 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発</td> </tr> </tbody> </table>	機関名	内 容	東京管区気象台 (津地方気象台)	(1) 気象、地象、地動、及び水象の観測並びにその成果の収集及び発表 (2) 気象、地象（地震に <u>あては</u> 、発生した断層運動による地震動に限る）及び水象の予報並びに警報等の防災気象情報の発表、伝達及び解説 (3) 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備 (4) 地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言 (5) 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発	<p><b>第1部 総則</b></p> <p><b>第2章 計画関係者の責務等</b></p> <p><b>第2節 県・市町・防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱</b></p> <p><b>第3項 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱</b></p> <p><b>1 指定地方行政機関</b></p> <table border="1" data-bbox="1209 994 1957 1386"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>東京管区気象台 (津地方気象台)</td> <td>(1) 気象、地象、地動、及び水象の観測並びにその成果の収集及び発表 (2) 気象、地象（地震に<u>あつては</u>、発生した断層運動による地震動に限る）及び水象の予報並びに警報等の防災気象情報の発表、伝達及び解説 (3) 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備 (4) 地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言 (5) 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発</td> </tr> </tbody> </table>	機関名	内 容	東京管区気象台 (津地方気象台)	(1) 気象、地象、地動、及び水象の観測並びにその成果の収集及び発表 (2) 気象、地象（地震に <u>あつては</u> 、発生した断層運動による地震動に限る）及び水象の予報並びに警報等の防災気象情報の発表、伝達及び解説 (3) 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備 (4) 地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言 (5) 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発
機関名	内 容									
東京管区気象台 (津地方気象台)	(1) 気象、地象、地動、及び水象の観測並びにその成果の収集及び発表 (2) 気象、地象（地震に <u>あては</u> 、発生した断層運動による地震動に限る）及び水象の予報並びに警報等の防災気象情報の発表、伝達及び解説 (3) 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備 (4) 地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言 (5) 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発									
機関名	内 容									
東京管区気象台 (津地方気象台)	(1) 気象、地象、地動、及び水象の観測並びにその成果の収集及び発表 (2) 気象、地象（地震に <u>あつては</u> 、発生した断層運動による地震動に限る）及び水象の予報並びに警報等の防災気象情報の発表、伝達及び解説 (3) 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備 (4) 地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言 (5) 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発									

ページ	旧	新								
22	<p>第1部 総則</p> <p>第2章 計画関係者の責務等</p> <p>第2節 県・市町・防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱</p> <p>第3項 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱</p> <p>1 指定地方行政機関</p> <table border="1" data-bbox="190 331 1019 507"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(新設)</td> <td>(新設)</td> </tr> </tbody> </table>	機関名	内 容	(新設)	(新設)	<p>第1部 総則</p> <p>第2章 計画関係者の責務等</p> <p>第2節 県・市町・防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱</p> <p>第3項 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱</p> <p>1 指定地方行政機関</p> <table border="1" data-bbox="1207 331 2038 507"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>中部管区行政評価局 (三重行政監視行政 相談センター)</td> <td>(1) 被災者への生活支援情報の提供 (2) 専用電話を備えた相談窓口の開設 (3) 特別行政相談所の開設</td> </tr> </tbody> </table>	機関名	内 容	中部管区行政評価局 (三重行政監視行政 相談センター)	(1) 被災者への生活支援情報の提供 (2) 専用電話を備えた相談窓口の開設 (3) 特別行政相談所の開設
機関名	内 容									
(新設)	(新設)									
機関名	内 容									
中部管区行政評価局 (三重行政監視行政 相談センター)	(1) 被災者への生活支援情報の提供 (2) 専用電話を備えた相談窓口の開設 (3) 特別行政相談所の開設									
22	<p>第1部 総則</p> <p>第2章 計画関係者の責務等</p> <p>第2節 県・市町・防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱</p> <p>第3項 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱</p> <p>3 指定公共機関</p> <table border="1" data-bbox="190 726 963 1233"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>西日本電信電話 株式会社三重支 店</td> <td>(1) 南海トラフ地震臨時情報を始めとした防災情報の正確、迅速な 収集、連絡 (2) 南海トラフ地震臨時情報等が発せられた場合及び災害応急措置 に必要な通信に対する通信設備の優先利用の供与 (3) 災害発生に際して、電気通信設備運営の万全と総合的な通信設 備の応急復旧計画の確立並びに早急な災害復旧措置の遂行 ① 電気通信設備の災害情報の収集、情報連絡の措置 ② 非常時における通信電話回線の規制措置又は臨時回線の 作成及び被災地の復旧救護等のための回線疎通措置 ③ 被災通信回線の復旧順位に基づき、要員、資材、輸送方法 等の確保及び通信設備の早急な災害復旧措置</td> </tr> </tbody> </table>	機関名	内 容	西日本電信電話 株式会社三重支 店	(1) 南海トラフ地震臨時情報を始めとした防災情報の正確、迅速な 収集、連絡 (2) 南海トラフ地震臨時情報等が発せられた場合及び災害応急措置 に必要な通信に対する通信設備の優先利用の供与 (3) 災害発生に際して、電気通信設備運営の万全と総合的な通信設 備の応急復旧計画の確立並びに早急な災害復旧措置の遂行 ① 電気通信設備の災害情報の収集、情報連絡の措置 ② 非常時における通信電話回線の規制措置又は臨時回線の 作成及び被災地の復旧救護等のための回線疎通措置 ③ 被災通信回線の復旧順位に基づき、要員、資材、輸送方法 等の確保及び通信設備の早急な災害復旧措置	<p>第1部 総則</p> <p>第2章 計画関係者の責務等</p> <p>第2節 県・市町・防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱</p> <p>第3項 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱</p> <p>3 指定公共機関</p> <table border="1" data-bbox="1207 726 1957 1233"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>N T T 西日本株 式会社三重支店</td> <td>(1) 南海トラフ地震臨時情報を始めとした防災情報の正確、迅速 な収集、連絡 (2) 南海トラフ地震臨時情報等が発せられた場合及び災害応急措 置に必要な通信に対する通信設備の優先利用の供与 (3) 災害発生に際して、電気通信設備運営の万全と総合的な通信 設備の応急復旧計画の確立並びに早急な災害復旧措置の遂行 ① 電気通信設備の災害情報の収集、情報連絡の措置 ② 非常時における通信電話回線の規制措置又は臨時回線の 作成及び被災地の復旧救護等のための回線疎通措置 ③ 被災通信回線の復旧順位に基づき、要員、資材、輸送方法 等の確保及び通信設備の早急な災害復旧措置</td> </tr> </tbody> </table>	機関名	内 容	N T T 西日本株 式会社三重支店	(1) 南海トラフ地震臨時情報を始めとした防災情報の正確、迅速 な収集、連絡 (2) 南海トラフ地震臨時情報等が発せられた場合及び災害応急措 置に必要な通信に対する通信設備の優先利用の供与 (3) 災害発生に際して、電気通信設備運営の万全と総合的な通信 設備の応急復旧計画の確立並びに早急な災害復旧措置の遂行 ① 電気通信設備の災害情報の収集、情報連絡の措置 ② 非常時における通信電話回線の規制措置又は臨時回線の 作成及び被災地の復旧救護等のための回線疎通措置 ③ 被災通信回線の復旧順位に基づき、要員、資材、輸送方法 等の確保及び通信設備の早急な災害復旧措置
機関名	内 容									
西日本電信電話 株式会社三重支 店	(1) 南海トラフ地震臨時情報を始めとした防災情報の正確、迅速な 収集、連絡 (2) 南海トラフ地震臨時情報等が発せられた場合及び災害応急措置 に必要な通信に対する通信設備の優先利用の供与 (3) 災害発生に際して、電気通信設備運営の万全と総合的な通信設 備の応急復旧計画の確立並びに早急な災害復旧措置の遂行 ① 電気通信設備の災害情報の収集、情報連絡の措置 ② 非常時における通信電話回線の規制措置又は臨時回線の 作成及び被災地の復旧救護等のための回線疎通措置 ③ 被災通信回線の復旧順位に基づき、要員、資材、輸送方法 等の確保及び通信設備の早急な災害復旧措置									
機関名	内 容									
N T T 西日本株 式会社三重支店	(1) 南海トラフ地震臨時情報を始めとした防災情報の正確、迅速 な収集、連絡 (2) 南海トラフ地震臨時情報等が発せられた場合及び災害応急措 置に必要な通信に対する通信設備の優先利用の供与 (3) 災害発生に際して、電気通信設備運営の万全と総合的な通信 設備の応急復旧計画の確立並びに早急な災害復旧措置の遂行 ① 電気通信設備の災害情報の収集、情報連絡の措置 ② 非常時における通信電話回線の規制措置又は臨時回線の 作成及び被災地の復旧救護等のための回線疎通措置 ③ 被災通信回線の復旧順位に基づき、要員、資材、輸送方法 等の確保及び通信設備の早急な災害復旧措置									

ページ	旧	新				
23	<p>第1部 総則</p> <p>第2章 計画関係者の責務等</p> <p>第1節 県・市町・防災関係機関・県民等の実施責任及び役割</p> <p>第3項 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱</p> <p>3 指定公共機関</p> <table border="1" data-bbox="192 331 1167 564"> <tr> <td data-bbox="192 379 443 564">KDDI株式会社 <u>中部総支社</u></td> <td data-bbox="454 379 1167 564">                     (1) 南海トラフ地震臨時情報を始めとした防災情報の正確、迅速な収集、連絡                      (2) 電気通信設備に関わる災害情報の収集、連絡の措置                      (3) 非常時における通信の確保と利用制限の措置及び被災地における復旧救護等のため                      (4) 被災通信設備の早急な災害復旧措置                 </td> </tr> </table>	KDDI株式会社 <u>中部総支社</u>	(1) 南海トラフ地震臨時情報を始めとした防災情報の正確、迅速な収集、連絡 (2) 電気通信設備に関わる災害情報の収集、連絡の措置 (3) 非常時における通信の確保と利用制限の措置及び被災地における復旧救護等のため (4) 被災通信設備の早急な災害復旧措置	<p>第1部 総則</p> <p>第2章 計画関係者の責務等</p> <p>第1節 県・市町・防災関係機関・県民等の実施責任及び役割</p> <p>第3項 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱</p> <p>3 指定公共機関</p> <table border="1" data-bbox="1207 331 2168 564"> <tr> <td data-bbox="1207 379 1458 564">KDDI株式会社</td> <td data-bbox="1469 379 2168 564">                     (1) 南海トラフ地震臨時情報を始めとした防災情報の正確、迅速な収集、連絡                      (2) 電気通信設備に関わる災害情報の収集、連絡の措置                      (3) 非常時における通信の確保と利用制限の措置及び被災地における復旧救護等のため                      (4) 被災通信設備の早急な災害復旧措置                 </td> </tr> </table>	KDDI株式会社	(1) 南海トラフ地震臨時情報を始めとした防災情報の正確、迅速な収集、連絡 (2) 電気通信設備に関わる災害情報の収集、連絡の措置 (3) 非常時における通信の確保と利用制限の措置及び被災地における復旧救護等のため (4) 被災通信設備の早急な災害復旧措置
KDDI株式会社 <u>中部総支社</u>	(1) 南海トラフ地震臨時情報を始めとした防災情報の正確、迅速な収集、連絡 (2) 電気通信設備に関わる災害情報の収集、連絡の措置 (3) 非常時における通信の確保と利用制限の措置及び被災地における復旧救護等のため (4) 被災通信設備の早急な災害復旧措置					
KDDI株式会社	(1) 南海トラフ地震臨時情報を始めとした防災情報の正確、迅速な収集、連絡 (2) 電気通信設備に関わる災害情報の収集、連絡の措置 (3) 非常時における通信の確保と利用制限の措置及び被災地における復旧救護等のため (4) 被災通信設備の早急な災害復旧措置					
35	<p>第1部 総則</p> <p>第3章 三重県の特質及び既往の地震・津波災害</p> <p>第2節 三重県における既往の地震・津波災害</p> <p>第1項 三重県に影響を及ぼす地震の種類と既往地震・津波による被害の概要</p> <p>[引用・参考文献]</p> <p>地震調査委員会（2009）：「日本の地震活動－被害地震から見た地域別の特徴－（第2版）」、490pp。</p> <p><u>地震調査委員会（2013）：「南海トラフの地震活動の長期評価（第二版）」、94pp。</u></p> <p>宇佐美龍夫（2003）：「最新版 日本被害地震総覧 [416]-2001」、東京大学出版会、605pp。</p> <p>渡辺偉夫（1998）：「日本被害 <u>地震</u> 総覧」、東京大学出版会、206pp。</p>	<p>第1部 総則</p> <p>第3章 三重県の特質及び既往の地震・津波災害</p> <p>第2節 三重県における既往の地震・津波災害</p> <p>第1項 三重県に影響を及ぼす地震の種類と既往地震・津波による被害の概要</p> <p>[引用・参考文献]</p> <p>地震調査委員会（2009）：「日本の地震活動－被害地震から見た地域別の特徴－（第2版）」、490pp。</p> <p><u>地震調査委員会（2025）：「南海トラフの地震活動の長期評価（第二版一部改訂）」、120pp。</u></p> <p>宇佐美龍夫（2003）：「最新版 日本被害地震総覧 [416]-2001」、東京大学出版会、605pp。</p> <p>渡辺偉夫（1998）：「日本被害 <u>津波</u> 総覧」、東京大学出版会、206pp。</p>				
87	<p>第2部 災害予防・減災対策</p> <p>第2章 安全な避難空間の確保</p> <p>第1節 避難対策等の推進</p> <p>第3項 対策</p> <p>■県が実施する対策</p> <p>(1) 指定緊急避難場所、指定避難所、避難路の整備（関係各部）</p> <p>公園等の県有地や一定規模の県有施設等について、防災上の総合的な利用計画等を策定していく中で、可能な施設等を市町の指定緊急避難場所、指定避難所として活用することを検討するとともに、これら指定緊急避難場所、指定避難所への備蓄や安全に避難するための避難路の整備を推進する。</p> <p>市町が指定する指定避難所において、<u>空調設備の導入、断水時に備えた生活用水の確保（防災井戸の整備等）、衛生的なトイレ環境の整備（簡易トイレの確保、マンホールトイレの整備等）を促進する。</u></p> <p><u>また、市町による避難路の整備にあたっては、夜間など通常より避難が困難な状況を想定し、照明の設置等の対策を</u></p>	<p>第2部 災害予防・減災対策</p> <p>第2章 安全な避難空間の確保</p> <p>第1節 避難対策等の推進</p> <p>第3項 対策</p> <p>■県が実施する対策</p> <p>(1) 指定緊急避難場所、指定避難所、避難路の整備（関係各部）</p> <p>公園等の県有地や一定規模の県有施設等について、防災上の総合的な利用計画等を策定していく中で、可能な施設等を市町の指定緊急避難場所、指定避難所として活用することを検討するとともに、これら指定緊急避難場所、指定避難所への備蓄や安全に避難するための避難路の整備を推進する。</p> <p>市町が指定する指定避難所において、<u>暑さ・寒さ対策のための空調設備などの導入、断水時に備えた生活用水の確保（防災井戸の整備等）を促進するとともに、スフィア基準を踏まえて1人あたり3.5㎡以上の居住スペースの確保や、発災時からの簡易ベッドやパーティションの設置、衛生的なトイレ環境の整備（簡易トイレの確保、マンホール</u></p>				

三重県地域防災計画（地震・津波対策編）R7年度新旧対照表

ページ	旧	新
	<p>促進するほか、指定緊急避難場所の周辺や避難路の沿道といったエリアの不燃化が必要であることから、防火帯、防火壁などの延焼対策を促進する。（推進計画）</p>	<p><u>トイレの整備等）、温かい食事の提供や入浴機会の確保のための体制整備を促進する。</u> 市町による避難路の整備にあたっては、夜間など通常より避難が困難な状況を想定し、照明の設置等の対策を促進するほか、指定緊急避難場所の周辺や避難路の沿道といったエリアの不燃化が必要であることから、防火帯、防火壁などの延焼対策を促進する。（推進計画）</p>
36	<p>第1部 総則 第3章 三重県の特質及び既往の地震・津波災害 第2節 三重県における既往の地震・津波災害 第1項 三重県に影響を及ぼす地震の種類と既往地震・津波による被害の概要 （別表）三重県に<u>過去影響</u>を及ぼした主な地震・津波の概要</p>	<p>第1部 総則 第3章 三重県の特質及び既往の地震・津波災害 第2節 三重県における既往の地震・津波災害 第1項 三重県に影響を及ぼす地震の種類と既往地震・津波による被害の概要 （別表）三重県に<u>過去に影響</u>を及ぼした主な地震・津波の概要</p>
88	<p>■県が実施する対策 （6）観光客、帰宅困難者等対策（防災対策部、観光部） 平常時から情報共有する場を設けるなど、観光関連団体等との連携を密にして啓発活動を行うほか、帰宅困難者対策として、旅館・ホテルや飲食店等の施設等を飲料水や道路情報等の提供<u>場所、一時休憩場所又は一時避難所として</u>利用できるよう関係事業者、団体等との連携を図る。</p>	<p>■県が実施する対策 （6）観光客、帰宅困難者等対策（防災対策部、観光部） 平常時から情報共有する場を設けるなど、観光関連団体等との連携を密にして啓発活動を行うほか、帰宅困難者対策として、旅館・ホテルや飲食店等の施設等を飲料水や道路情報等の提供<u>のための一時滞在施設や待機場所</u>として利用できるよう関係事業者、団体等との連携を図る。</p>
89	<p>■市町が実施する対策 （3）避難指示基準の策定等 <u>避難の指示等を行う場合、地震及び津波の状況によって次のような基準をあらかじめ定めておく。</u> ① 緊急避難 <u>危険が目前に切迫していると判断され、至近の安全な場所に避難させる必要があるとき。</u> ② 収容避難 <u>地震、津波、地震災害等により家屋が全壊、半壊し、生活の拠点を失った場合。</u> ③ 指示等の伝達体制の整備 <u>急を要するため、消防無線、同報無線、広報車、有線放送、メール配信システム等周知の手段、方法について整備し、万全を図る。</u></p>	<p>■市町が実施する対策 （3）避難指示等の基準の策定等 <u>避難指示等に係る発令について、大津波警報・津波警報・津波注意報の各種類によって発表する範囲などを検討し、必要に応じて見直しを行う。</u></p>
89	<p>■市町が実施する対策 （2）指定避難所、避難路の整備・周知 被災者が一定期間滞在する避難所について、<u>一定の生活環境</u>が確保される等、内閣府令で定める基準に適合するものを、指定避難所としてあらかじめ整備及び指定するとともに、指定緊急避難場所から指定避難所までの安全な避難路（道路）を整備して、地域・住民に周知する。 指定避難所の整備・指定にあたっては、要配慮者に十分配慮するとともに、必要な<u>資器材</u>等の備蓄を図る。また、<u>避難所への空調設備の導入、断水時に備えた生活用水の確保（防災井戸の整備等）、衛生的なトイレ環境の整備（簡易トイレの確保、マンホールトイレの整備等）</u>に努める。</p>	<p>■市町が実施する対策 （2）指定避難所、避難路の整備・周知 被災者が一定期間滞在する避難所について、<u>スフィア基準を踏まえた良好な</u>生活環境が確保される等、内閣府令で定める基準に適合するものを、指定避難所としてあらかじめ整備及び指定するとともに、指定緊急避難場所から指定避難所までの安全な避難路（道路）を整備して、地域・住民に周知する。 指定避難所の整備・指定にあたっては、要配慮者に十分配慮するとともに、必要な<u>資器材</u>等の備蓄を図る。また、<u>暑さ・寒さ対策のための空調設備などの導入、断水時に備えた生活用水の確保（防災井戸の整備等）を促進するとともに、スフィア基準を踏まえて1人あたり3.5㎡以上の居住スペースの確保や、発災時からの簡易ベッドやパーティションの設置、衛生的なトイレ環境の整備（簡易トイレの確保、マンホールトイレの整備等）、温かい食事の提供や入</u></p>

ページ	旧	新								
		<p>浴機会の確保のための体制整備に努める。</p>								
91	<p><b>■自主防災組織や関係施設等が実施する対策</b></p> <p><u>1 自主防災組織等地域の対策</u></p> <p><u>(1) 地域の避難対策の推進</u></p> <p>市町が行う避難対策に協力し、地域の避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の整備、地域や個人の津波避難計画等の策定、避難所運営マニュアルの策定 <u>及びこれらに基づく</u> 防災訓練等の実施に努める。</p> <p><u>2 要配慮者関連施設の対策</u></p> <p>(1) 入所者等要配慮者にかかる避難対策の推進</p> <p>施設の所在地や入所する要配慮者の特性に応じた避難計画の策定や防災訓練の実施、関係施設との災害時の相互支援協定の締結などの施設の避難対策に努めるとともに、市町の福祉避難所の指定に協力する。</p> <p><u>3 不特定多数の者が利用する施設の対策</u></p> <p>(1) 施設利用者にかかる避難対策の推進</p> <p>施設の所在地や利用者の特性に応じた避難計画の策定や防災訓練の実施などの施設の避難対策に努めるとともに、市町の指定緊急避難場所及び指定避難所の指定に協力する。</p> <p><u>4 観光事業者等の対策</u></p> <p>(1) 観光客等にかかる避難対策の推進</p> <p>市町等と連携し、観光地の所在地や観光客等の特性に応じた避難計画の策定や防災訓練の実施等、観光地、観光施設の避難対策に努める。</p>	<p><b>■自主防災組織等が実施する対策</b></p> <p><u>1 地域の避難対策の推進</u></p> <p>市町が行う避難対策に協力し、地域の避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の整備、地域や個人の津波避難計画等の策定 <u>や避難所運営委員会の体制構築に努めるとともに、発災時に避難所運営に参画・協力できるような各種</u> 防災訓練等の実施に努める。</p> <p><b>■その他の防災関係機関が実施する対策</b></p> <p><u>1 要配慮者関連施設の対策</u></p> <p>(1) 入所者等要配慮者にかかる避難対策の推進</p> <p>施設の所在地や入所する要配慮者の特性に応じた避難計画の策定や防災訓練の実施、関係施設との災害時の相互支援協定の締結などの施設の避難対策に努めるとともに、市町の福祉避難所の指定に協力する。</p> <p><u>2 不特定多数の者が利用する施設の対策</u></p> <p>(1) 施設利用者にかかる避難対策の推進</p> <p>施設の所在地や利用者の特性に応じた避難計画の策定や防災訓練の実施などの施設の避難対策に努めるとともに、市町の指定緊急避難場所及び指定避難所の指定に協力する。</p> <p><u>3 観光事業者等の対策</u></p> <p>(1) 観光客等にかかる避難対策の推進</p> <p>市町等と連携し、観光地の所在地や観光客等の特性に応じた避難計画の策定や防災訓練の実施等、観光地、観光施設の避難対策に努める。</p>								
95	<p>第2部 災害予防・減災対策</p> <p>第3章 地震・津波に強いまちづくりの推進</p> <p>第1節 建築物等の防災対策の推進</p> <p>第3項 対策</p> <p><b>■県が実施する対策</b></p> <p>3 被災建築物応急危険度判定体制及び被災宅地危険度判定体制の整備（県土整備部）</p> <p>(1) 被災建築物応急危険度判定士の養成（略）</p> <table border="1" data-bbox="188 1209 1016 1302"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>現状（R6.3末現在）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>被災建築物応急危険度判定士</td> <td>1,600人</td> </tr> </tbody> </table>	項目	現状（R6.3末現在）	被災建築物応急危険度判定士	1,600人	<p>第2部 災害予防・減災対策</p> <p>第3章 地震・津波に強いまちづくりの推進</p> <p>第1節 建築物等の防災対策の推進</p> <p>第3項 対策</p> <p><b>■県が実施する対策</b></p> <p>3 被災建築物応急危険度判定体制及び被災宅地危険度判定体制の整備（県土整備部）</p> <p>(1) 被災建築物応急危険度判定士の養成（略）</p> <table border="1" data-bbox="1207 1209 2036 1302"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>現状（R7.3末現在）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>被災建築物応急危険度判定士</td> <td>1,561人</td> </tr> </tbody> </table>	項目	現状（R7.3末現在）	被災建築物応急危険度判定士	1,561人
項目	現状（R6.3末現在）									
被災建築物応急危険度判定士	1,600人									
項目	現状（R7.3末現在）									
被災建築物応急危険度判定士	1,561人									

ページ	旧	新												
95	<p>■県が実施する対策</p> <p>3 被災建築物応急危険度判定体制及び被災宅地危険度判定体制の整備（県土整備部）</p> <p>（2）一般建築物（県土整備部）</p> <p>防災上重要な建築物（病院、社会福祉施設、学校、劇場等）や、防災上重要な道路沿道にあって倒壊により道路を閉塞するおそれのある建築物については、耐震性の確保を図るよう、建築物の耐震改修の促進に関する法律及び建築基準法の制度などを活用して指導する。</p> <p>特に、建築物の耐震改修の促進に関する法律により耐震診断及び診断結果の公表が義務付けられた建築物の耐震化を促進する。</p> <p>また、住宅は建築物数で圧倒的な割合を占めるものであり、事前に対策を講ずることで人命の確保・復旧費用の低減に資することから住宅耐震化を促進する。</p> <table border="1" data-bbox="165 531 1012 624"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>目標（R7年度末）※</th> <th>現状（R6.3末現在）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>県内の住宅の耐震化率</td> <td>89.0%</td> <td>87.7%</td> </tr> </tbody> </table>	項目	目標（R7年度末）※	現状（R6.3末現在）	県内の住宅の耐震化率	89.0%	87.7%	<p>■県が実施する対策</p> <p>3 被災建築物応急危険度判定体制及び被災宅地危険度判定体制の整備（県土整備部）</p> <p>（2）一般建築物（県土整備部）</p> <p>防災上重要な建築物（病院、社会福祉施設、学校、劇場等）や、防災上重要な道路沿道にあって倒壊により道路を閉塞するおそれのある建築物については、耐震性の確保を図るよう、建築物の耐震改修の促進に関する法律及び建築基準法の制度などを活用して指導する。</p> <p>特に、建築物の耐震改修の促進に関する法律により耐震診断及び診断結果の公表が義務付けられた建築物の耐震化を促進する。</p> <p>また、住宅は建築物数で圧倒的な割合を占めるものであり、事前に対策を講ずることで人命の確保・復旧費用の低減に資することから住宅耐震化を促進する。</p> <table border="1" data-bbox="1184 531 2031 624"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>目標（R7年度末）※</th> <th>現状（R7.3末現在）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>県内の住宅の耐震化率</td> <td>89.0%</td> <td>89.1%</td> </tr> </tbody> </table>	項目	目標（R7年度末）※	現状（R7.3末現在）	県内の住宅の耐震化率	89.0%	89.1%
項目	目標（R7年度末）※	現状（R6.3末現在）												
県内の住宅の耐震化率	89.0%	87.7%												
項目	目標（R7年度末）※	現状（R7.3末現在）												
県内の住宅の耐震化率	89.0%	89.1%												
96	<p>■県が実施する対策</p> <p>3 被災建築物応急危険度判定体制及び被災宅地危険度判定体制の整備（県土整備部）</p> <p>（2）被災宅地危険度判定士の養成</p> <p>（略）</p> <table border="1" data-bbox="188 813 1005 903"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>現状（R6.3末現在）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>被災宅地危険度判定士</td> <td>1,312人</td> </tr> </tbody> </table>	項目	現状（R6.3末現在）	被災宅地危険度判定士	1,312人	<p>■県が実施する対策</p> <p>3 被災建築物応急危険度判定体制及び被災宅地危険度判定体制の整備（県土整備部）</p> <p>（2）被災宅地危険度判定士の養成</p> <p>（略）</p> <table border="1" data-bbox="1202 813 2020 903"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>現状（R7.3末現在）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>被災宅地危険度判定士</td> <td>1,293人</td> </tr> </tbody> </table>	項目	現状（R7.3末現在）	被災宅地危険度判定士	1,293人				
項目	現状（R6.3末現在）													
被災宅地危険度判定士	1,312人													
項目	現状（R7.3末現在）													
被災宅地危険度判定士	1,293人													
96	<p>■市町が実施する対策</p> <p>1 <u>建築物等の耐震化</u></p>	<p>■市町が実施する対策</p> <p>1 <u>建築物の耐震化</u></p>												
96	<p>■県が実施する対策</p> <p>4 密集市街地にかかる地震防災対策の推進（県土整備部）</p> <p>地震発生時に、建物の倒壊や火災の発生により、特に大きな被害が予測される密集市街地において、地域住民等が、建物の更新を図り、避難地、避難路、公園等の防災施設を、その地域特性に応じて整備することを促進・支援する。</p> <p>（新設）</p>	<p>■県が実施する対策</p> <p>4 密集市街地にかかる地震防災対策の推進（県土整備部）</p> <p>地震発生時に、建物の倒壊や火災の発生により、特に大きな被害が予測される密集市街地において、地域住民等が、建物の更新を図り、避難地、避難路、公園等の防災施設を、その地域特性に応じて整備することを促進・支援する。</p> <p>5 <u>地震時の電気火災対策の推進（防災対策部）</u></p> <p><u>地震時には、電気に起因する火災が多数発生していることを踏まえ、その予防を図るため、感震ブレーカーの設置を推進するとともに、市町の取り組みを促進・支援する。</u></p> <p><u>また、感震ブレーカーの普及推進に関する具体的な計画を策定し、感震ブレーカーの普及を効果的に進めるため、防災関係部局や消防機関のみならず、関係部局、関係事業者等と連携し、普及推進体制を構築する。</u></p>												

ページ	旧	新
96～ 97	<p>■市町が実施する対策</p> <p>4 密集市街地にかかる地震防災対策</p> <p>地震発生時に、建物の倒壊や火災の発生により、特に大きな被害が予測される密集市街地において建物の更新を図り、避難地、避難路、公園等の防災施設を、その地域特性に応じて整備するよう努める。</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>5 応急仮設住宅供給体制の整備</p> <p>浸水等の災害リスクなど、災害に対する安全性に配慮しつつ、応急仮設住宅の建設可能用地を把握する。</p> <p>また、被災者用の住居として利用可能な公営住宅や民間住宅の空家等の把握に努め、災害時に迅速に対応できるよう体制を整備する。</p> <p>【市町地域防災計画記載検討項目】</p> <p>(1) 市町施設の耐震化</p> <p>(2) 建築物等の耐震性向上にかかる指導、啓発</p> <p>(3) 被災建築物応急危険度判定体制及び被災建築物危険度判定体制の整備</p> <p>(4) 応急仮設住宅供給体制の整備</p> <p>(5) ブロック塀等対策</p> <p><u>(6) その他必要な事項</u></p>	<p>■市町が実施する対策</p> <p>4 密集市街地にかかる地震防災対策</p> <p>地震発生時に、建物の倒壊や火災の発生により、特に大きな被害が予測される密集市街地において建物の更新を図り、避難地、避難路、公園等の防災施設を、その地域特性に応じて整備するよう努める。</p> <p><u>5 地震時の電気火災対策の推進</u></p> <p><u>地震時には、電気に起因する火災が多数発生していることを踏まえ、その予防を図るため、感震ブレーカーの設置を推進し、各地域の実情に即した普及に係る取り組みを促進・支援する。</u></p> <p><u>また、感震ブレーカーの普及推進に関する具体的な計画を策定し、感震ブレーカーの普及を効果的に進めるため、防災関係部局や消防機関のみならず、関係部局、関係事業者等と連携し、普及推進体制を構築する。</u></p> <p>6 応急仮設住宅供給体制の整備</p> <p>浸水等の災害リスクなど、災害に対する安全性に配慮しつつ、応急仮設住宅の建設可能用地を把握する。</p> <p>また、被災者用の住居として利用可能な公営住宅や民間住宅の空家等の把握に努め、災害時に迅速に対応できるよう体制を整備する。</p> <p>【市町地域防災計画記載検討項目】</p> <p>(1) 市町施設の耐震化</p> <p>(2) 建築物等の耐震性向上にかかる指導、啓発</p> <p>(3) 被災建築物応急危険度判定体制及び被災建築物危険度判定体制の整備</p> <p>(4) 応急仮設住宅供給体制の整備</p> <p>(5) ブロック塀等対策</p> <p><u>(6) 地震時の電気火災対策</u></p> <p><u>(7) その他必要な事項</u></p>
105	<p>第2部 災害予防・減災対策</p> <p>第3章 地震・津波に強いまちづくりの推進</p> <p>第4節 地盤災害防止対策の推進</p> <p>第3項 対策</p> <p>■県が実施する対策</p> <p><u>ウ 大規模盛土造成地マップの作成・公表</u></p> <p><u>地震時等に滑動崩落の可能性のある大規模盛土造成地について調査を行うとともに、抽出された盛土造成地について「大規模盛土造成地マップ」の作成・公表を行う。</u></p>	<p>第2部 災害予防・減災対策</p> <p>第3章 地震・津波に強いまちづくりの推進</p> <p>第1節 地盤災害防止対策の推進</p> <p>第3項 対策</p> <p>■県が実施する対策</p> <p><u>(削除)</u></p>

ページ	旧	新
106	<p>■県が実施する対策</p> <p>6 <u>ため池改修事業</u>（農林水産部）</p> <p>県内のため池は、農業用水の貴重な水源として重要な役割を果たしているが、多くは江戸時代以前に築造されたもので、<u>堤体及び洪水吐き等の老朽化が著しく、地震や集中豪雨による決壊の危険性があるため、耐震及び老朽化対策の改修工事を実施する。</u></p>	<p>■県が実施する対策</p> <p>6 <u>防災重点農業用ため池対策</u>（農林水産部）</p> <p>県内のため池は、農業用水の貴重な水源として重要な役割を果たしているが、多くは江戸時代以前に築造されたもので、<u>老朽化が進行しているとともに、地震や豪雨などに対する安全性が懸念されていることから、決壊した場合にその周辺区域に人的被害等を与えるおそれのある防災重点農業用ため池について、防災工事等を実施する。</u></p>
109	<p>第2部 災害予防・減災対策</p> <p>第4章 緊急輸送の確保</p> <p>第1節 第1節 輸送体制の整備</p> <p>第3項 対策</p> <p>■県が実施する対策</p> <p>2 陸上輸送対策</p> <p>(1)緊急輸送道路の指定（防災対策部、県土整備部）</p> <p>ア 緊急輸送道路</p> <p><u>県は、隣接府県及び防災上の拠点となる施設を結ぶ路線等を緊急輸送道路に指定する。</u></p> <p>① 第1次緊急輸送道路</p> <p>a <u>広域的な交通を分担することのできる高規格道路</u></p> <p>b <u>広域幹線道路である一般国道（指定区間）</u></p> <p>c <u>防災拠点のうち県本庁舎、県総合庁舎、地方中心都市庁舎、国際拠点港湾管理庁舎、国際拠点港湾及び自衛隊駐屯地に接続する道路</u></p> <p>d <u>第1次緊急輸送道路ネットワークを形成するため上記a,b,cを連絡、補完する道路</u></p> <p>※ a,bのうち緊急輸送道路としてネットワーク化していない部分は除く</p> <p>② 第2次緊急輸送道路</p> <p><u>第1次緊急輸送道路と市町役場、主要な防災拠点（行政機関、公共機関、主要駅、港湾、ヘリポート、災害医療拠点、広域防災拠点等）を連絡する道路</u></p> <p>a <u>第1次緊急輸送道路と防災拠点である市町庁舎、市町分庁舎、道路管理庁舎、重要港湾及び耐震強化岸壁整備港湾等、海上保安庁庁舎、警察庁舎、消防本部庁舎、広域防災拠点及びヘリポート、災害医療拠点を連絡する道路</u></p> <p>③ 第3次緊急輸送道路</p> <p><u>その他の道路</u></p> <p>a <u>第1次・第2次緊急輸送道路を補完する道路</u></p> <p>b <u>第1次緊急輸送道路または第2次緊急輸送道路と防災拠点であるJR貨物駅・特急停車駅、近鉄特急停車駅、救助活動拠点、地域内輸送拠点（市町物資拠点）、製油所、進出拠点を連絡する道路</u></p>	<p>第2部 災害予防・減災対策</p> <p>第4章 緊急輸送の確保</p> <p>第1節 第1節 輸送体制の整備</p> <p>第3項 対策</p> <p>■県が実施する対策</p> <p>2 陸上輸送対策</p> <p>(1)緊急輸送道路の指定（防災対策部、県土整備部）</p> <p>ア 緊急輸送道路</p> <p><u>県は、高速自動車国道、一般国道及びこれらを連絡する幹線的な道路並びにこれらの道路と都道府県知事が指定するもの（地方公共団体等の庁舎等の所在地、救援物資等の備蓄地点等及び広域避難地など）とを連絡し、又はそれらの拠点を相互に連絡する道路を緊急輸送道路に指定する。</u></p> <p>① 第1次緊急輸送道路</p> <p><u>県庁所在地、地方中心都市及び重要な港湾、空港等を連絡する道路</u></p> <p>a <u>広域的な交通を分担することのできる高規格道路</u></p> <p>b <u>広域幹線道路である一般国道（指定区間）</u></p> <p>c <u>防災拠点のうち県本庁舎、県総合庁舎、地方中心都市庁舎、国際拠点港湾管理庁舎、国際拠点港湾及び自衛隊駐屯地に接続する道路</u></p> <p>d <u>第1次緊急輸送道路ネットワークを形成するため上記a,b,cを連絡、補完する道路</u></p> <p>※ a,bのうち緊急輸送道路としてネットワーク化していない部分は除く</p> <p>② 第2次緊急輸送道路</p> <p><u>第1次緊急輸送道路と市区町村役場、主要な防災拠点（行政機関、公共機関、主要駅、港湾、ヘリポート、災害医療拠点等）を連絡する道路</u></p> <p>a <u>第1次緊急輸送道路と防災拠点である市町庁舎、市町分庁舎、道路管理庁舎、重要港湾及び耐震強化岸壁整備港湾等、海上保安庁庁舎、警察庁舎、消防本部庁舎、広域防災拠点及びヘリポート、災害医療拠点を連絡する道路</u></p> <p>③ 第3次緊急輸送道路</p> <p><u>その他の道路</u></p>

ページ	旧	新																																																																																									
	<p><b>イ 防災上の拠点となる施設</b></p> <p>① 第1次</p> <p>a 県庁及び地方生活圏の救援物資等の備蓄・集散上の拠点（県の拠点総合庁舎）</p> <p>b 県内の港湾のうち救援物資等の備蓄・集散上の最重要となる港湾とその管理の拠点（四日市港、国土交通省四日市港湾事務所、四日市港管理組合）</p> <p>c 地方中心都市（地域防災総合事務所等所在地）の市庁舎</p> <p>d 広域救護活動等の拠点（陸上自衛隊駐屯地）</p> <p>② 第2次</p> <p>a 市町内の救援物資等の備蓄・集散上の拠点（市町庁舎・市町分庁舎）</p> <p>b 道路管理の拠点（国土交通省、中日本高速道路株式会社の各事務所）</p> <p>c 救援物資等の備蓄・集散上の拠点（重要港湾及び耐震強化岸壁整備港湾等、広域防災拠点及びヘリポート）</p> <p>d 救援活動等の拠点（海上保安庁、警察、消防本部各庁舎）</p> <p>e 医療活動の拠点（災害拠点病院及び災害医療支援病院等）</p> <p>③ 第3次</p> <p>a 鉄道輸送の拠点（JR、近鉄の主要駅）</p> <p>b 救助機関の活動拠点</p> <p>c 市町の地域内輸送拠点</p> <p>d 燃料供給拠点</p> <p>e 広域応援部隊の進出拠点</p>	<p>a 第1次・第2次緊急輸送道路を補完する道路</p> <p>b 第1次緊急輸送道路または第2次緊急輸送道路と防災拠点であるJR貨物駅・特急停車駅、近鉄特急停車駅、救助活動拠点、地域内輸送拠点（市町物資拠点）、製油所、進出拠点を連絡する道路</p> <p><b>イ 防災拠点</b></p> <p>防災拠点は、下表のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="1182 331 2033 1409"> <thead> <tr> <th rowspan="2">拠点名 (施設名)</th> <th colspan="3">緊急輸送道路区分</th> <th rowspan="2">指定理由</th> </tr> <tr> <th>1次</th> <th>2次</th> <th>3次</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>県本庁舎及び県総合庁舎</td> <td>○</td> <td></td> <td></td> <td rowspan="3">・災害対策本部が設置される庁舎及び災害応急対策活動が実施される庁舎等</td> </tr> <tr> <td>地方中心都市庁舎</td> <td>○</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>市町庁舎</td> <td></td> <td>○</td> <td></td> </tr> <tr> <td>市町分庁舎</td> <td></td> <td>○</td> <td></td> <td rowspan="2">・道路港湾の管理庁舎</td> </tr> <tr> <td>国際拠点港湾管理庁舎</td> <td>○</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>道路管理庁舎</td> <td></td> <td>○</td> <td></td> <td rowspan="3">・援助物資等の備蓄、集散場の最重要拠点となる港湾</td> </tr> <tr> <td>国際拠点港湾（四日市港）</td> <td>○</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>重要港湾及び耐震強化岸壁整備港湾等</td> <td></td> <td>○</td> <td></td> </tr> <tr> <td>陸上自衛隊駐屯地</td> <td>○</td> <td></td> <td></td> <td rowspan="4">・救助関係機関の庁舎（災害時に救助活動等に従事する防災関係機関の庁舎）</td> </tr> <tr> <td>海上保安庁庁舎</td> <td></td> <td>○</td> <td></td> </tr> <tr> <td>警察庁舎</td> <td></td> <td>○</td> <td></td> </tr> <tr> <td>消防本部庁舎</td> <td></td> <td>○</td> <td></td> </tr> <tr> <td>広域防災拠点及びヘリポート</td> <td></td> <td>○</td> <td></td> <td>・救援物資等の備蓄、集散上の拠点となる施設（広域防災拠点及びヘリポート）</td> </tr> <tr> <td>災害医療拠点</td> <td></td> <td>○</td> <td></td> <td>・災害拠点病院及び災害医療支援病院、SCU</td> </tr> <tr> <td>JR貨物駅・特急停車駅</td> <td></td> <td></td> <td>○</td> <td rowspan="2">・特急停車駅及び貨物取扱駅</td> </tr> <tr> <td>近鉄特急停車駅</td> <td></td> <td></td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>救助活動拠点</td> <td></td> <td></td> <td>○</td> <td>救助機関の活動拠点</td> </tr> <tr> <td>地域内輸送拠点（市町物資拠点）</td> <td></td> <td></td> <td>○</td> <td>市町の地域内輸送拠点</td> </tr> </tbody> </table>	拠点名 (施設名)	緊急輸送道路区分			指定理由	1次	2次	3次	県本庁舎及び県総合庁舎	○			・災害対策本部が設置される庁舎及び災害応急対策活動が実施される庁舎等	地方中心都市庁舎	○			市町庁舎		○		市町分庁舎		○		・道路港湾の管理庁舎	国際拠点港湾管理庁舎	○			道路管理庁舎		○		・援助物資等の備蓄、集散場の最重要拠点となる港湾	国際拠点港湾（四日市港）	○			重要港湾及び耐震強化岸壁整備港湾等		○		陸上自衛隊駐屯地	○			・救助関係機関の庁舎（災害時に救助活動等に従事する防災関係機関の庁舎）	海上保安庁庁舎		○		警察庁舎		○		消防本部庁舎		○		広域防災拠点及びヘリポート		○		・救援物資等の備蓄、集散上の拠点となる施設（広域防災拠点及びヘリポート）	災害医療拠点		○		・災害拠点病院及び災害医療支援病院、SCU	JR貨物駅・特急停車駅			○	・特急停車駅及び貨物取扱駅	近鉄特急停車駅			○	救助活動拠点			○	救助機関の活動拠点	地域内輸送拠点（市町物資拠点）			○	市町の地域内輸送拠点
拠点名 (施設名)	緊急輸送道路区分			指定理由																																																																																							
	1次	2次	3次																																																																																								
県本庁舎及び県総合庁舎	○			・災害対策本部が設置される庁舎及び災害応急対策活動が実施される庁舎等																																																																																							
地方中心都市庁舎	○																																																																																										
市町庁舎		○																																																																																									
市町分庁舎		○		・道路港湾の管理庁舎																																																																																							
国際拠点港湾管理庁舎	○																																																																																										
道路管理庁舎		○		・援助物資等の備蓄、集散場の最重要拠点となる港湾																																																																																							
国際拠点港湾（四日市港）	○																																																																																										
重要港湾及び耐震強化岸壁整備港湾等		○																																																																																									
陸上自衛隊駐屯地	○			・救助関係機関の庁舎（災害時に救助活動等に従事する防災関係機関の庁舎）																																																																																							
海上保安庁庁舎		○																																																																																									
警察庁舎		○																																																																																									
消防本部庁舎		○																																																																																									
広域防災拠点及びヘリポート		○		・救援物資等の備蓄、集散上の拠点となる施設（広域防災拠点及びヘリポート）																																																																																							
災害医療拠点		○		・災害拠点病院及び災害医療支援病院、SCU																																																																																							
JR貨物駅・特急停車駅			○	・特急停車駅及び貨物取扱駅																																																																																							
近鉄特急停車駅			○																																																																																								
救助活動拠点			○	救助機関の活動拠点																																																																																							
地域内輸送拠点（市町物資拠点）			○	市町の地域内輸送拠点																																																																																							

ページ	旧	新										
		<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1182 135 1440 220">製油所</td> <td data-bbox="1440 135 1518 220"></td> <td data-bbox="1518 135 1597 220"></td> <td data-bbox="1597 135 1675 220">○</td> <td data-bbox="1675 135 2033 220">燃料供給拠点</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1182 220 1440 284">進出拠点</td> <td data-bbox="1440 220 1518 284"></td> <td data-bbox="1518 220 1597 284"></td> <td data-bbox="1597 220 1675 284">○</td> <td data-bbox="1675 220 2033 284">広域応援部隊の進出拠点</td> </tr> </table>	製油所			○	燃料供給拠点	進出拠点			○	広域応援部隊の進出拠点
製油所			○	燃料供給拠点								
進出拠点			○	広域応援部隊の進出拠点								
110	<p>■県が実施する対策 2 陸上輸送対策 (3) 輸送機能の確保(防災対策部、警察本部) ア 緊急通行車両等の確認</p> <p>緊急通行車両等であることの確認を行うことのできる車両について、災害対策基本法施行令、大規模地震対策特別措置法施行令、原子力災害対策特別措置法施行令及び武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令の規程による「<u>緊急通行車両等事前確認制度</u>」に基づく確認手続を促進する。</p>	<p>■県が実施する対策 2 陸上輸送対策 (3) 輸送機能の確保(防災対策部、警察本部) ア 緊急通行車両等の確認</p> <p>緊急通行車両等であることの確認を行うことのできる車両について、災害対策基本法施行令、大規模地震対策特別措置法施行令、原子力災害対策特別措置法施行令及び武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令の規程に基づく確認手続を促進する。</p>										
121	<p>第2部 災害予防・減災対策 第5章 防災体制の整備・強化 第2節 情報収集・情報伝達機能の整備及び確保 第3項 対策</p> <p>■県が実施する対策</p> <p>1(2)カ 関係機関間の円滑な情報共有のための連携強化</p> <p>国、県、市町、関係機関等との情報の共有化を図るため、三重県防災情報システムによる情報共有を行うとともに、内閣府総合防災情報システム（SOBO-WEB）へのデータ連携を推進し、各機関が横断的に共有すべき防災情報の集約を図る。</p>	<p>第2部 災害予防・減災対策 第5章 防災体制の整備・強化 第2節 情報収集・情報伝達機能の整備及び確保 第3項 対策</p> <p>■県が実施する対策</p> <p>1(2)カ 関係機関間の円滑な情報共有のための連携強化</p> <p>国、県、市町、関係機関等との情報の共有化を図るため、三重県防災情報システムによる情報共有を行うとともに、<u>三重県防災情報システムと内閣府新総合防災情報システム（SOBO-WEB）とのデータ連携を推進し、各機関が横断的に共有すべき防災情報の集約を図る。</u></p> <p><u>また、内閣府新総合防災情報システム（SOBO-WEB）を活用した情報収集が確実にできるよう、操作研修等によるシステムの利用について習熟を図る。</u></p>										
133	<p>第2部 災害予防・減災対策 第5章 防災体制の整備・強化 第4節 応援・受援体制の整備 第3項 対策</p> <p>■県が実施する対策</p> <p>1 県災対本部に関する対策</p> <p>(2) 国及び県外地方公共団体との災害時連携体制の構築（防災対策部）</p> <p>既に締結している「全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定」、「中部9県1市災害時等の応援に関す</p>	<p>第2部 災害予防・減災対策 第5章 防災体制の整備・強化 第4節 応援・受援体制の整備 第3項 対策</p> <p>■県が実施する対策</p> <p>1 県災対本部に関する対策</p> <p>(2) 国及び県外地方公共団体との災害時連携体制の構築（防災対策部）</p> <p>既に締結している「全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定」、「中部9県1市災害時等の応援に関す</p>										

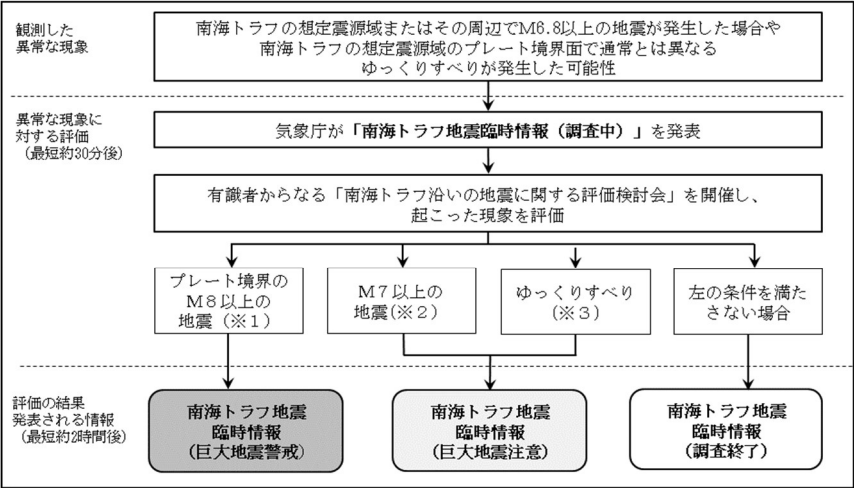
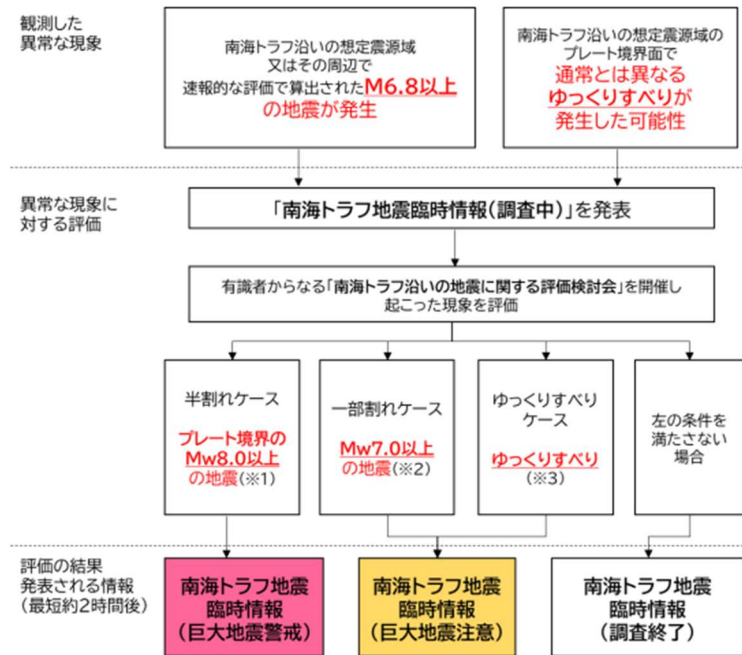
三重県地域防災計画（地震・津波対策編）R7年度新旧対照表

ページ	旧	新
	<p>る協定」、「近畿圏危機発生時の相互応援に関する基本協定」、「紀伊半島三県災害等相互応援に関する協定」に基づき、国（指定地方行政機関）を含めた連携体制の整備を図るとともに、防災訓練を実施する。</p> <p>なお、三重県外における災害に対する応援についても同様とする。（推進計画）</p>	<p>する協定」、「近畿圏危機発生時の相互応援に関する基本協定」、「紀伊半島三県災害等相互応援に関する協定」及び「<u>南海トラフ地震における応急対策職員派遣制度アクションプラン</u>」に基づき、国（指定地方行政機関）を含めた連携体制の整備を図るとともに、防災訓練及び<u>現地調整会議準備会</u>を実施する。</p> <p>なお、三重県外における災害に対する応援についても同様とする。（推進計画）</p>
136	<p>第2部 災害予防・減災対策</p> <p>第5章 防災体制の整備・強化</p> <p>第5節 物資等の備蓄・調達・供給体制の整備（予防17）</p> <p>第3項 対策</p> <p>1 県における対策</p> <p>(1)災害用物資等の備蓄・調達（防災対策部）</p> <p>地震・津波等を想定し、三重県備蓄・調達基本方針に基づき、県と市町の役割分担をふまえて、災害時用物資の備蓄・調達を行う。</p> <p>なお、新型コロナウイルス感染症の感染状況をふまえ、必要に応じ、マスク、消毒液や簡易ベッドなどの感染防止資機材についても備蓄・調達を行う。</p> <p>(4) 広域防災拠点への災害時用物資等の備蓄（防災対策部）</p> <p>広域防災拠点に災害時の応急対策に必要な物資や資機材等の備蓄を図る。なお、物資や資機材等の管理は、「<u>物資調達・輸送調整等支援システム</u>」等を活用して行う。</p>	<p>第2部 災害予防・減災対策</p> <p>第5章 防災体制の整備・強化</p> <p>第5節 物資等の備蓄・調達・供給体制の整備（予防17）</p> <p>第3項 対策</p> <p>1 県における対策</p> <p>(1)災害用物資等の備蓄・調達（防災対策部）</p> <p>地震・津波等を想定し、三重県備蓄・調達基本方針に基づき、県と市町の役割分担をふまえて、災害時用物資の備蓄・調達を行う。</p> <p><u>また、災害対策基本法に基づき、年に1回、災害時用物資等の備蓄状況を公表する。</u></p> <p>なお、新型コロナウイルス感染症の感染状況をふまえ、必要に応じ、マスク、消毒液や簡易ベッドなどの感染防止資機材についても備蓄・調達を行う。</p> <p>(4) 広域防災拠点への災害時用物資等の備蓄（防災対策部）</p> <p>広域防災拠点に災害時の応急対策に必要な物資や資機材等の備蓄を図る。なお、物資や資機材等の管理は、『<u>新物資システム（B・PLo）</u>』等を活用して行う。</p> <p><u>また、県・市町職員がシステムを活用した情報収集を確実に行えるよう、操作研修等によりシステムの利用について習熟を図る。</u></p>
137	<p>1 市町における対策</p> <p>(1) 災害時用物資等の備蓄・調達・受入・供給体制の構築</p> <p>新型コロナウイルス感染症の感染状況をふまえつつ、災害時に必要となる物資等の備蓄・調達・受入・供給体制の構築を図る。なお、物資の資機材等の管理は「<u>物資調達・輸送調整等支援システム</u>」等を活用して行う。</p>	<p>1 市町における対策</p> <p>(1) 災害時用物資等の備蓄・調達・受入・供給体制の構築</p> <p>新型コロナウイルス感染症の感染状況をふまえつつ、災害時に必要となる物資等の備蓄・調達・受入・供給体制の構築を図る。</p> <p><u>また、災害対策基本法に基づき、年に1回、備蓄状況を公表する。</u></p> <p>なお、物資の資機材等の管理は、『<u>新物資システム（B・PLo）</u>』等を活用して行う。</p>

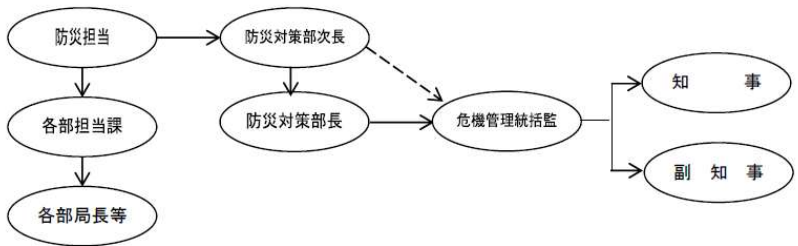
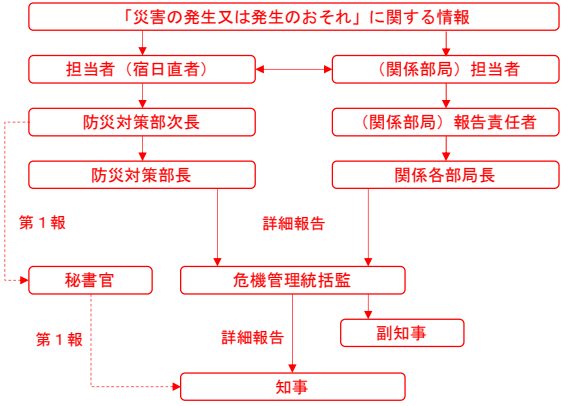
ページ	旧	新
140	<p>第2部 災害予防・減災対策</p> <p>第5章 防災体制の整備・強化</p> <p>第6節 ライフラインにかかる防災対策の推進（予防18）</p> <p>第3項 対策</p> <p>■県が実施する対策</p> <p>1 水道施設（県管理）を対象とした対策（企業庁）</p> <p>水道施設被害を最小限にとどめ、早期復旧を図るための事前対策を実施するとともに、平常時の受水市町等との連絡、協調に努める。<u>（推進計画）</u></p> <p>(1) 耐震性の強化</p> <p>(2) 施設管理図書の整備</p> <p>被害状況を的確に把握し、迅速かつ円滑な応急復旧活動が行えるよう、施設管理図書の整備、保管を図る。</p>	<p>第2部 災害予防・減災対策</p> <p>第5章 防災体制の整備・強化</p> <p>第6節 ライフラインにかかる防災対策の推進（予防18）</p> <p>第3項 対策</p> <p>■県が実施する対策</p> <p>1 水道施設（県管理）を対象とした対策（企業庁）</p> <p>水道施設被害を最小限にとどめ、早期復旧を図るための事前対策を実施するとともに、平常時の受水市町等との連絡、協調に努める。</p> <p>(1) 耐震性の強化</p> <p>(2) 施設管理図書の整備</p> <p>被害状況を的確に把握し、迅速かつ円滑な応急復旧活動が行えるよう、施設管理図書を整備、保管する。</p>
141	<p>■県が実施する対策</p> <p>3 工業用水道施設（県管理）を対象とした対策（企業庁）</p> <p>工業用水道施設被害を最小限にとどめ、早期復旧を図るための事前対策を実施するとともに、平常時の受水企業等との連絡、協調に努める。</p> <p>(1) 耐震性の強化</p> <p>(2) 施設管理図書の整備</p> <p>被害状況を的確に把握し、迅速かつ円滑な応急復旧活動が行えるよう、施設管理図書の整備を図る。</p> <p>(3) 応急復旧のための体制整備</p> <p>&lt;津波対策について&gt;</p> <p>(4) 津波浸水対策の実施</p> <p>三重県地震被害想定調査結果による津波浸水予測の結果</p> <p>を参考に、浸水が予想される施設・設備等の浸水対策を検討する。</p>	<p>■県が実施する対策</p> <p>3 工業用水道施設（県管理）を対象とした対策（企業庁）</p> <p>工業用水道施設被害を最小限にとどめ、早期復旧を図るための事前対策を実施するとともに、平常時の受水企業等との連絡、協調に努める。</p> <p>(1) 耐震性の強化</p> <p>(2) 施設管理図書の整備</p> <p>被害状況を的確に把握し、迅速かつ円滑な応急復旧活動が行えるよう、施設管理図書を整備、保管する。</p> <p>(3) 応急復旧のための体制整備</p> <p>&lt;津波対策について&gt;</p> <p>(4) 津波浸水対策の実施</p> <p>三重県地震被害想定調査結果による津波浸水予測の結果</p> <p>を参考に、浸水が予想される施設・設備等の浸水対策を行う。</p>
148	<p>第2部 災害予防・減災対策</p> <p>第5章 防災体制の整備・強化</p> <p>第7節 防災訓練の実施</p> <p>第3項 対策</p> <p>■県が実施する対策</p> <p>1 県における対策</p> <p>(3) 情報伝達訓練、非常参集訓練等の実施（防災対策部）</p> <p>ウ 災对本部設置訓練</p> <p>県庁舎近隣に居住する職員（緊急初動対策要員）を対象とした、<u>災对本部設置訓練</u>を実施する。</p>	<p>第2部 災害予防・減災対策</p> <p>第5章 防災体制の整備・強化</p> <p>第7節 防災訓練の実施</p> <p>第3項 対策</p> <p>■県が実施する対策</p> <p>1 県における対策</p> <p>(3) 情報伝達訓練、非常参集訓練等の実施（防災対策部）</p> <p>ウ 初動対応訓練</p> <p>県庁舎近隣に居住する職員（緊急初動対策要員）を対象とした、<u>初動対応訓練</u>を実施する。</p>

ページ	旧	新																															
152	<p>第2部 災害予防・減災対策</p> <p>第5章 防災対策の整備・強化</p> <p>第8節 災害廃棄物処理体制の整備（予防20）</p> <p>第3項 対策</p> <p>■県が実施する対策</p> <p>1 広域的な協力体制の整備（環境生活部）</p> <p>2 市町災害廃棄物処理計画改定支援（環境生活部）</p>	<p>第2部 災害予防・減災対策</p> <p>第5章 防災対策の整備・強化</p> <p>第8節 災害廃棄物処理体制の整備（予防20）</p> <p>第3項 対策</p> <p>■県が実施する対策</p> <p>1 広域的な協力体制の整備（環境生活部）</p> <p>2 市町災害廃棄物処理計画改定支援（環境生活部）</p> <p><u>3 石綿飛散防止（環境生活部）</u></p> <p><u>災害時には、石綿使用建築物等の倒壊や解体工事によって、石綿飛散による健康被害のリスクが高まることから、県は「三重県災害時における石綿飛散防止対策マニュアル」に基づき、石綿使用建築物を把握するとともに、必要な資材の確保や実施体制の整備を行う。</u></p>																															
153	<p>第3項 対策</p> <div data-bbox="206 584 750 767" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>【担当課】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・資源循環推進課</li> </ul> <p>【監修部隊】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・社会基盤対策部隊（廃棄物対策隊）</li> </ul> </div>	<p>第3項 対策</p> <div data-bbox="1225 584 1769 780" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>【担当課】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・資源循環推進課、<u>大気・水環境課</u></li> </ul> <p>【監修部隊】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・社会基盤対策部隊（廃棄物対策隊）</li> <li>・<u>被災者支援部隊（被災者支援隊）</u></li> </ul> </div>																															
156	<p>第2部 災害予防・減災対策</p> <p>第6章 南海トラフ地震臨時情報に対する対応</p> <p>第1節 南海トラフ地震臨時情報（調査中）に対する対応</p> <p>第2項 対策項目</p> <table border="1" data-bbox="165 967 1032 1286"> <thead> <tr> <th>実施主体</th> <th>対象</th> <th>対策（活動）項目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">県</td> <td rowspan="5"></td> <td>(1) 県の体制整備（「南海トラフ地震準備体制」）</td> </tr> <tr> <td>(2) 市町及び防災関係機関との連絡体制の確保</td> </tr> <tr> <td><u>(3) 臨時庁議の開催等</u></td> </tr> <tr> <td><u>(4) 関係団体への情報提供</u></td> </tr> <tr> <td><u>(5) 大規模地震発生後の災害応急対策の確認</u></td> </tr> <tr> <td></td> <td>県民</td> <td>(1) 県民への広報</td> </tr> <tr> <td>市町</td> <td>住民等</td> <td>(1) 情報収集・連絡体制の整備</td> </tr> </tbody> </table>	実施主体	対象	対策（活動）項目	県		(1) 県の体制整備（「南海トラフ地震準備体制」）	(2) 市町及び防災関係機関との連絡体制の確保	<u>(3) 臨時庁議の開催等</u>	<u>(4) 関係団体への情報提供</u>	<u>(5) 大規模地震発生後の災害応急対策の確認</u>		県民	(1) 県民への広報	市町	住民等	(1) 情報収集・連絡体制の整備	<p>第2部 災害予防・減災対策</p> <p>第6章 南海トラフ地震臨時情報に対する対応</p> <p>第1節 南海トラフ地震臨時情報（調査中）に対する対応</p> <p>第2項 対策項目</p> <table border="1" data-bbox="1182 967 2049 1246"> <thead> <tr> <th>実施主体</th> <th>対象</th> <th>対策（活動）項目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">県</td> <td rowspan="4"></td> <td>(1) 県の体制整備（「南海トラフ地震準備体制」）</td> </tr> <tr> <td>(2) 市町及び防災関係機関との連絡体制の確保</td> </tr> <tr> <td><u>(3) 関係団体への情報提供</u></td> </tr> <tr> <td><u>(4) 大規模地震発生後の災害応急対策の確認</u></td> </tr> <tr> <td></td> <td>県民</td> <td>(1) 県民への広報</td> </tr> <tr> <td>市町</td> <td>住民等</td> <td>(1) 情報収集・連絡体制の整備</td> </tr> </tbody> </table>	実施主体	対象	対策（活動）項目	県		(1) 県の体制整備（「南海トラフ地震準備体制」）	(2) 市町及び防災関係機関との連絡体制の確保	<u>(3) 関係団体への情報提供</u>	<u>(4) 大規模地震発生後の災害応急対策の確認</u>		県民	(1) 県民への広報	市町	住民等	(1) 情報収集・連絡体制の整備
実施主体	対象	対策（活動）項目																															
県		(1) 県の体制整備（「南海トラフ地震準備体制」）																															
		(2) 市町及び防災関係機関との連絡体制の確保																															
		<u>(3) 臨時庁議の開催等</u>																															
		<u>(4) 関係団体への情報提供</u>																															
		<u>(5) 大規模地震発生後の災害応急対策の確認</u>																															
	県民	(1) 県民への広報																															
市町	住民等	(1) 情報収集・連絡体制の整備																															
実施主体	対象	対策（活動）項目																															
県		(1) 県の体制整備（「南海トラフ地震準備体制」）																															
		(2) 市町及び防災関係機関との連絡体制の確保																															
		<u>(3) 関係団体への情報提供</u>																															
		<u>(4) 大規模地震発生後の災害応急対策の確認</u>																															
	県民	(1) 県民への広報																															
市町	住民等	(1) 情報収集・連絡体制の整備																															

ページ	旧	新																																																																										
158	<p>第2部 災害予防・減災対策</p> <p>第6章 南海トラフ地震臨時情報に対する対応</p> <p>第2節 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）に対する対応</p> <p>第2項 対策項目</p> <p>【公助】</p> <table border="1" data-bbox="163 331 1032 997"> <thead> <tr> <th>実施主体</th> <th>対象</th> <th>対策（活動）項目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="13">県</td> <td></td> <td>(1) 市町等への情報伝達</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(2) ホームページ等での情報提供</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(3) 報道機関を通じた情報提供等</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(4) 関係団体への情報提供</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(5) 地域住民等の避難行動等</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(6) 消防機関等の活動</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(7) 社会秩序維持活動等</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(8) 道路交通に関する対策</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(9) 滞留旅客等に対する措置</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(10) 不特定多数の者が出入りする施設</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(11) 災害応急対策の実施上重要な建物に対する措置</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(12) 公共土木施設等の対策</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(13) 工事中の建築物等に対する措置</td> </tr> <tr> <td></td> <td>市町</td> <td>(1) 市町域を越える広域避難の調整</td> </tr> <tr> <td></td> <td>県民</td> <td>(1) 県民への広報</td> </tr> </tbody> </table>	実施主体	対象	対策（活動）項目	県		(1) 市町等への情報伝達		(2) ホームページ等での情報提供		(3) 報道機関を通じた情報提供等		(4) 関係団体への情報提供		(5) 地域住民等の避難行動等		(6) 消防機関等の活動		(7) 社会秩序維持活動等		(8) 道路交通に関する対策		(9) 滞留旅客等に対する措置		(10) 不特定多数の者が出入りする施設		(11) 災害応急対策の実施上重要な建物に対する措置		(12) 公共土木施設等の対策		(13) 工事中の建築物等に対する措置		市町	(1) 市町域を越える広域避難の調整		県民	(1) 県民への広報	<p>第2部 災害予防・減災対策</p> <p>第6章 南海トラフ地震臨時情報に対する対応</p> <p>第2節 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）に対する対応</p> <p>第2項 対策項目</p> <p>【公助】</p> <table border="1" data-bbox="1182 331 2051 997"> <thead> <tr> <th>実施主体</th> <th>対象</th> <th>対策（活動）項目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="14">県</td> <td></td> <td>(1) <u>本部会議の開催</u></td> </tr> <tr> <td></td> <td>(2) 市町等への情報伝達</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(3) ホームページ等での情報提供</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(4) 報道機関を通じた情報提供等</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(5) 関係団体への情報提供</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(6) 地域住民等の避難行動等</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(7) 消防機関等の活動</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(8) 社会秩序維持活動等</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(9) 道路交通に関する対策</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(10) 滞留旅客等に対する措置</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(11) 不特定多数の者が出入りする施設</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(12) 災害応急対策の実施上重要な建物に対する措置</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(13) 公共土木施設等の対策</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(14) 工事中の建築物等に対する措置</td> </tr> <tr> <td></td> <td>市町</td> <td>(1) 市町域を越える広域避難の調整</td> </tr> <tr> <td></td> <td>県民</td> <td>(1) 県民への広報</td> </tr> </tbody> </table>	実施主体	対象	対策（活動）項目	県		(1) <u>本部会議の開催</u>		(2) 市町等への情報伝達		(3) ホームページ等での情報提供		(4) 報道機関を通じた情報提供等		(5) 関係団体への情報提供		(6) 地域住民等の避難行動等		(7) 消防機関等の活動		(8) 社会秩序維持活動等		(9) 道路交通に関する対策		(10) 滞留旅客等に対する措置		(11) 不特定多数の者が出入りする施設		(12) 災害応急対策の実施上重要な建物に対する措置		(13) 公共土木施設等の対策		(14) 工事中の建築物等に対する措置		市町	(1) 市町域を越える広域避難の調整		県民	(1) 県民への広報
実施主体	対象	対策（活動）項目																																																																										
県		(1) 市町等への情報伝達																																																																										
		(2) ホームページ等での情報提供																																																																										
		(3) 報道機関を通じた情報提供等																																																																										
		(4) 関係団体への情報提供																																																																										
		(5) 地域住民等の避難行動等																																																																										
		(6) 消防機関等の活動																																																																										
		(7) 社会秩序維持活動等																																																																										
		(8) 道路交通に関する対策																																																																										
		(9) 滞留旅客等に対する措置																																																																										
		(10) 不特定多数の者が出入りする施設																																																																										
		(11) 災害応急対策の実施上重要な建物に対する措置																																																																										
		(12) 公共土木施設等の対策																																																																										
		(13) 工事中の建築物等に対する措置																																																																										
	市町	(1) 市町域を越える広域避難の調整																																																																										
	県民	(1) 県民への広報																																																																										
実施主体	対象	対策（活動）項目																																																																										
県		(1) <u>本部会議の開催</u>																																																																										
		(2) 市町等への情報伝達																																																																										
		(3) ホームページ等での情報提供																																																																										
		(4) 報道機関を通じた情報提供等																																																																										
		(5) 関係団体への情報提供																																																																										
		(6) 地域住民等の避難行動等																																																																										
		(7) 消防機関等の活動																																																																										
		(8) 社会秩序維持活動等																																																																										
		(9) 道路交通に関する対策																																																																										
		(10) 滞留旅客等に対する措置																																																																										
		(11) 不特定多数の者が出入りする施設																																																																										
		(12) 災害応急対策の実施上重要な建物に対する措置																																																																										
		(13) 公共土木施設等の対策																																																																										
		(14) 工事中の建築物等に対する措置																																																																										
	市町	(1) 市町域を越える広域避難の調整																																																																										
	県民	(1) 県民への広報																																																																										
159	<p>第2部 災害予防・減災対策</p> <p>第6章 南海トラフ地震臨時情報に対する対応</p> <p>第2節 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）に対する対応</p> <p>第3項 対策</p> <p>■県が実施する対策</p> <p>2 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）の緊急の情報伝達等</p> <p>(2) ホームページ等での情報提供</p> <p>「防災みえ. jp」ホームページで緊急情報等の提供を行うとともに、メール等配信サービスや <u>SNS等</u> により情報を伝達する。</p>	<p>第2部 災害予防・減災対策</p> <p>第6章 南海トラフ地震臨時情報に対する対応</p> <p>第2節 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）に対する対応</p> <p>第3項 対策</p> <p>■県が実施する対策</p> <p>2 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）の緊急の情報伝達等</p> <p>(2) ホームページ等での情報提供</p> <p>「防災みえ. jp」ホームページで緊急情報等の提供を行うとともに、メール等配信サービスや <u>SNS・防災アプリ等</u> により情報を伝達する。</p>																																																																										

ページ	旧	新
162	<p>■県が実施する対策</p> <p>9 県が管理等を行う施設等に関する対策</p> <p>(2) 災害応急対策の実施上重要な建物に対する措置</p> <p><u>(新設)</u></p>	<p>■県が実施する対策</p> <p>9 県が管理等を行う施設等に関する対策</p> <p>(2) 災害応急対策の実施上重要な建物等に対する措置</p> <p><u>エ 水道の供給体制を確保するものとする。その際、後発の地震に備えて、必要がある場合は、実施する措置を定めておくよう努める。</u></p>
163	<p>第2部 災害予防・減災対策</p> <p>第6章 南海トラフ地震臨時情報に対する防災対応</p> <p style="text-align: center;">南海トラフ地震臨時情報発表までの流れ</p>  <p>図は、異常な現象を観測した後における情報発表の代表的な流れを示したものであり、現象の推移等によっては、実際に発表する情報は、この図と異なる場合がある。</p> <p>※1 南海トラフの想定震源域内のプレート境界においてM8.0以上の地震が発生した場合(半割れケース)</p> <p>※2 南海トラフの想定震源域内のプレート境界においてM7.0以上、M8.0未満の地震が発生した場合、または南海トラフの想定震源域のプレート境界以外や想定震源域の外側50km程度までの範囲でM7.0以上の地震が発生した場合(一部割れケース)</p> <p>※3 ひずみ計等で有意な変化として捉えられる、短い期間にプレート境界の固着状態が明らかに変化しているような通常とは異なるゆっくりすべりが観測された場合(ゆっくりすべりケース)</p>	<p>第2部 災害予防・減災対策</p> <p>第6章 南海トラフ地震臨時情報に対する防災対応</p> <p style="text-align: center;">南海トラフ地震臨時情報発表までの流れ</p>  <p>※1 南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界においてMw8.0以上の地震が発生した場合(半割れケース)</p> <p>※2 南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界においてMw7.0以上、Mw8.0未満の地震が発生した場合、または南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界以外や想定震源域の海溝軸外側50km程度までの範囲でMw7.0以上の地震が発生した場合(一部割れケース)</p> <p>※3 ひずみ計等で有意な変化として捉えられる、短い期間にプレート境界の固着状態が明らかに変化しているような通常とは異なるゆっくりすべりが観測された場合(ゆっくりすべりケース)</p>

ページ	旧	新																						
165	<p>第2部 災害予防・減災対策</p> <p>第6章 南海トラフ地震臨時情報に対する対応</p> <p>第3節 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）に対する対応</p> <p>第2項 対策項目</p> <p>【公助】</p> <table border="1" data-bbox="165 328 1032 762"> <thead> <tr> <th>実施主体</th> <th>対象</th> <th>対策（活動）項目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">県</td> <td></td> <td> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 市町等への情報伝達</li> <li>(2) ホームページ等での情報提供</li> <li>(3) 報道機関を通じた情報提供等</li> <li>(4) 県民への広報</li> <li>(5) 関係団体への情報提供</li> <li>(6) 県が管理等を行う施設等に関する対策</li> </ol> </td> </tr> <tr> <td>市町</td> <td> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 住民への周知等</li> <li>(2) 市町が管理等を行う施設等に関する対策</li> </ol> </td> </tr> <tr> <td></td> <td>県民</td> <td> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 日頃からの地震への備えの再確認等を検討</li> </ol> </td> </tr> </tbody> </table>	実施主体	対象	対策（活動）項目	県		<ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 市町等への情報伝達</li> <li>(2) ホームページ等での情報提供</li> <li>(3) 報道機関を通じた情報提供等</li> <li>(4) 県民への広報</li> <li>(5) 関係団体への情報提供</li> <li>(6) 県が管理等を行う施設等に関する対策</li> </ol>	市町	<ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 住民への周知等</li> <li>(2) 市町が管理等を行う施設等に関する対策</li> </ol>		県民	<ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 日頃からの地震への備えの再確認等を検討</li> </ol>	<p>第2部 災害予防・減災対策</p> <p>第6章 南海トラフ地震臨時情報に対する対応</p> <p>第3節 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）に対する対応</p> <p>第2項 対策項目</p> <p>【公助】</p> <table border="1" data-bbox="1180 328 2047 762"> <thead> <tr> <th>実施主体</th> <th>対象</th> <th>対策（活動）項目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">県</td> <td></td> <td> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) <u>本部会議の開催</u></li> <li>(2) 市町等への情報伝達</li> <li>(3) ホームページ等での情報提供</li> <li>(4) 報道機関を通じた情報提供等</li> <li>(5) 県民への広報</li> <li>(6) 関係団体への情報提供</li> <li>(7) 県が管理等を行う施設等に関する対策</li> </ol> </td> </tr> <tr> <td>市町</td> <td> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 住民への周知等</li> <li>(2) 市町が管理等を行う施設等に関する対策</li> </ol> </td> </tr> <tr> <td></td> <td>県民</td> <td> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 日頃からの地震への備えの再確認等を検討</li> </ol> </td> </tr> </tbody> </table>	実施主体	対象	対策（活動）項目	県		<ol style="list-style-type: none"> <li>(1) <u>本部会議の開催</u></li> <li>(2) 市町等への情報伝達</li> <li>(3) ホームページ等での情報提供</li> <li>(4) 報道機関を通じた情報提供等</li> <li>(5) 県民への広報</li> <li>(6) 関係団体への情報提供</li> <li>(7) 県が管理等を行う施設等に関する対策</li> </ol>	市町	<ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 住民への周知等</li> <li>(2) 市町が管理等を行う施設等に関する対策</li> </ol>		県民	<ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 日頃からの地震への備えの再確認等を検討</li> </ol>
実施主体	対象	対策（活動）項目																						
県		<ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 市町等への情報伝達</li> <li>(2) ホームページ等での情報提供</li> <li>(3) 報道機関を通じた情報提供等</li> <li>(4) 県民への広報</li> <li>(5) 関係団体への情報提供</li> <li>(6) 県が管理等を行う施設等に関する対策</li> </ol>																						
	市町	<ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 住民への周知等</li> <li>(2) 市町が管理等を行う施設等に関する対策</li> </ol>																						
	県民	<ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 日頃からの地震への備えの再確認等を検討</li> </ol>																						
実施主体	対象	対策（活動）項目																						
県		<ol style="list-style-type: none"> <li>(1) <u>本部会議の開催</u></li> <li>(2) 市町等への情報伝達</li> <li>(3) ホームページ等での情報提供</li> <li>(4) 報道機関を通じた情報提供等</li> <li>(5) 県民への広報</li> <li>(6) 関係団体への情報提供</li> <li>(7) 県が管理等を行う施設等に関する対策</li> </ol>																						
	市町	<ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 住民への周知等</li> <li>(2) 市町が管理等を行う施設等に関する対策</li> </ol>																						
	県民	<ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 日頃からの地震への備えの再確認等を検討</li> </ol>																						
166	<p>第2部 災害予防・減災対策</p> <p>第6章 南海トラフ地震臨時情報に対する対応</p> <p>第3節 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）に対する対応</p> <p>第3項 対策</p> <p>■県が実施する対策</p> <p>2 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）の情報伝達等</p> <p>(2) ホームページ等での情報提供</p> <p>「防災みえ. jp」ホームページで緊急情報等の提供を行うとともに、メール等配信サービスや <u>SNS等</u> により情報を伝達する。</p>	<p>第2部 災害予防・減災対策</p> <p>第6章 南海トラフ地震臨時情報に対する対応</p> <p>第3節 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）に対する対応</p> <p>第3項 対策</p> <p>■県が実施する対策</p> <p>2 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）の情報伝達等</p> <p>(2) ホームページ等での情報提供</p> <p>「防災みえ. jp」ホームページで緊急情報等の提供を行うとともに、メール等配信サービスや <u>SNS・防災アプリ等</u> により情報を伝達する。</p>																						
180	<p>第3部 発災後対策</p> <p>第1章 災害対策本部機能の確保</p> <p>第1節 活動態勢の整備</p> <p>第3項 対策</p> <p>■県が実施する対策</p> <p>3 幹部職員への連絡系統</p> <p>【県災対本部】</p>	<p>第3部 発災後対策</p> <p>第1章 災害対策本部機能の確保</p> <p>第1節 活動態勢の整備</p> <p>第3項 対策</p> <p>■県が実施する対策</p> <p>3 幹部職員への連絡系統</p> <p>【県災対本部】</p>																						

ページ	旧	新				
						
181	<p>第3部 発災後対策</p> <p>第1章 災害対策本部機能の確保</p> <p>第1節 活動態勢の整備</p> <p>第3項 対策</p> <p>■県が実施する対策</p> <p>2 県災对本部の設置</p> <table border="1" data-bbox="168 837 1030 1380"> <tr> <td>設置場所</td> <td>※不測の事態により県庁行政棟が利用できない場合、講堂内にスペースと機能を確保する。</td> </tr> <tr> <td>活動</td> <td> <p><u>1 災害対策統括会議の開催（総括部隊＜総括班＞）</u></p> <p>本部長、災害対策統括部長（危機管理統括監）、災害対策副統括部長（総括部隊長）、総括隊長をコアメンバーとして構成され、必要に応じ関係部隊長及び関係機関出席のもと、以下の事案に対応する。</p> <p>① 災害予防及び災害応急対策の実施にかかる方針等の決定</p> <p>② 緊急かつ迅速に対応すべき事案の検討</p> <p><u>2 本部会議の開催（総括部隊＜総括班＞）</u></p> <p>本部長、副本部長、本部員により構成され、必要に応じて関係機関の出席のもと、下記の事案に対処する。</p> <p>① 本部長の指示の共有及び災害対策統括会議において決定された方針等の承認</p> <p>② 緊急処理事案の検討結果についての全庁的な情報共有</p> <p><u>3 広域防災拠点等の主要活動拠点の確保・調整（総括部隊＜総括班＞・各部隊）</u></p> </td> </tr> </table>	設置場所	※不測の事態により県庁行政棟が利用できない場合、講堂内にスペースと機能を確保する。	活動	<p><u>1 災害対策統括会議の開催（総括部隊＜総括班＞）</u></p> <p>本部長、災害対策統括部長（危機管理統括監）、災害対策副統括部長（総括部隊長）、総括隊長をコアメンバーとして構成され、必要に応じ関係部隊長及び関係機関出席のもと、以下の事案に対応する。</p> <p>① 災害予防及び災害応急対策の実施にかかる方針等の決定</p> <p>② 緊急かつ迅速に対応すべき事案の検討</p> <p><u>2 本部会議の開催（総括部隊＜総括班＞）</u></p> <p>本部長、副本部長、本部員により構成され、必要に応じて関係機関の出席のもと、下記の事案に対処する。</p> <p>① 本部長の指示の共有及び災害対策統括会議において決定された方針等の承認</p> <p>② 緊急処理事案の検討結果についての全庁的な情報共有</p> <p><u>3 広域防災拠点等の主要活動拠点の確保・調整（総括部隊＜総括班＞・各部隊）</u></p>	
設置場所	※不測の事態により県庁行政棟が利用できない場合、講堂内にスペースと機能を確保する。					
活動	<p><u>1 災害対策統括会議の開催（総括部隊＜総括班＞）</u></p> <p>本部長、災害対策統括部長（危機管理統括監）、災害対策副統括部長（総括部隊長）、総括隊長をコアメンバーとして構成され、必要に応じ関係部隊長及び関係機関出席のもと、以下の事案に対応する。</p> <p>① 災害予防及び災害応急対策の実施にかかる方針等の決定</p> <p>② 緊急かつ迅速に対応すべき事案の検討</p> <p><u>2 本部会議の開催（総括部隊＜総括班＞）</u></p> <p>本部長、副本部長、本部員により構成され、必要に応じて関係機関の出席のもと、下記の事案に対処する。</p> <p>① 本部長の指示の共有及び災害対策統括会議において決定された方針等の承認</p> <p>② 緊急処理事案の検討結果についての全庁的な情報共有</p> <p><u>3 広域防災拠点等の主要活動拠点の確保・調整（総括部隊＜総括班＞・各部隊）</u></p>					
		<p>第3部 発災後対策</p> <p>第1章 災害対策本部機能の確保</p> <p>第1節 活動態勢の整備</p> <p>第3項 対策</p> <p>■県が実施する対策</p> <p>2 県災对本部の設置</p> <table border="1" data-bbox="1187 837 2049 1380"> <tr> <td>設置場所</td> <td>※不測の事態により県庁行政棟が利用できない場合、又は応援職員の増加に伴い執務スペースが不足する場合、講堂内にスペースと機能を確保する。</td> </tr> <tr> <td>活動</td> <td> <p><u>（削除）</u></p> <p><u>1 本部会議又は災害対策統括会議の開催（総括部隊＜総括班＞）</u></p> <p>本部長、副本部長、本部員（災害対策統括会議の場合は関係する本部員）により構成され必要に応じて関係機関の出席のもと、下記の事案に対処する。</p> <p>① 本部長の指示の共有及び対応方針等の承認</p> <p>② 緊急処理事案の検討結果についての情報共有</p> <p><u>2 広域防災拠点等の主要活動拠点の確保・調整（総括部隊＜総括班＞・各部隊）</u></p> </td> </tr> </table>	設置場所	※不測の事態により県庁行政棟が利用できない場合、又は応援職員の増加に伴い執務スペースが不足する場合、講堂内にスペースと機能を確保する。	活動	<p><u>（削除）</u></p> <p><u>1 本部会議又は災害対策統括会議の開催（総括部隊＜総括班＞）</u></p> <p>本部長、副本部長、本部員（災害対策統括会議の場合は関係する本部員）により構成され必要に応じて関係機関の出席のもと、下記の事案に対処する。</p> <p>① 本部長の指示の共有及び対応方針等の承認</p> <p>② 緊急処理事案の検討結果についての情報共有</p> <p><u>2 広域防災拠点等の主要活動拠点の確保・調整（総括部隊＜総括班＞・各部隊）</u></p>
設置場所	※不測の事態により県庁行政棟が利用できない場合、又は応援職員の増加に伴い執務スペースが不足する場合、講堂内にスペースと機能を確保する。					
活動	<p><u>（削除）</u></p> <p><u>1 本部会議又は災害対策統括会議の開催（総括部隊＜総括班＞）</u></p> <p>本部長、副本部長、本部員（災害対策統括会議の場合は関係する本部員）により構成され必要に応じて関係機関の出席のもと、下記の事案に対処する。</p> <p>① 本部長の指示の共有及び対応方針等の承認</p> <p>② 緊急処理事案の検討結果についての情報共有</p> <p><u>2 広域防災拠点等の主要活動拠点の確保・調整（総括部隊＜総括班＞・各部隊）</u></p>					

ページ	旧	新																
	<p>県災対本部は、広域防災拠点等主要活動拠点における活動が必要と判断した場合、各部隊は三重県広域受援計画等に基づき、活動に必要な拠点（広域防災拠点、救助活動拠点、物資拠点、SCU、その他拠点）の被災状況の確認・機能確保調整を行うとともに、事前に定めた拠点が被災等によって利用できない場合は、他施設の利用について他部隊等と調整する。</p> <p>また、三重県広域受援計画等に定めのない拠点や他機関から県有施設等の使用の要請があった場合は、総括部隊は被災状況をふまえて災害応急対策の内容に応じた拠点等の調整を行う。</p> <p><b>4 緊急派遣チームによる市町災対本部活動支援等（総括部隊&lt;派遣班&gt;）</b></p> <p>県災対本部は、災害の状況により必要に応じて、緊急派遣チームを組織し、市町へ派遣して災害対策活動の支援等を行う。</p>	<p>県災対本部は、広域防災拠点等主要活動拠点における活動が必要と判断した場合、各部隊は三重県広域受援計画等に基づき、活動に必要な拠点（広域防災拠点、救助活動拠点、物資拠点、SCU、その他拠点）の被災状況の確認・機能確保調整を行うとともに、事前に定めた拠点が被災等によって利用できない場合は、他施設の利用について他部隊等と調整する。</p> <p>また、三重県広域受援計画等に定めのない拠点や他機関から県有施設等の使用の要請があった場合は、総括部隊は被災状況をふまえて災害応急対策の内容に応じた拠点等の調整を行う。</p> <p><b>3 緊急派遣チームによる市町災対本部活動支援等（総括部隊&lt;派遣班&gt;）</b></p> <p>県災対本部は、災害の状況により必要に応じて、緊急派遣チームを組織し、市町へ派遣して災害対策活動の支援等を行う。</p>																
185	<p>第3部 発災後対策</p> <p>第1章 災害対策本部機能の確保</p> <p>第1節 活動態勢の整備</p> <p>第3項 対策</p> <p>■県が実施する対策</p> <p>【別図1】三重県災害対策本部組織図</p> <p>本部員会議</p>	<p>第3部 発災後対策</p> <p>第1章 災害対策本部機能の確保</p> <p>第1節 活動態勢の整備</p> <p>第3項 対策</p> <p>■県が実施する対策</p> <p>【別図1】三重県災害対策本部組織図</p> <p>本部会議</p>																
187, 189	<p>第3部 発災後対策</p> <p>第1章 災害対策本部機能の確保</p> <p>第1節 活動態勢の整備（発災1）</p> <p>第3項 対策</p> <table border="1" data-bbox="168 1013 1032 1177"> <tr> <td>応援・受援班(7)</td> <td>班長</td> <td>総務部 人事課長</td> </tr> <tr> <td></td> <td>班員</td> <td>防災対策部 防災対策総務課(1) 防災対策部 災害即応・連携課(1) 防災対策部 災害対策推進課(1) 総務部 人事課(1) 総務部 管財課(1) 医療保健部 食品安全課(1)</td> </tr> </table> <table border="1" data-bbox="168 1193 1032 1259"> <tr> <td>応援県等の活動支援に関すること</td> <td>管財課 食品安全課 災害即応・連携課</td> </tr> </table>	応援・受援班(7)	班長	総務部 人事課長		班員	防災対策部 防災対策総務課(1) 防災対策部 災害即応・連携課(1) 防災対策部 災害対策推進課(1) 総務部 人事課(1) 総務部 管財課(1) 医療保健部 食品安全課(1)	応援県等の活動支援に関すること	管財課 食品安全課 災害即応・連携課	<p>第3部 発災後対策</p> <p>第1章 災害対策本部機能の確保</p> <p>第1節 活動態勢の整備（発災1）</p> <p>第3項 対策</p> <table border="1" data-bbox="1182 1013 2047 1155"> <tr> <td>応援・受援班(6)</td> <td>班長</td> <td>総務部 人事課長</td> </tr> <tr> <td></td> <td>班員</td> <td>防災対策部 防災対策総務課(1) 防災対策部 災害即応・連携課(1) 防災対策部 災害対策推進課(1) 総務部 人事課(1) 総務部 管財課(1)</td> </tr> </table> <table border="1" data-bbox="1182 1193 2047 1259"> <tr> <td>応援県等の活動支援に関すること</td> <td>管財課 災害即応・連携課</td> </tr> </table>	応援・受援班(6)	班長	総務部 人事課長		班員	防災対策部 防災対策総務課(1) 防災対策部 災害即応・連携課(1) 防災対策部 災害対策推進課(1) 総務部 人事課(1) 総務部 管財課(1)	応援県等の活動支援に関すること	管財課 災害即応・連携課
応援・受援班(7)	班長	総務部 人事課長																
	班員	防災対策部 防災対策総務課(1) 防災対策部 災害即応・連携課(1) 防災対策部 災害対策推進課(1) 総務部 人事課(1) 総務部 管財課(1) 医療保健部 食品安全課(1)																
応援県等の活動支援に関すること	管財課 食品安全課 災害即応・連携課																	
応援・受援班(6)	班長	総務部 人事課長																
	班員	防災対策部 防災対策総務課(1) 防災対策部 災害即応・連携課(1) 防災対策部 災害対策推進課(1) 総務部 人事課(1) 総務部 管財課(1)																
応援県等の活動支援に関すること	管財課 災害即応・連携課																	

ページ	旧	新										
188	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%; padding: 2px;">総括隊</td> <td style="width: 70%;"></td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">  総括班</td> <td style="padding: 2px;">  災害救助法の適用の要否の決定に関する事 <span style="color: red;">地域防災推進課</span></td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">  対策班</td> <td style="padding: 2px;">  災害救助法の運用に関する事 <span style="color: red;">地域防災推進課</span></td> </tr> </table>	総括隊		総括班	災害救助法の適用の要否の決定に関する事 <span style="color: red;">地域防災推進課</span>	対策班	災害救助法の運用に関する事 <span style="color: red;">地域防災推進課</span>	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%; padding: 2px;">総括隊</td> <td style="width: 70%;"></td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">  対策班</td> <td style="padding: 2px;">  災害救助法の適用及び運用に関する事 <span style="color: red;">地域防災推進課</span></td> </tr> </table>	総括隊		対策班	災害救助法の適用及び運用に関する事 <span style="color: red;">地域防災推進課</span>
総括隊												
総括班	災害救助法の適用の要否の決定に関する事 <span style="color: red;">地域防災推進課</span>											
対策班	災害救助法の運用に関する事 <span style="color: red;">地域防災推進課</span>											
総括隊												
対策班	災害救助法の適用及び運用に関する事 <span style="color: red;">地域防災推進課</span>											
189	<p>第3部 発災後対策</p> <p>第1章 災害対策本部機能の確保</p> <p>第1節 活動態勢の整備</p> <p>第3項 対策</p> <p>【別表2】三重県災害対策本部災害対策統括部の編成及び所掌事務</p> <p>◆ 災害関係文書、物品の收受配分及び発送に関する事 <span style="color: red;">法務・文書課</span></p>	<p>第3部 発災後対策</p> <p>第1章 災害対策本部機能の確保</p> <p>第1節 活動態勢の整備</p> <p>第3項 対策</p> <p>【別表2】三重県災害対策本部災害対策統括部の編成及び所掌事務</p> <p>◆ 災害関係文書、物品の收受配分及び発送に関する事 <span style="color: red;">文書・情報公開課</span></p>										
190	<p>◆ 所掌事務（社会基盤対策部隊）</p> <p>施設整備隊</p> <p>情報収集・分析班</p> <p>（略）</p> <p><span style="color: red;">統括部隊</span>・他部隊との連絡調整に関する事</p>	<p>◆ 所掌事務（社会基盤対策部隊）</p> <p>施設整備隊</p> <p>情報収集・分析班</p> <p>（略）</p> <p><span style="color: red;">総括部隊</span>・他部隊との連絡調整に関する事</p>										
192	<p>第3部 発災後対策</p> <p>第1章 災害対策本部機能の確保</p> <p>第1節 活動態勢の整備（発災1）</p> <p>第3項 対策</p>	<p>第3部 発災後対策</p> <p>第1章 災害対策本部機能の確保</p> <p>第1節 活動態勢の整備（発災1）</p> <p>第3項 対策</p>										

ページ	旧	新																																																																																											
	<p>3. 保健医療部隊</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>部、部隊、隊及び班名</th> <th>職名</th> <th>平時の職名（必要職員数）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">保健医療部隊(34)</td> <td>部隊長</td> <td>医療保健部長</td> </tr> <tr> <td>副部隊長</td> <td>病院事業庁長</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">総括班(12)</td> <td>班長</td> <td>医療保健部 人権・危機管理監</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">班員</td> <td>医療保健部 医療保健総務課(4)</td> </tr> <tr> <td>医療保健部 医療政策課(1) 医療保健部 健康推進課(1) ※医療活動支援・衛生班兼務 医療保健部 業務課(2) ※うち医療活動支援・衛生班兼務 医療保健部 国民健康保険課(3) ※子ども・福祉部からリエゾン1名兼務</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">医療活動支援・衛生班(13)</td> <td>班長</td> <td>医療保健部 医療政策課長</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">班員</td> <td>医療保健部 医療政策課(5)</td> </tr> <tr> <td>病院事業庁 県立病院課(1)</td> </tr> <tr> <td>医療保健部 食品安全課(1) 医療保健部 感染症対策課(1) 医療保健部 健康推進課(2) 医療保健部 業務課(2)</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">健康危機管理支援班(9)</td> <td>班長</td> <td>医療保健部 医療人材課 副参事</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">班員</td> <td>医療保健部 医療保健総務課(2)</td> </tr> <tr> <td>医療保健部 医療人材課(1) 医療保健部 感染症対策課(2) 医療保健部 長寿介護課(1) 医療保健部 健康推進課(2)</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1"> <thead> <tr> <th>所掌事務（保健医療部隊）</th> <th>対応部課（※1）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>総括班</td> <td></td> </tr> <tr> <td>部隊内の総合調整に関する事</td> <td>医療保健総務課</td> </tr> <tr> <td>統括部隊との連絡調整に関する事</td> <td>医療保健総務課</td> </tr> <tr> <td>部隊内の整理に関する事</td> <td>医療保健総務課</td> </tr> <tr> <td>部隊内の災害応急対策活動の把握及び提供に関する事</td> <td>医療保健総務課</td> </tr> <tr> <td>部隊長の方針決定の補佐に関する事</td> <td>医療保健総務課</td> </tr> <tr> <td>情報の収集・分析・共有に関する事</td> <td>医療政策課 健康推進課 業務課 国民健康保険課</td> </tr> <tr> <td>保健所、関係機関との連絡窓口に関する事</td> <td></td> </tr> <tr> <td>小児周産期リエゾンに関する事（ロジ）</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	部、部隊、隊及び班名	職名	平時の職名（必要職員数）	保健医療部隊(34)	部隊長	医療保健部長	副部隊長	病院事業庁長	総括班(12)	班長	医療保健部 人権・危機管理監	班員	医療保健部 医療保健総務課(4)	医療保健部 医療政策課(1) 医療保健部 健康推進課(1) ※医療活動支援・衛生班兼務 医療保健部 業務課(2) ※うち医療活動支援・衛生班兼務 医療保健部 国民健康保険課(3) ※子ども・福祉部からリエゾン1名兼務	医療活動支援・衛生班(13)	班長	医療保健部 医療政策課長	班員	医療保健部 医療政策課(5)	病院事業庁 県立病院課(1)	医療保健部 食品安全課(1) 医療保健部 感染症対策課(1) 医療保健部 健康推進課(2) 医療保健部 業務課(2)	健康危機管理支援班(9)	班長	医療保健部 医療人材課 副参事	班員	医療保健部 医療保健総務課(2)	医療保健部 医療人材課(1) 医療保健部 感染症対策課(2) 医療保健部 長寿介護課(1) 医療保健部 健康推進課(2)	所掌事務（保健医療部隊）	対応部課（※1）	総括班		部隊内の総合調整に関する事	医療保健総務課	統括部隊との連絡調整に関する事	医療保健総務課	部隊内の整理に関する事	医療保健総務課	部隊内の災害応急対策活動の把握及び提供に関する事	医療保健総務課	部隊長の方針決定の補佐に関する事	医療保健総務課	情報の収集・分析・共有に関する事	医療政策課 健康推進課 業務課 国民健康保険課	保健所、関係機関との連絡窓口に関する事		小児周産期リエゾンに関する事（ロジ）		<p>3. 保健医療部隊</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>部、部隊、隊及び班名</th> <th>職名</th> <th>平時の職名（必要職員数）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">保健医療部隊(33)</td> <td>部隊長</td> <td>医療保健部長</td> </tr> <tr> <td>副部隊長</td> <td>医療保健部副部長</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">総括班(10)</td> <td>班長</td> <td>医療保健部 人権・危機管理監</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">班員</td> <td>医療保健部 医療保健総務課(4)</td> </tr> <tr> <td>医療保健部 医療政策課(1) 医療保健部 医務・国保課(3) 医療保健部 業務課(1) ※子ども・福祉部からリエゾン1名兼務</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">医療活動支援・衛生班(12)</td> <td>班長</td> <td>医療保健部 医療政策課長</td> </tr> <tr> <td>班員</td> <td>医療保健部 医療政策課(5) 医療保健部 食品安全課(1) 医療保健部 感染症対策課(1) 医療保健部 健康推進課(2) 医療保健部 業務課(2)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">健康危機管理支援班(9)</td> <td>班長</td> <td>医療保健部 医療人材課 副参事</td> </tr> <tr> <td>班員</td> <td>医療保健部 医療保健総務課(2) 医療保健部 医療人材課(1) 医療保健部 感染症対策課(2) 医療保健部 長寿介護課(1) 医療保健部 健康推進課(2)</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1"> <thead> <tr> <th>所掌事務（保健医療部隊）</th> <th>対応部課（※1）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>総括班</td> <td></td> </tr> <tr> <td>部隊内の総合調整に関する事</td> <td>医療保健総務課</td> </tr> <tr> <td>統括部隊との連絡調整に関する事</td> <td>医療保健総務課</td> </tr> <tr> <td>部隊内の整理に関する事</td> <td>医療保健総務課</td> </tr> <tr> <td>部隊内の災害応急対策活動の把握及び提供に関する事</td> <td>医療保健総務課</td> </tr> <tr> <td>部隊長の方針決定の補佐に関する事</td> <td>医療保健総務課</td> </tr> <tr> <td>情報の収集・分析・共有に関する事</td> <td>医療政策課 医務・国保課 業務課</td> </tr> <tr> <td>保健所、関係機関との連絡窓口に関する事</td> <td></td> </tr> <tr> <td>小児周産期リエゾンに関する事（ロジ）</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	部、部隊、隊及び班名	職名	平時の職名（必要職員数）	保健医療部隊(33)	部隊長	医療保健部長	副部隊長	医療保健部副部長	総括班(10)	班長	医療保健部 人権・危機管理監	班員	医療保健部 医療保健総務課(4)	医療保健部 医療政策課(1) 医療保健部 医務・国保課(3) 医療保健部 業務課(1) ※子ども・福祉部からリエゾン1名兼務	医療活動支援・衛生班(12)	班長	医療保健部 医療政策課長	班員	医療保健部 医療政策課(5) 医療保健部 食品安全課(1) 医療保健部 感染症対策課(1) 医療保健部 健康推進課(2) 医療保健部 業務課(2)	健康危機管理支援班(9)	班長	医療保健部 医療人材課 副参事	班員	医療保健部 医療保健総務課(2) 医療保健部 医療人材課(1) 医療保健部 感染症対策課(2) 医療保健部 長寿介護課(1) 医療保健部 健康推進課(2)	所掌事務（保健医療部隊）	対応部課（※1）	総括班		部隊内の総合調整に関する事	医療保健総務課	統括部隊との連絡調整に関する事	医療保健総務課	部隊内の整理に関する事	医療保健総務課	部隊内の災害応急対策活動の把握及び提供に関する事	医療保健総務課	部隊長の方針決定の補佐に関する事	医療保健総務課	情報の収集・分析・共有に関する事	医療政策課 医務・国保課 業務課	保健所、関係機関との連絡窓口に関する事		小児周産期リエゾンに関する事（ロジ）	
部、部隊、隊及び班名	職名	平時の職名（必要職員数）																																																																																											
保健医療部隊(34)	部隊長	医療保健部長																																																																																											
	副部隊長	病院事業庁長																																																																																											
総括班(12)	班長	医療保健部 人権・危機管理監																																																																																											
	班員	医療保健部 医療保健総務課(4)																																																																																											
		医療保健部 医療政策課(1) 医療保健部 健康推進課(1) ※医療活動支援・衛生班兼務 医療保健部 業務課(2) ※うち医療活動支援・衛生班兼務 医療保健部 国民健康保険課(3) ※子ども・福祉部からリエゾン1名兼務																																																																																											
医療活動支援・衛生班(13)	班長	医療保健部 医療政策課長																																																																																											
	班員	医療保健部 医療政策課(5)																																																																																											
		病院事業庁 県立病院課(1)																																																																																											
		医療保健部 食品安全課(1) 医療保健部 感染症対策課(1) 医療保健部 健康推進課(2) 医療保健部 業務課(2)																																																																																											
健康危機管理支援班(9)	班長	医療保健部 医療人材課 副参事																																																																																											
	班員	医療保健部 医療保健総務課(2)																																																																																											
		医療保健部 医療人材課(1) 医療保健部 感染症対策課(2) 医療保健部 長寿介護課(1) 医療保健部 健康推進課(2)																																																																																											
所掌事務（保健医療部隊）	対応部課（※1）																																																																																												
総括班																																																																																													
部隊内の総合調整に関する事	医療保健総務課																																																																																												
統括部隊との連絡調整に関する事	医療保健総務課																																																																																												
部隊内の整理に関する事	医療保健総務課																																																																																												
部隊内の災害応急対策活動の把握及び提供に関する事	医療保健総務課																																																																																												
部隊長の方針決定の補佐に関する事	医療保健総務課																																																																																												
情報の収集・分析・共有に関する事	医療政策課 健康推進課 業務課 国民健康保険課																																																																																												
保健所、関係機関との連絡窓口に関する事																																																																																													
小児周産期リエゾンに関する事（ロジ）																																																																																													
部、部隊、隊及び班名	職名	平時の職名（必要職員数）																																																																																											
保健医療部隊(33)	部隊長	医療保健部長																																																																																											
	副部隊長	医療保健部副部長																																																																																											
総括班(10)	班長	医療保健部 人権・危機管理監																																																																																											
	班員	医療保健部 医療保健総務課(4)																																																																																											
		医療保健部 医療政策課(1) 医療保健部 医務・国保課(3) 医療保健部 業務課(1) ※子ども・福祉部からリエゾン1名兼務																																																																																											
医療活動支援・衛生班(12)	班長	医療保健部 医療政策課長																																																																																											
	班員	医療保健部 医療政策課(5) 医療保健部 食品安全課(1) 医療保健部 感染症対策課(1) 医療保健部 健康推進課(2) 医療保健部 業務課(2)																																																																																											
健康危機管理支援班(9)	班長	医療保健部 医療人材課 副参事																																																																																											
	班員	医療保健部 医療保健総務課(2) 医療保健部 医療人材課(1) 医療保健部 感染症対策課(2) 医療保健部 長寿介護課(1) 医療保健部 健康推進課(2)																																																																																											
所掌事務（保健医療部隊）	対応部課（※1）																																																																																												
総括班																																																																																													
部隊内の総合調整に関する事	医療保健総務課																																																																																												
統括部隊との連絡調整に関する事	医療保健総務課																																																																																												
部隊内の整理に関する事	医療保健総務課																																																																																												
部隊内の災害応急対策活動の把握及び提供に関する事	医療保健総務課																																																																																												
部隊長の方針決定の補佐に関する事	医療保健総務課																																																																																												
情報の収集・分析・共有に関する事	医療政策課 医務・国保課 業務課																																																																																												
保健所、関係機関との連絡窓口に関する事																																																																																													
小児周産期リエゾンに関する事（ロジ）																																																																																													
192	<p>◆ 所掌事務（保健医療部隊）</p> <p>総括班 （略）</p> <p>統括部隊との連絡調整に関する事</p>	<p>◆ 所掌事務（保健医療部隊）</p> <p>総括班 （略）</p> <p>統括部隊との連絡調整に関する事</p>																																																																																											
195	<p>◆ 所掌事務（被災者支援部隊）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>被災者支援隊</th> <th>情報収集・分析班</th> <th>対応部課（※1）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>被災者支援隊</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>情報収集・分析班</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>部隊内の総合調整に関する事</td> <td></td> <td>環境生活総務課</td> </tr> <tr> <td>統括部隊との連絡調整に関する事</td> <td></td> <td>環境生活総務課</td> </tr> </tbody> </table>	被災者支援隊	情報収集・分析班	対応部課（※1）	被災者支援隊			情報収集・分析班			部隊内の総合調整に関する事		環境生活総務課	統括部隊との連絡調整に関する事		環境生活総務課	<p>◆ 所掌事務（被災者支援部隊）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>被災者支援隊</th> <th>情報収集・分析班</th> <th>対応部課（※1）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>被災者支援隊</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>情報収集・分析班</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>部隊内の総合調整に関する事</td> <td></td> <td>環境生活総務課</td> </tr> <tr> <td>統括部隊との連絡調整に関する事</td> <td></td> <td>環境生活総務課</td> </tr> </tbody> </table>	被災者支援隊	情報収集・分析班	対応部課（※1）	被災者支援隊			情報収集・分析班			部隊内の総合調整に関する事		環境生活総務課	統括部隊との連絡調整に関する事		環境生活総務課																																																													
被災者支援隊	情報収集・分析班	対応部課（※1）																																																																																											
被災者支援隊																																																																																													
情報収集・分析班																																																																																													
部隊内の総合調整に関する事		環境生活総務課																																																																																											
統括部隊との連絡調整に関する事		環境生活総務課																																																																																											
被災者支援隊	情報収集・分析班	対応部課（※1）																																																																																											
被災者支援隊																																																																																													
情報収集・分析班																																																																																													
部隊内の総合調整に関する事		環境生活総務課																																																																																											
統括部隊との連絡調整に関する事		環境生活総務課																																																																																											

ページ	旧	新																																																											
	<p>5. 被災者支援部隊</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>部、部隊、隊及び班名</th> <th>職名</th> <th>平時の職名（必要職員数）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">被災者支援部隊(49)</td> <td>部隊長</td> <td>環境生活部長</td> </tr> <tr> <td>副部隊長</td> <td>子ども・福祉部長 教育長</td> </tr> <tr> <td>被災者支援隊(26)</td> <td>隊長</td> <td>環境生活部 環境生活総務課長</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">情報収集・分析班(2)</td> <td>班長</td> <td>環境生活部 環境生活総務課長（被災者支援部隊隊長兼務）</td> </tr> <tr> <td>班員</td> <td>環境生活部 環境生活総務課(1)</td> </tr> <tr> <td rowspan="10">避難者支援班(9)</td> <td>班長</td> <td>子ども・福祉部 子ども・福祉総務課長</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">班員</td> <td>医療保健部 長寿介護課(1)</td> </tr> <tr> <td>子ども・福祉部 子ども・福祉総務課(1)</td> </tr> <tr> <td>子ども・福祉部 障がい福祉課(1)</td> </tr> <tr> <td>子ども・福祉部 家庭福祉・施設整備課(1)</td> </tr> <tr> <td>医療保健部 食品安全課(1)</td> </tr> <tr> <td>医療保健部 健康推進課(1)</td> </tr> <tr> <td>環境生活部 環境共生局 大気・水環境課(1)</td> </tr> <tr> <td>環境生活部 ダイバーシティ社会推進課(1)</td> </tr> <tr> <td colspan="2">※子ども・福祉部から保健医療部隊（保健医療福祉調整本部） にリエゾン1名兼務配置</td> </tr> </tbody> </table>	部、部隊、隊及び班名	職名	平時の職名（必要職員数）	被災者支援部隊(49)	部隊長	環境生活部長	副部隊長	子ども・福祉部長 教育長	被災者支援隊(26)	隊長	環境生活部 環境生活総務課長	情報収集・分析班(2)	班長	環境生活部 環境生活総務課長（被災者支援部隊隊長兼務）	班員	環境生活部 環境生活総務課(1)	避難者支援班(9)	班長	子ども・福祉部 子ども・福祉総務課長	班員	医療保健部 長寿介護課(1)	子ども・福祉部 子ども・福祉総務課(1)	子ども・福祉部 障がい福祉課(1)	子ども・福祉部 家庭福祉・施設整備課(1)	医療保健部 食品安全課(1)	医療保健部 健康推進課(1)	環境生活部 環境共生局 大気・水環境課(1)	環境生活部 ダイバーシティ社会推進課(1)	※子ども・福祉部から保健医療部隊（保健医療福祉調整本部） にリエゾン1名兼務配置		<p>5. 被災者支援部隊</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>部、部隊、隊及び班名</th> <th>職名</th> <th>平時の職名（必要職員数）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">被災者支援部隊(48)</td> <td>部隊長</td> <td>環境生活部長</td> </tr> <tr> <td>副部隊長</td> <td>子ども・福祉部長 教育長</td> </tr> <tr> <td>被災者支援隊(25)</td> <td>隊長</td> <td>環境生活部 環境生活総務課長</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">情報収集・分析班(2)</td> <td>班長</td> <td>環境生活部 環境生活総務課長（被災者支援部隊隊長兼務）</td> </tr> <tr> <td>班員</td> <td>環境生活部 環境生活総務課(1)</td> </tr> <tr> <td rowspan="7">避難者支援班(8)</td> <td>班長</td> <td>子ども・福祉部 子ども・福祉総務課長</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">班員</td> <td>医療保健部 長寿介護課(1)</td> </tr> <tr> <td>子ども・福祉部 子ども・福祉総務課(1)</td> </tr> <tr> <td>子ども・福祉部 障がい福祉課(1)</td> </tr> <tr> <td>子ども・福祉部 家庭福祉・施設整備課(1)</td> </tr> <tr> <td>医療保健部 食品安全課(1)</td> </tr> <tr> <td>環境生活部 環境共生局 大気・水環境課(1)</td> </tr> <tr> <td>環境生活部 ダイバーシティ社会推進課(1)</td> </tr> <tr> <td colspan="2">※子ども・福祉部から保健医療部隊（保健医療福祉調整本部） にリエゾン1名兼務配置</td> </tr> </tbody> </table>	部、部隊、隊及び班名	職名	平時の職名（必要職員数）	被災者支援部隊(48)	部隊長	環境生活部長	副部隊長	子ども・福祉部長 教育長	被災者支援隊(25)	隊長	環境生活部 環境生活総務課長	情報収集・分析班(2)	班長	環境生活部 環境生活総務課長（被災者支援部隊隊長兼務）	班員	環境生活部 環境生活総務課(1)	避難者支援班(8)	班長	子ども・福祉部 子ども・福祉総務課長	班員	医療保健部 長寿介護課(1)	子ども・福祉部 子ども・福祉総務課(1)	子ども・福祉部 障がい福祉課(1)	子ども・福祉部 家庭福祉・施設整備課(1)	医療保健部 食品安全課(1)	環境生活部 環境共生局 大気・水環境課(1)	環境生活部 ダイバーシティ社会推進課(1)	※子ども・福祉部から保健医療部隊（保健医療福祉調整本部） にリエゾン1名兼務配置	
部、部隊、隊及び班名	職名	平時の職名（必要職員数）																																																											
被災者支援部隊(49)	部隊長	環境生活部長																																																											
	副部隊長	子ども・福祉部長 教育長																																																											
被災者支援隊(26)	隊長	環境生活部 環境生活総務課長																																																											
情報収集・分析班(2)	班長	環境生活部 環境生活総務課長（被災者支援部隊隊長兼務）																																																											
	班員	環境生活部 環境生活総務課(1)																																																											
避難者支援班(9)	班長	子ども・福祉部 子ども・福祉総務課長																																																											
	班員	医療保健部 長寿介護課(1)																																																											
		子ども・福祉部 子ども・福祉総務課(1)																																																											
	子ども・福祉部 障がい福祉課(1)																																																												
	子ども・福祉部 家庭福祉・施設整備課(1)																																																												
	医療保健部 食品安全課(1)																																																												
	医療保健部 健康推進課(1)																																																												
	環境生活部 環境共生局 大気・水環境課(1)																																																												
	環境生活部 ダイバーシティ社会推進課(1)																																																												
	※子ども・福祉部から保健医療部隊（保健医療福祉調整本部） にリエゾン1名兼務配置																																																												
部、部隊、隊及び班名	職名	平時の職名（必要職員数）																																																											
被災者支援部隊(48)	部隊長	環境生活部長																																																											
	副部隊長	子ども・福祉部長 教育長																																																											
被災者支援隊(25)	隊長	環境生活部 環境生活総務課長																																																											
情報収集・分析班(2)	班長	環境生活部 環境生活総務課長（被災者支援部隊隊長兼務）																																																											
	班員	環境生活部 環境生活総務課(1)																																																											
避難者支援班(8)	班長	子ども・福祉部 子ども・福祉総務課長																																																											
	班員	医療保健部 長寿介護課(1)																																																											
		子ども・福祉部 子ども・福祉総務課(1)																																																											
	子ども・福祉部 障がい福祉課(1)																																																												
	子ども・福祉部 家庭福祉・施設整備課(1)																																																												
	医療保健部 食品安全課(1)																																																												
	環境生活部 環境共生局 大気・水環境課(1)																																																												
環境生活部 ダイバーシティ社会推進課(1)																																																													
※子ども・福祉部から保健医療部隊（保健医療福祉調整本部） にリエゾン1名兼務配置																																																													
195	<p>◆ 所掌事務（被災者支援部隊）</p> <p>被災者支援隊</p> <p>情報収集・分析班</p> <p>（略）</p> <p>統括部隊との連絡調整に関すること</p>	<p>◆ 所掌事務（被災者支援部隊）</p> <p>被災者支援隊</p> <p>情報収集・分析班</p> <p>（略）</p> <p>統括部隊との連絡調整に関すること</p>																																																											
197	<p>◆ 所掌事務（生活・経済再建支援部隊）</p> <p>情報収集・分析班</p> <p>（略）</p> <p>統括部隊との連絡調整に関すること</p>	<p>◆ 所掌事務（生活・経済再建支援部隊）</p> <p>情報収集・分析班</p> <p>（略）</p> <p>統括部隊との連絡調整に関すること</p>																																																											
200	<p>第3部 発災後対策</p> <p>第1章 災害対策本部機能の確保</p> <p>第1節 活動態勢の整備（発災1）</p> <p>第3項 対策</p> <p>【別表4】地方部の所掌事務（標準例）</p>	<p>第3部 発災後対策</p> <p>第1章 災害対策本部機能の確保</p> <p>第1節 活動態勢の整備（発災1）</p> <p>第3項 対策</p> <p>【別表4】地方部の所掌事務（標準例）</p>																																																											

ページ	旧	新												
	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="168 156 421 181">保健所</td> <td data-bbox="427 156 1025 304"> <ul style="list-style-type: none"> <li>・医薬品、衛生材料及び防疫薬品等の供給に関する事</li> <li>・食品衛生に関する啓発・指導に関する事</li> <li>・防疫、感染症に関する事</li> <li>・保健師の派遣に関する事</li> <li>・毒物劇物取扱い施設に関する事</li> <li>・食生活指導の支援に関する事</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="168 309 421 335">保健所（一部 福祉事務所）</td> <td data-bbox="427 309 1025 408"> <ul style="list-style-type: none"> <li>・災害拠点病院等の情報収集、災害医療コーディネーターに関する事</li> <li>・医療救護班派遣に関する事</li> <li>・SCU候補地の情報収集、SCUの設置、運営に関する事</li> <li>・患者搬送にかかる情報収集・調整に関する事</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="168 413 421 438">福祉事務所（一部 保健所）</td> <td data-bbox="427 413 1025 464"> <ul style="list-style-type: none"> <li>・日赤備蓄品に関する事</li> <li>・社会福祉施設の被害情報把握に関する事</li> </ul> </td> </tr> </table>	保健所	<ul style="list-style-type: none"> <li>・医薬品、衛生材料及び防疫薬品等の供給に関する事</li> <li>・食品衛生に関する啓発・指導に関する事</li> <li>・防疫、感染症に関する事</li> <li>・保健師の派遣に関する事</li> <li>・毒物劇物取扱い施設に関する事</li> <li>・食生活指導の支援に関する事</li> </ul>	保健所（一部 福祉事務所）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害拠点病院等の情報収集、災害医療コーディネーターに関する事</li> <li>・医療救護班派遣に関する事</li> <li>・SCU候補地の情報収集、SCUの設置、運営に関する事</li> <li>・患者搬送にかかる情報収集・調整に関する事</li> </ul>	福祉事務所（一部 保健所）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・日赤備蓄品に関する事</li> <li>・社会福祉施設の被害情報把握に関する事</li> </ul>	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1189 156 1442 181">保健所</td> <td data-bbox="1449 156 2047 304"> <ul style="list-style-type: none"> <li>・医薬品、衛生材料及び防疫薬品等の供給に関する事</li> <li>・食品衛生に関する啓発・指導に関する事</li> <li>・防疫、感染症に関する事</li> <li>・保健師の派遣に関する事</li> <li>・毒物劇物取扱い施設に関する事</li> <li>・食生活指導の支援に関する事</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1189 309 1442 335">保健所（四日市地域は北勢福祉事務所）</td> <td data-bbox="1449 309 2047 408"> <ul style="list-style-type: none"> <li>・災害拠点病院等の情報収集、災害医療コーディネーターに関する事</li> <li>・医療救護班派遣に関する事</li> <li>・SCU候補地の情報収集、SCUの設置、運営に関する事</li> <li>・患者搬送にかかる情報収集・調整に関する事</li> <li>・管内の被災状況にかかる情報収集に関する事</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1189 413 1442 438">福祉事務所（一部 保健所）</td> <td data-bbox="1449 413 2047 464"> <ul style="list-style-type: none"> <li>・日赤備蓄品に関する事</li> <li>・社会福祉施設の被害情報把握に関する事</li> </ul> </td> </tr> </table>	保健所	<ul style="list-style-type: none"> <li>・医薬品、衛生材料及び防疫薬品等の供給に関する事</li> <li>・食品衛生に関する啓発・指導に関する事</li> <li>・防疫、感染症に関する事</li> <li>・保健師の派遣に関する事</li> <li>・毒物劇物取扱い施設に関する事</li> <li>・食生活指導の支援に関する事</li> </ul>	保健所（四日市地域は北勢福祉事務所）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害拠点病院等の情報収集、災害医療コーディネーターに関する事</li> <li>・医療救護班派遣に関する事</li> <li>・SCU候補地の情報収集、SCUの設置、運営に関する事</li> <li>・患者搬送にかかる情報収集・調整に関する事</li> <li>・管内の被災状況にかかる情報収集に関する事</li> </ul>	福祉事務所（一部 保健所）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・日赤備蓄品に関する事</li> <li>・社会福祉施設の被害情報把握に関する事</li> </ul>
保健所	<ul style="list-style-type: none"> <li>・医薬品、衛生材料及び防疫薬品等の供給に関する事</li> <li>・食品衛生に関する啓発・指導に関する事</li> <li>・防疫、感染症に関する事</li> <li>・保健師の派遣に関する事</li> <li>・毒物劇物取扱い施設に関する事</li> <li>・食生活指導の支援に関する事</li> </ul>													
保健所（一部 福祉事務所）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害拠点病院等の情報収集、災害医療コーディネーターに関する事</li> <li>・医療救護班派遣に関する事</li> <li>・SCU候補地の情報収集、SCUの設置、運営に関する事</li> <li>・患者搬送にかかる情報収集・調整に関する事</li> </ul>													
福祉事務所（一部 保健所）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・日赤備蓄品に関する事</li> <li>・社会福祉施設の被害情報把握に関する事</li> </ul>													
保健所	<ul style="list-style-type: none"> <li>・医薬品、衛生材料及び防疫薬品等の供給に関する事</li> <li>・食品衛生に関する啓発・指導に関する事</li> <li>・防疫、感染症に関する事</li> <li>・保健師の派遣に関する事</li> <li>・毒物劇物取扱い施設に関する事</li> <li>・食生活指導の支援に関する事</li> </ul>													
保健所（四日市地域は北勢福祉事務所）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害拠点病院等の情報収集、災害医療コーディネーターに関する事</li> <li>・医療救護班派遣に関する事</li> <li>・SCU候補地の情報収集、SCUの設置、運営に関する事</li> <li>・患者搬送にかかる情報収集・調整に関する事</li> <li>・管内の被災状況にかかる情報収集に関する事</li> </ul>													
福祉事務所（一部 保健所）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・日赤備蓄品に関する事</li> <li>・社会福祉施設の被害情報把握に関する事</li> </ul>													
211	<p>第3部 発災後対策</p> <p>第1章 災害対策本部機能の確保</p>	<p>第3部 発災後対策</p> <p>第1章 災害対策本部機能の確保</p> <p>防災通信ネットワーク設置箇所一覧表</p>												

三重県地域防災計画（地震・津波対策編）R7年度新旧対照表

ヘーヅ		旧		新			
地 上 系 設 備	(令和7年3月現在)						
	種別等	設置個数	設置場所等				
	中継所	24	多度、青山、朝熊、藤坂、三木、谷の山、長尾、長谷山、天花寺、美杉、多気、浅間、行野浦、芸濃、伊賀、名張、鳥羽、磯部、南勢、飯高、名倉、紀宝、紀和、朝熊背面(中継塔)				
	県庁舎等	13	県庁、県庁舎(10)、消防学校、防災ヘリコプター管理事務所				
	市町	42	全市町(支所(旧市町村役場)に設置している市町あり)				
	消防本部	15	全消防本部				
	警察関係	19	県警察本部、全警察署				
	医療関係	21	総合医療センター、こころの医療センター、一志病院、志摩病院、三重大学附属病院、松阪市民病院、鈴鹿中央総合病院、伊勢赤十字病院、尾鷲総合病院、上野総合市民病院、紀南病院、三重県医師会、市立四日市病院、いなべ総合病院、松阪中央総合病院、済生会松阪総合病院、名張市立病院、三重中央医療センター、伊勢市立伊勢総合病院、桑名市総合医療センター、日本赤十字社三重県支部(県庁内ch使用)				
	報道関係	3	NHK津、三重テレビ、三重エフエム				
	県地域機関関係	19	君ヶ野ダム、宮川ダム、安濃ダム、北勢水道、中勢水道、南勢水道、みえ県民交流センター、動物愛護センター、四日市港管理組合、広域防災拠点(紀北、紀南、伊勢志摩、伊賀、北勢)、下水道(北勢北部、北勢南部、中南勢富士、中南勢松阪、中南勢宮川)				
	国関係	7	津地方気象台、久居自衛隊、明野自衛隊航空学校、四日市海上保安部、鳥羽海上保安部、尾鷲海上保安部、東海農政局三重県拠点				
	ライフライン関係	5	三重県トラック協会、三重交通、中部電力パワーグリッド三重支社、NTT西日本三重支店、東邦ガス(長谷山中継所内ch渡し)				
	携帯型及び車載型	13	県庁、県庁舎(10)、防災ヘリコプター管理事務所、三重大学(勢水丸)				
	計	181					
	衛 星 系 設 備	県庁舎等	12	県庁、県庁舎(志摩以外9)、防災ヘリコプター管理事務所、消防学校			
		市町	31	全市町役場(防災担当課)、伊勢市防災センター、南伊勢病院			
		消防本部	15	全消防本部			
		警察関係	1	県警察本部			
		医療関係	7	総合医療センター、こころの医療センター、一志病院、志摩病院、三重大学附属病院、伊勢赤十字病院、日本赤十字社三重県支部(県庁内ch使用)			
		県地域機関関係	5	君ヶ野ダム、宮川ダム、北勢水道、中勢水道、南勢水道			
国関係		3	久居自衛隊、明野自衛隊航空学校、第四管区海上保安本部				
可搬型		24	県庁(2)、広域防災拠点(紀北、紀南、伊勢志摩、伊賀、北勢)、防災ヘリコプター管理事務所、消防本部(15)				
計		98					
有 線 系 設 備		県庁舎等	13	県庁、県庁舎(10)、消防学校、防災ヘリコプター管理事務所			
	市町	38	全市町(支所(旧市町村役場)に設置している市町あり。)				
	消防本部	16	全消防本部、三重北消防指令センター				
	警察関係	1	県警察本部				
	医療関係	1	日本赤十字社三重県支部(県庁内ch使用)				
	県地域機関関係	12	君ヶ野ダム、宮川ダム、安濃ダム、北勢水道、中勢水道、南勢水道、四日市港管理組合、広域防災拠点(紀北、紀南、伊勢志摩、伊賀、北勢)				
	国関係	2	久居自衛隊、明野自衛隊航空学校				
計	83						
地 上 系 設 備	(令和8年3月時点)						
	種別等	設置個数	設置場所等				
	中継所	24	多度、青山、朝熊、藤坂、三木、谷の山、長尾、長谷山、天花寺、美杉、多気、浅間、行野浦、芸濃、伊賀、名張、鳥羽、磯部、南勢、飯高、名倉、紀宝、紀和、朝熊背面(中継塔)				
	県庁舎等	13	県庁、県庁舎(10)、消防学校、防災ヘリコプター管理事務所				
	市町	42	全市町(支所(旧市町村役場)に設置している市町あり)				
	消防本部	15	全消防本部				
	警察関係	19	県警察本部、全警察署				
	医療関係	21	総合医療センター、こころの医療センター、一志病院、志摩病院、三重大学附属病院、松阪市民病院、鈴鹿中央総合病院、伊勢赤十字病院、尾鷲総合病院、上野総合市民病院、紀南病院、三重県医師会、市立四日市病院、いなべ総合病院、松阪中央総合病院、済生会松阪総合病院、名張市立病院、三重中央医療センター、伊勢市立伊勢総合病院、桑名市総合医療センター、日本赤十字社三重県支部				
	報道関係	3	NHK津、三重テレビ、三重エフエム				
	県地域機関関係	20	君ヶ野ダム、宮川ダム、安濃ダム、北勢水道、中勢水道、南勢水道、みえ県民交流センター、動物愛護センター、四日市港管理組合、広域防災拠点(紀北、紀南、伊勢志摩、伊賀、北勢)、下水道(北勢北部、北勢南部、中南勢富士、中南勢松阪、中南勢宮川)				
国関係	7	津地方気象台、久居駐屯地、明野駐屯地航空学校、四日市海上保安部、鳥羽海上保安部、尾鷲海上保安部、東海農政局三重県拠点					
ライフライン関係	5	三重県トラック協会、三重交通、中部電力パワーグリッド三重支店、NTT西日本三重支店、東邦ガス(長谷山中継所内ch渡し)					
携帯型及び車載型	13	県庁、県庁舎(10)、防災ヘリコプター管理事務所、三重大学(勢水丸)					
計	182						
衛 星 系 設 備	県庁舎等	12	県庁、県庁舎(志摩以外9)、防災ヘリコプター管理事務所、消防学校				
	市町	30	市町(南伊勢町を除く28)、伊勢市防災センター、南伊勢病院				
	消防本部	15	全消防本部				
	警察関係	1	県警察本部				
	医療関係	7	総合医療センター、こころの医療センター、一志病院、志摩病院、三重大学附属病院、伊勢赤十字病院、日本赤十字社三重県支部				
	県地域機関関係	10	君ヶ野ダム、宮川ダム、北勢水道、中勢水道、南勢水道、広域防災拠点(紀北、紀南、伊勢志摩、伊賀、北勢)				
	国関係	3	久居駐屯地、明野駐屯地航空学校、第四管区海上保安本部				
	可搬型	12	県庁(1)、消防本部(11)、桑名、四日市、鈴鹿、津、松阪、伊勢、鳥羽、志摩、紀勢、一部紀北、紀勢)				
	計	90					
	有 線 系 設 備	県庁舎等	13	県庁、県庁舎(10)、消防学校、防災ヘリコプター管理事務所			
市町		38	全市町(支所(旧市町村役場)に設置している市町あり。)				
消防本部		16	全消防本部、三重北消防指令センター				
警察関係		1	県警察本部				
県地域機関関係		12	君ヶ野ダム、宮川ダム、安濃ダム、北勢水道、中勢水道、南勢水道、四日市港管理事務所、広域防災拠点(紀北、紀南、伊勢志摩、伊賀、北勢)				
国関係		2	久居駐屯地、明野駐屯地航空学校				
計		82					

ページ	旧	新																		
212	<p>第3部 発災後対策</p> <p>第1章 災害対策本部機能の確保</p> <p>第2節 通信機能の確保（発災2）</p> <p>第3項 対策</p> <p>（別表1）</p> <table border="1" data-bbox="163 331 1032 1034"> <thead> <tr> <th>関係機関等名</th> <th>情報共有手段</th> <th>代替手段等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>地方部</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>固定通信網、移動体通信網等</li> <li>三重県行政WAN</li> <li>三重県防災通信ネットワーク（地上系、衛星系、有線系）</li> <li>三重県防災情報システム</li> <li>インターネットメール</li> <li>衛星携帯電話</li> <li>衛星インターネット通信機器（伊勢、尾鷲、熊野）</li> </ul> </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>携帯型無線機</li> <li>連絡員派遣</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td>                     県単独立庁舎等                     <ul style="list-style-type: none"> <li>消防学校</li> <li>航空隊事務所</li> <li>東京事務所</li> <li>県管理ダム</li> <li>企業庁水道事務所</li> <li>ダイバーシティ社会推進課</li> </ul> </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>固定通信網、移動体通信網等</li> <li>三重県行政WAN</li> <li>三重県防災通信ネットワーク（地上系（東京事務所除く）、衛星系（航空隊（可搬型）、東京事務所）、有線系（NPO、下水道事務所、東京事務所除く））</li> <li>インターネットメール</li> </ul> </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>連絡員派遣</li> </ul> </td> </tr> </tbody> </table>	関係機関等名	情報共有手段	代替手段等	地方部	<ul style="list-style-type: none"> <li>固定通信網、移動体通信網等</li> <li>三重県行政WAN</li> <li>三重県防災通信ネットワーク（地上系、衛星系、有線系）</li> <li>三重県防災情報システム</li> <li>インターネットメール</li> <li>衛星携帯電話</li> <li>衛星インターネット通信機器（伊勢、尾鷲、熊野）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>携帯型無線機</li> <li>連絡員派遣</li> </ul>	県単独立庁舎等 <ul style="list-style-type: none"> <li>消防学校</li> <li>航空隊事務所</li> <li>東京事務所</li> <li>県管理ダム</li> <li>企業庁水道事務所</li> <li>ダイバーシティ社会推進課</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>固定通信網、移動体通信網等</li> <li>三重県行政WAN</li> <li>三重県防災通信ネットワーク（地上系（東京事務所除く）、衛星系（航空隊（可搬型）、東京事務所）、有線系（NPO、下水道事務所、東京事務所除く））</li> <li>インターネットメール</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>連絡員派遣</li> </ul>	<p>第3部 発災後対策</p> <p>第1章 災害対策本部機能の確保</p> <p>第2節 通信機能の確保（発災2）</p> <p>第3項 対策</p> <p>（別表1）</p> <table border="1" data-bbox="1184 331 2054 1034"> <thead> <tr> <th>関係機関等名</th> <th>情報共有手段</th> <th>代替手段等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>地方部</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>固定通信網、移動体通信網等</li> <li>三重県行政WAN</li> <li>三重県防災通信ネットワーク（地上系、衛星系、有線系）</li> <li>三重県防災情報システム</li> <li>インターネットメール</li> <li>衛星携帯電話</li> <li>衛星インターネット通信機器（10地域庁舎）</li> </ul> </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>携帯型無線機</li> <li>連絡員派遣</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td>                     県単独立庁舎等                     <ul style="list-style-type: none"> <li>消防学校</li> <li>航空隊事務所</li> <li>県管理ダム</li> <li>企業庁水道事務所</li> <li>ダイバーシティ社会推進課</li> <li>流域下水処理場</li> </ul> </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>固定通信網、移動体通信網等</li> <li>三重県行政WAN</li> <li>三重県防災通信ネットワーク（地上系、衛星系（ダイバーシティ社会推進課、流域下水処理場除く）、有線系（ダイバーシティ社会推進課、流域下水処理場除く））</li> <li>インターネットメール</li> <li>衛星インターネット通信機器（航空隊事務所）</li> </ul> </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>連絡員派遣</li> </ul> </td> </tr> </tbody> </table>	関係機関等名	情報共有手段	代替手段等	地方部	<ul style="list-style-type: none"> <li>固定通信網、移動体通信網等</li> <li>三重県行政WAN</li> <li>三重県防災通信ネットワーク（地上系、衛星系、有線系）</li> <li>三重県防災情報システム</li> <li>インターネットメール</li> <li>衛星携帯電話</li> <li>衛星インターネット通信機器（10地域庁舎）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>携帯型無線機</li> <li>連絡員派遣</li> </ul>	県単独立庁舎等 <ul style="list-style-type: none"> <li>消防学校</li> <li>航空隊事務所</li> <li>県管理ダム</li> <li>企業庁水道事務所</li> <li>ダイバーシティ社会推進課</li> <li>流域下水処理場</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>固定通信網、移動体通信網等</li> <li>三重県行政WAN</li> <li>三重県防災通信ネットワーク（地上系、衛星系（ダイバーシティ社会推進課、流域下水処理場除く）、有線系（ダイバーシティ社会推進課、流域下水処理場除く））</li> <li>インターネットメール</li> <li>衛星インターネット通信機器（航空隊事務所）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>連絡員派遣</li> </ul>
関係機関等名	情報共有手段	代替手段等																		
地方部	<ul style="list-style-type: none"> <li>固定通信網、移動体通信網等</li> <li>三重県行政WAN</li> <li>三重県防災通信ネットワーク（地上系、衛星系、有線系）</li> <li>三重県防災情報システム</li> <li>インターネットメール</li> <li>衛星携帯電話</li> <li>衛星インターネット通信機器（伊勢、尾鷲、熊野）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>携帯型無線機</li> <li>連絡員派遣</li> </ul>																		
県単独立庁舎等 <ul style="list-style-type: none"> <li>消防学校</li> <li>航空隊事務所</li> <li>東京事務所</li> <li>県管理ダム</li> <li>企業庁水道事務所</li> <li>ダイバーシティ社会推進課</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>固定通信網、移動体通信網等</li> <li>三重県行政WAN</li> <li>三重県防災通信ネットワーク（地上系（東京事務所除く）、衛星系（航空隊（可搬型）、東京事務所）、有線系（NPO、下水道事務所、東京事務所除く））</li> <li>インターネットメール</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>連絡員派遣</li> </ul>																		
関係機関等名	情報共有手段	代替手段等																		
地方部	<ul style="list-style-type: none"> <li>固定通信網、移動体通信網等</li> <li>三重県行政WAN</li> <li>三重県防災通信ネットワーク（地上系、衛星系、有線系）</li> <li>三重県防災情報システム</li> <li>インターネットメール</li> <li>衛星携帯電話</li> <li>衛星インターネット通信機器（10地域庁舎）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>携帯型無線機</li> <li>連絡員派遣</li> </ul>																		
県単独立庁舎等 <ul style="list-style-type: none"> <li>消防学校</li> <li>航空隊事務所</li> <li>県管理ダム</li> <li>企業庁水道事務所</li> <li>ダイバーシティ社会推進課</li> <li>流域下水処理場</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>固定通信網、移動体通信網等</li> <li>三重県行政WAN</li> <li>三重県防災通信ネットワーク（地上系、衛星系（ダイバーシティ社会推進課、流域下水処理場除く）、有線系（ダイバーシティ社会推進課、流域下水処理場除く））</li> <li>インターネットメール</li> <li>衛星インターネット通信機器（航空隊事務所）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>連絡員派遣</li> </ul>																		
213	<p>第3部 発災後対策</p> <p>第1章 災害対策本部機能の確保</p> <p>第2節 通信機能の確保（発災2）</p> <p>第3項 対策</p> <p>（別表1）</p> <table border="1" data-bbox="163 1233 1032 1391"> <thead> <tr> <th>関係機関等名</th> <th>情報共有手段</th> <th>代替手段等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>消防本部</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>固定通信網、移動体通信網等</li> <li>三重県防災通信ネットワーク（地上系、衛星系、有線系）</li> </ul> </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>可搬型衛星通信設備</li> <li>連絡員派遣（代表機関のみ）</li> </ul> </td> </tr> </tbody> </table>	関係機関等名	情報共有手段	代替手段等	消防本部	<ul style="list-style-type: none"> <li>固定通信網、移動体通信網等</li> <li>三重県防災通信ネットワーク（地上系、衛星系、有線系）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>可搬型衛星通信設備</li> <li>連絡員派遣（代表機関のみ）</li> </ul>	<p>第3部 発災後対策</p> <p>第1章 災害対策本部機能の確保</p> <p>第2節 通信機能の確保（発災2）</p> <p>第3項 対策</p> <p>（別表1）</p> <table border="1" data-bbox="1184 1233 2054 1391"> <thead> <tr> <th>関係機関等名</th> <th>情報共有手段</th> <th>代替手段等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>消防本部</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>固定通信網、移動体通信網等</li> <li>三重県防災通信ネットワーク（地上系、衛星系、有線系）</li> </ul> </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>可搬型衛星通信設備</li> <li>【11消防本部（桑名、四日市、鈴鹿、津、松</li> </ul> </td> </tr> </tbody> </table>	関係機関等名	情報共有手段	代替手段等	消防本部	<ul style="list-style-type: none"> <li>固定通信網、移動体通信網等</li> <li>三重県防災通信ネットワーク（地上系、衛星系、有線系）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>可搬型衛星通信設備</li> <li>【11消防本部（桑名、四日市、鈴鹿、津、松</li> </ul>						
関係機関等名	情報共有手段	代替手段等																		
消防本部	<ul style="list-style-type: none"> <li>固定通信網、移動体通信網等</li> <li>三重県防災通信ネットワーク（地上系、衛星系、有線系）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>可搬型衛星通信設備</li> <li>連絡員派遣（代表機関のみ）</li> </ul>																		
関係機関等名	情報共有手段	代替手段等																		
消防本部	<ul style="list-style-type: none"> <li>固定通信網、移動体通信網等</li> <li>三重県防災通信ネットワーク（地上系、衛星系、有線系）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>可搬型衛星通信設備</li> <li>【11消防本部（桑名、四日市、鈴鹿、津、松</li> </ul>																		

ページ	旧	新																																				
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・インターネットメール</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・インターネットメール</li> </ul> <p><u>阪、伊勢、鳥羽、志摩、紀勢、三重紀北、熊野】</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・連絡員派遣（代表機関のみ）</li> </ul>																																				
214	<p>第3部 発災後対策</p> <p>第1章 災害対策本部機能の確保</p> <p>第2節 通信機能の確保（発災2）</p> <p>第3項 対策</p> <p>（別表1）</p> <table border="1" data-bbox="165 596 1032 1385"> <thead> <tr> <th>関係機関等名</th> <th>情報共有手段</th> <th>代替手段等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>三重県歯科医師会</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>・固定通信網、移動体通信網等</li> <li>・<u>広域災害・救急医療情報システム（EMIS）</u></li> <li>・インターネットメール</li> </ul> </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>・連絡員派遣</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td>三重県薬剤師会</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>・固定通信網・移動体通信網</li> <li>・インターネットメール</li> </ul> </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>・連絡員派遣</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td>三重県看護協会</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>・固定通信網・移動体通信網</li> <li>・インターネットメール</li> </ul> </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>・連絡員派遣</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td>日本赤十字社三重県支部</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>・固定通信網、移動体通信網等</li> <li>・三重県防災通信ネットワーク（衛星系、地上系）</li> <li>・インターネットメール</li> </ul> </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>・連絡員派遣</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td>医療機関</td> <td>(略)</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table>	関係機関等名	情報共有手段	代替手段等	三重県歯科医師会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・固定通信網、移動体通信網等</li> <li>・<u>広域災害・救急医療情報システム（EMIS）</u></li> <li>・インターネットメール</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・連絡員派遣</li> </ul>	三重県薬剤師会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・固定通信網・移動体通信網</li> <li>・インターネットメール</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・連絡員派遣</li> </ul>	三重県看護協会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・固定通信網・移動体通信網</li> <li>・インターネットメール</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・連絡員派遣</li> </ul>	日本赤十字社三重県支部	<ul style="list-style-type: none"> <li>・固定通信網、移動体通信網等</li> <li>・三重県防災通信ネットワーク（衛星系、地上系）</li> <li>・インターネットメール</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・連絡員派遣</li> </ul>	医療機関	(略)	—	<p>第3部 発災後対策</p> <p>第1章 災害対策本部機能の確保</p> <p>第2節 通信機能の確保（発災2）</p> <p>第3項 対策</p> <p>（別表1）</p> <table border="1" data-bbox="1180 596 2047 1385"> <thead> <tr> <th>関係機関等名</th> <th>情報共有手段</th> <th>代替手段等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>三重県歯科医師会</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>・固定通信網、移動体通信網等</li> <li>・広域災害・救急医療情報システム（EMIS）</li> <li>・インターネットメール</li> </ul> </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>・連絡員派遣</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td>三重県薬剤師会</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>・固定通信網・移動体通信網</li> <li>・<u>広域災害・救急医療情報システム（EMIS）</u></li> <li>・インターネットメール</li> </ul> </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>・連絡員派遣</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td>三重県看護協会</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>・固定通信網・移動体通信網</li> <li>・<u>広域災害・救急医療情報システム（EMIS）</u></li> <li>・インターネットメール</li> </ul> </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>・連絡員派遣</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td>日本赤十字社三重県支部</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>・固定通信網、移動体通信網等</li> <li>・三重県防災通信ネットワーク（衛星系、地上系）</li> <li>・<u>広域災害・救急医療情報システム（EMIS）</u></li> <li>・インターネットメール</li> </ul> </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>・連絡員派遣</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td>医療機関</td> <td>(略)</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table>	関係機関等名	情報共有手段	代替手段等	三重県歯科医師会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・固定通信網、移動体通信網等</li> <li>・広域災害・救急医療情報システム（EMIS）</li> <li>・インターネットメール</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・連絡員派遣</li> </ul>	三重県薬剤師会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・固定通信網・移動体通信網</li> <li>・<u>広域災害・救急医療情報システム（EMIS）</u></li> <li>・インターネットメール</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・連絡員派遣</li> </ul>	三重県看護協会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・固定通信網・移動体通信網</li> <li>・<u>広域災害・救急医療情報システム（EMIS）</u></li> <li>・インターネットメール</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・連絡員派遣</li> </ul>	日本赤十字社三重県支部	<ul style="list-style-type: none"> <li>・固定通信網、移動体通信網等</li> <li>・三重県防災通信ネットワーク（衛星系、地上系）</li> <li>・<u>広域災害・救急医療情報システム（EMIS）</u></li> <li>・インターネットメール</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・連絡員派遣</li> </ul>	医療機関	(略)	—
関係機関等名	情報共有手段	代替手段等																																				
三重県歯科医師会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・固定通信網、移動体通信網等</li> <li>・<u>広域災害・救急医療情報システム（EMIS）</u></li> <li>・インターネットメール</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・連絡員派遣</li> </ul>																																				
三重県薬剤師会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・固定通信網・移動体通信網</li> <li>・インターネットメール</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・連絡員派遣</li> </ul>																																				
三重県看護協会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・固定通信網・移動体通信網</li> <li>・インターネットメール</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・連絡員派遣</li> </ul>																																				
日本赤十字社三重県支部	<ul style="list-style-type: none"> <li>・固定通信網、移動体通信網等</li> <li>・三重県防災通信ネットワーク（衛星系、地上系）</li> <li>・インターネットメール</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・連絡員派遣</li> </ul>																																				
医療機関	(略)	—																																				
関係機関等名	情報共有手段	代替手段等																																				
三重県歯科医師会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・固定通信網、移動体通信網等</li> <li>・広域災害・救急医療情報システム（EMIS）</li> <li>・インターネットメール</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・連絡員派遣</li> </ul>																																				
三重県薬剤師会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・固定通信網・移動体通信網</li> <li>・<u>広域災害・救急医療情報システム（EMIS）</u></li> <li>・インターネットメール</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・連絡員派遣</li> </ul>																																				
三重県看護協会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・固定通信網・移動体通信網</li> <li>・<u>広域災害・救急医療情報システム（EMIS）</u></li> <li>・インターネットメール</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・連絡員派遣</li> </ul>																																				
日本赤十字社三重県支部	<ul style="list-style-type: none"> <li>・固定通信網、移動体通信網等</li> <li>・三重県防災通信ネットワーク（衛星系、地上系）</li> <li>・<u>広域災害・救急医療情報システム（EMIS）</u></li> <li>・インターネットメール</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・連絡員派遣</li> </ul>																																				
医療機関	(略)	—																																				

ページ	旧			新		
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・三重大学医学部附属病院</li> <li>・伊勢赤十字病院</li> <li>・鈴鹿中央総合病院</li> <li>・松阪市民病院</li> <li>・尾鷲総合病院</li> <li>・紀南病院</li> <li>・上野総合市民病院</li> <li>・市立四日市病院</li> <li>・いなべ総合病院</li> <li>・済生会松阪総合病院</li> <li>・厚生連松阪中央総合病院</li> <li>・名張市立病院</li> <li>・三重中央医療センター</li> <li>・県立総合医療センター</li> <li>・志摩病院</li> <li>・伊勢市立伊勢総合病院</li> <li>・桑名市総合医療センター</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・固定通信網、移動体通信網等</li> <li>・三重県防災通信ネットワーク（衛星系〔三重大病院、伊勢赤十字病院、総合医療センター〕（地上系〔三重大病院、伊勢赤十字病院、鈴鹿中央総合病院、松阪市民病院、尾鷲総合病院、紀南病院、上野総合市民病院、市立四日市病院、いなべ総合病院、厚生連松阪中央総合病院、総合医療センター、済生会松阪総合病院、志摩病院、三重中央医療センター、伊勢市立伊勢総合病院、桑名市総合医療センター〕）</li> <li>・広域災害・救急医療情報システム（EMIS）</li> <li>・インターネットメール</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・三重大学医学部附属病院</li> <li>・伊勢赤十字病院</li> <li>・鈴鹿中央総合病院</li> <li>・松阪市民病院</li> <li>・尾鷲総合病院</li> <li>・紀南病院</li> <li>・上野総合市民病院</li> <li>・市立四日市病院</li> <li>・いなべ総合病院</li> <li>・済生会松阪総合病院</li> <li>・厚生連松阪中央総合病院</li> <li>・名張市立病院</li> <li>・三重中央医療センター</li> <li>・県立総合医療センター</li> <li>・志摩病院</li> <li>・伊勢市立伊勢総合病院</li> <li>・桑名市総合医療センター</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・固定通信網、移動体通信網等</li> <li>・三重県防災通信ネットワーク（衛星系〔三重大病院、伊勢赤十字病院、総合医療センター、<u>志摩病院</u>〕（地上系〔三重大病院、伊勢赤十字病院、鈴鹿中央総合病院、松阪市民病院、尾鷲総合病院、紀南病院、上野総合市民病院、市立四日市病院、いなべ総合病院、厚生連松阪中央総合病院、総合医療センター、済生会松阪総合病院、志摩病院、三重中央医療センター、伊勢市立伊勢総合病院、桑名市総合医療センター〕）</li> <li>・広域災害・救急医療情報システム（EMIS）</li> <li>・インターネットメール</li> </ul>	
	<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>	<ul style="list-style-type: none"> <li><u>医療機関（県営病院）</u></li> <li><u>・一志病院</u></li> <li><u>・こころの医療センター</u></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li><u>・固定通信網、移動体通信網等</u></li> <li><u>・三重県防災通信ネットワーク（地上系、衛星系）</u></li> <li><u>・インターネットメール</u></li> </ul>	<u>＝</u>

ページ	旧	新																
215	<p>第3部 発災後対策</p> <p>第1章 災害対策本部機能の確保</p> <p>② 本庁、<u>防災ヘリコプター管理事務所、県広域防災拠点及び各消防本部</u>に配備している衛星系可搬型防災行政無線機器</p>	<p>第3部 発災後対策</p> <p>第1章 災害対策本部機能の確保</p> <p>② 本庁及び11消防本部（<u>桑名、四日市、鈴鹿、津、松阪、伊勢、鳥羽、志摩、紀勢、三重紀北、熊野</u>）に配備している衛星系可搬型防災行政無線機器</p>																
220	<p>第3部 発災後対策</p> <p>第1章 災害対策本部機能の確保</p> <p>第3節 自衛隊及び海上保安庁への災害派遣要請等</p> <p>第3項 対策</p> <p>■県が実施する対策</p> <p>1 自衛隊災害派遣要請</p> <p>知事は、市町長から派遣要請の要求を受け、その派遣要請の事由を適切と認めた場合、又は自らの判断で派遣を要請する場合は、自衛隊法第83条の規定に基づき、別紙2により<u>陸上自衛隊第33普通科連隊長</u>へ要請を行う。ただし、事態が急を要するときは、電話又は無線をもって要請し、事後に文書を送付する。（推進計画）</p> <p>○ 派遣要請窓口： 陸上自衛隊第33普通科連隊 第3科</p>	<p>第3部 発災後対策</p> <p>第1章 災害対策本部機能の確保</p> <p>第3節 自衛隊及び海上保安庁への災害派遣要請等</p> <p>第3項 対策</p> <p>■県が実施する対策</p> <p>1 自衛隊災害派遣要請</p> <p>知事は、市町長から派遣要請の要求を受け、その派遣要請の事由を適切と認めた場合、又は自らの判断で派遣を要請する場合は、<u>派遣を希望する活動内容を考慮し</u>、自衛隊法第83条の規定に基づき、別紙2により<u>陸上自衛隊第33普通科連隊長等</u>へ要請を行う。ただし、事態が急を要するときは、電話又は無線をもって要請し、事後に文書を送付する。（推進計画）</p> <p>○ 派遣要請連絡窓口：</p> <table border="1" data-bbox="1240 831 2011 1185"> <thead> <tr> <th></th> <th>連絡窓口</th> <th>所在地</th> <th>電話番号</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>陸上自衛隊</td> <td>第33普通科連隊長 (第3科)</td> <td>〒514-1118 三重県津市久居新町975</td> <td>(059)255-3133 内線 256 (当直 462)</td> </tr> <tr> <td>海上自衛隊</td> <td>横須賀地方総監 (第3幕僚室)</td> <td>〒238-0046 神奈川県横須賀市西 逸見町1丁目無番地</td> <td>(046)822-3500 内線 2543 (当直 2222)</td> </tr> <tr> <td>航空自衛隊</td> <td>中部航空方面隊司令官 (防衛部)</td> <td>〒350-1394 埼玉県狭山市稲荷山 2-3</td> <td>(04)2953-6131 内線 2233 (当直 2204)</td> </tr> </tbody> </table>		連絡窓口	所在地	電話番号	陸上自衛隊	第33普通科連隊長 (第3科)	〒514-1118 三重県津市久居新町975	(059)255-3133 内線 256 (当直 462)	海上自衛隊	横須賀地方総監 (第3幕僚室)	〒238-0046 神奈川県横須賀市西 逸見町1丁目無番地	(046)822-3500 内線 2543 (当直 2222)	航空自衛隊	中部航空方面隊司令官 (防衛部)	〒350-1394 埼玉県狭山市稲荷山 2-3	(04)2953-6131 内線 2233 (当直 2204)
	連絡窓口	所在地	電話番号															
陸上自衛隊	第33普通科連隊長 (第3科)	〒514-1118 三重県津市久居新町975	(059)255-3133 内線 256 (当直 462)															
海上自衛隊	横須賀地方総監 (第3幕僚室)	〒238-0046 神奈川県横須賀市西 逸見町1丁目無番地	(046)822-3500 内線 2543 (当直 2222)															
航空自衛隊	中部航空方面隊司令官 (防衛部)	〒350-1394 埼玉県狭山市稲荷山 2-3	(04)2953-6131 内線 2233 (当直 2204)															

ページ	旧	新																																								
233	<p>第3部 発災後対策</p> <p>第1章 災害対策本部機能の確保</p> <p>第4節 災害情報等の収集・伝達及び広報体制の確保と運用</p> <p>第2項 主要対策項目</p> <table border="1" data-bbox="165 292 1032 453"> <thead> <tr> <th>対策(活動)項目</th> <th>担当当事務(班)</th> <th>活動開始(準備)時期等</th> <th>重要な収集情報(収集先)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="4">(省略)</td> </tr> <tr> <td>県民への広報・広聴</td> <td>総括部隊 (総務班・広聴広報班)</td> <td>【随時】</td> <td>・災害関連情報全般 (市町、防災関係機関)</td> </tr> </tbody> </table> <p>&lt;津波災害対策&gt;</p> <table border="1" data-bbox="165 531 1032 687"> <thead> <tr> <th>対策(活動)項目</th> <th>担当当事務(班)</th> <th>活動開始(準備)時期等</th> <th>重要な収集情報(収集先)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>津波警報発表時等の緊急の情報伝達等</td> <td>総括部隊 (総括班・総務班・広聴広報班)</td> <td>【発災直後】 相応規模の津波が発生する可能性を認知した時点</td> <td>・津波警報等相応規模の津波の襲来を予見させる情報(気象庁&lt;津地方気象台&gt;)</td> </tr> </tbody> </table>	対策(活動)項目	担当当事務(班)	活動開始(準備)時期等	重要な収集情報(収集先)	(省略)				県民への広報・広聴	総括部隊 (総務班・広聴広報班)	【随時】	・災害関連情報全般 (市町、防災関係機関)	対策(活動)項目	担当当事務(班)	活動開始(準備)時期等	重要な収集情報(収集先)	津波警報発表時等の緊急の情報伝達等	総括部隊 (総括班・総務班・広聴広報班)	【発災直後】 相応規模の津波が発生する可能性を認知した時点	・津波警報等相応規模の津波の襲来を予見させる情報(気象庁<津地方気象台>)	<p>第3部 発災後対策</p> <p>第1章 災害対策本部機能の確保</p> <p>第4節 災害情報等の収集・伝達及び広報体制の確保と運用</p> <p>第2項 主要対策項目</p> <table border="1" data-bbox="1187 292 2054 453"> <thead> <tr> <th>対策(活動)項目</th> <th>担当当事務(班)</th> <th>活動開始(準備)時期等</th> <th>重要な収集情報(収集先)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="4">(省略)</td> </tr> <tr> <td>県民への広報・広聴</td> <td>総括部隊 (情報班・広聴広報班)</td> <td>【随時】</td> <td>・災害関連情報全般 (市町、防災関係機関)</td> </tr> </tbody> </table> <p>&lt;津波災害対策&gt;</p> <table border="1" data-bbox="1187 531 2054 687"> <thead> <tr> <th>対策(活動)項目</th> <th>担当当事務(班)</th> <th>活動開始(準備)時期等</th> <th>重要な収集情報(収集先)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>津波警報発表時等の緊急の情報伝達等</td> <td>総括部隊 (総括班・広聴広報班)</td> <td>【発災直後】 相応規模の津波が発生する可能性を認知した時点</td> <td>・津波警報等相応規模の津波の襲来を予見させる情報(気象庁&lt;津地方気象台&gt;)</td> </tr> </tbody> </table>	対策(活動)項目	担当当事務(班)	活動開始(準備)時期等	重要な収集情報(収集先)	(省略)				県民への広報・広聴	総括部隊 (情報班・広聴広報班)	【随時】	・災害関連情報全般 (市町、防災関係機関)	対策(活動)項目	担当当事務(班)	活動開始(準備)時期等	重要な収集情報(収集先)	津波警報発表時等の緊急の情報伝達等	総括部隊 (総括班・広聴広報班)	【発災直後】 相応規模の津波が発生する可能性を認知した時点	・津波警報等相応規模の津波の襲来を予見させる情報(気象庁<津地方気象台>)
対策(活動)項目	担当当事務(班)	活動開始(準備)時期等	重要な収集情報(収集先)																																							
(省略)																																										
県民への広報・広聴	総括部隊 (総務班・広聴広報班)	【随時】	・災害関連情報全般 (市町、防災関係機関)																																							
対策(活動)項目	担当当事務(班)	活動開始(準備)時期等	重要な収集情報(収集先)																																							
津波警報発表時等の緊急の情報伝達等	総括部隊 (総括班・総務班・広聴広報班)	【発災直後】 相応規模の津波が発生する可能性を認知した時点	・津波警報等相応規模の津波の襲来を予見させる情報(気象庁<津地方気象台>)																																							
対策(活動)項目	担当当事務(班)	活動開始(準備)時期等	重要な収集情報(収集先)																																							
(省略)																																										
県民への広報・広聴	総括部隊 (情報班・広聴広報班)	【随時】	・災害関連情報全般 (市町、防災関係機関)																																							
対策(活動)項目	担当当事務(班)	活動開始(準備)時期等	重要な収集情報(収集先)																																							
津波警報発表時等の緊急の情報伝達等	総括部隊 (総括班・広聴広報班)	【発災直後】 相応規模の津波が発生する可能性を認知した時点	・津波警報等相応規模の津波の襲来を予見させる情報(気象庁<津地方気象台>)																																							
235	<p>第3部 発災後対策</p> <p>第1章 災害対策本部機能の確保</p> <p>第4節 災害情報等の収集・伝達及び広報体制の確保と運用</p> <p>第3項 対策</p> <p>■県が実施する対策</p> <p>2 津波警報発表時等の緊急の情報伝達等(総括部隊&lt;情報班、広聴広報班、総務班&gt;)</p> <p>(1) 市町等への津波警報等の伝達</p> <p>津波警報等が発表された場合、総括部隊(総務班)は、三重県防災通信ネットワーク(一斉配信及び津波一斉(音声))を使用して地方部及び市町へその情報文を伝達し、受信確認を行うとともに、庁内放送により県庁内への周知を図る。(推進計画)</p> <p>(2) ホームページ等での情報提供</p> <p>総括部隊(総務班)は、「防災みえ.jp」ホームページで緊急情報等の提供を行うとともに、メール配信サービス、SNS等により情報を伝達する。</p> <p>(中略)</p> <p>3 被害情報等の収集(総括部隊&lt;情報班&gt;、各部隊)</p> <p>(1) 市町、防災関係機関等からの情報収集と提供</p>	<p>第3部 発災後対策</p> <p>第1章 災害対策本部機能の確保</p> <p>第4節 災害情報等の収集・伝達及び広報体制の確保と運用</p> <p>第3項 対策</p> <p>■県が実施する対策</p> <p>2 津波警報発表時等の緊急の情報伝達等(総括部隊&lt;総括班、広聴広報班、総務班&gt;)</p> <p>(1) 市町等への津波警報等の伝達</p> <p>津波警報等が発表された場合、総括部隊(総括班)は、三重県防災通信ネットワーク(一斉配信及び津波一斉(音声))を使用して地方部及び市町へその情報文を伝達し、受信確認を行うとともに、庁内放送により県庁内への周知を図る。(推進計画)</p> <p>(2) ホームページ等での情報提供</p> <p>総括部隊(情報班)は、「防災みえ.jp」ホームページで緊急情報等の提供を行うとともに、メール配信サービス、SNS・防災アプリ等により情報を伝達する。</p> <p>(中略)</p> <p>3 被害情報等の収集(総括部隊&lt;情報班&gt;、各部隊)</p> <p>(1) 市町、防災関係機関等からの情報収集と提供</p>																																								

ページ	旧	新																																																
	<p>県災対本部各部隊は、防災関係機関等及び地方部を通じて市町等から被害情報等を収集するとともに、各部隊（各局等）が所管する施設や関係団体等に関する被害情報を収集し、総括部隊（<u>総括班</u>）に報告する。</p>	<p>県災対本部各部隊は、防災関係機関等及び地方部を通じて市町等から被害情報等を収集するとともに、各部隊（各局等）が所管する施設や関係団体等に関する被害情報を収集し、総括部隊（<u>情報班</u>）に報告する。</p>																																																
236	<p>第3部 発災後対策 第1章 災害対策本部機能の確保 第4節 災害情報等の収集・伝達及び広報体制の確保と運用 第3項 対策 ■県が実施する対策 3 被害情報等の収集（総括部隊&lt;情報班&gt;、各部隊） (1) 市町、防災関係機関等からの情報収集と提供 【防災関係機関等から収集する情報の内容】</p> <table border="1" data-bbox="163 715 1032 959"> <thead> <tr> <th>情報・連絡内容</th> <th>部隊・班名</th> <th>情報収集先</th> <th>主な情報収集手段</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. 被害・復旧の状況</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="4">(省略)</td> </tr> <tr> <td>高速道路</td> <td><u>総括部隊（情報班）</u></td> <td>中日本高速道路株式会社</td> <td>電話</td> </tr> <tr> <td>公共交通機関</td> <td>総括部隊（情報班）</td> <td>公共交通事業者</td> <td>電話</td> </tr> <tr> <td colspan="4">(省略)</td> </tr> </tbody> </table>	情報・連絡内容	部隊・班名	情報収集先	主な情報収集手段	1. 被害・復旧の状況				(省略)				高速道路	<u>総括部隊（情報班）</u>	中日本高速道路株式会社	電話	公共交通機関	総括部隊（情報班）	公共交通事業者	電話	(省略)				<p>第3部 発災後対策 第1章 災害対策本部機能の確保 第4節 災害情報等の収集・伝達及び広報体制の確保と運用 第3項 対策 ■県が実施する対策 3 被害情報等の収集（総括部隊&lt;情報班&gt;、各部隊） (1) 市町、防災関係機関等からの情報収集と提供 【防災関係機関等から収集する情報の内容】</p> <table border="1" data-bbox="1182 715 2051 959"> <thead> <tr> <th>情報・連絡内容</th> <th>部隊・班名</th> <th>情報収集先</th> <th>主な情報収集手段</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. 被害・復旧の状況</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="4">(省略)</td> </tr> <tr> <td>高速道路</td> <td><u>社会基盤対策部隊</u></td> <td>中日本高速道路株式会社</td> <td>電話</td> </tr> <tr> <td>公共交通機関</td> <td>総括部隊（情報班）</td> <td>公共交通事業者</td> <td>電話</td> </tr> <tr> <td colspan="4">(省略)</td> </tr> </tbody> </table>	情報・連絡内容	部隊・班名	情報収集先	主な情報収集手段	1. 被害・復旧の状況				(省略)				高速道路	<u>社会基盤対策部隊</u>	中日本高速道路株式会社	電話	公共交通機関	総括部隊（情報班）	公共交通事業者	電話	(省略)			
情報・連絡内容	部隊・班名	情報収集先	主な情報収集手段																																															
1. 被害・復旧の状況																																																		
(省略)																																																		
高速道路	<u>総括部隊（情報班）</u>	中日本高速道路株式会社	電話																																															
公共交通機関	総括部隊（情報班）	公共交通事業者	電話																																															
(省略)																																																		
情報・連絡内容	部隊・班名	情報収集先	主な情報収集手段																																															
1. 被害・復旧の状況																																																		
(省略)																																																		
高速道路	<u>社会基盤対策部隊</u>	中日本高速道路株式会社	電話																																															
公共交通機関	総括部隊（情報班）	公共交通事業者	電話																																															
(省略)																																																		
237	<table border="1" data-bbox="163 963 1032 1118"> <thead> <tr> <th>情報・連絡内容</th> <th>部隊・班名</th> <th>情報収集先</th> <th>主な情報収集手段</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>県営水道</td> <td>社会基盤対策部隊 (水道・工業用水道班)</td> <td>地方部（水道事務所）</td> <td>電話（衛星携帯電話を含む）、業務用無線、MCA 無線</td> </tr> </tbody> </table>	情報・連絡内容	部隊・班名	情報収集先	主な情報収集手段	県営水道	社会基盤対策部隊 (水道・工業用水道班)	地方部（水道事務所）	電話（衛星携帯電話を含む）、業務用無線、MCA 無線	<table border="1" data-bbox="1182 963 2051 1232"> <thead> <tr> <th>情報・連絡内容</th> <th>部隊・班名</th> <th>情報収集先</th> <th>主な情報収集手段</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>県営水道</td> <td>社会基盤対策部隊 (水道・工業用水道班)</td> <td>地方部（水道事務所）</td> <td>電話（衛星携帯電話を含む）、業務用無線、MCA 無線、<u>三重県防災通信ネットワーク（地上系、衛星系）</u></td> </tr> </tbody> </table>	情報・連絡内容	部隊・班名	情報収集先	主な情報収集手段	県営水道	社会基盤対策部隊 (水道・工業用水道班)	地方部（水道事務所）	電話（衛星携帯電話を含む）、業務用無線、MCA 無線、 <u>三重県防災通信ネットワーク（地上系、衛星系）</u>																																
情報・連絡内容	部隊・班名	情報収集先	主な情報収集手段																																															
県営水道	社会基盤対策部隊 (水道・工業用水道班)	地方部（水道事務所）	電話（衛星携帯電話を含む）、業務用無線、MCA 無線																																															
情報・連絡内容	部隊・班名	情報収集先	主な情報収集手段																																															
県営水道	社会基盤対策部隊 (水道・工業用水道班)	地方部（水道事務所）	電話（衛星携帯電話を含む）、業務用無線、MCA 無線、 <u>三重県防災通信ネットワーク（地上系、衛星系）</u>																																															

ページ	旧	新																								
238	<p>第3部 発災後対策</p> <p>第1章 災害対策本部機能の確保</p> <p>第4節 災害情報等の収集・伝達及び広報体制の確保と運用</p> <p>第3項 対策</p> <p>■県が実施する対策</p> <p>3 被害情報等の収集（総括部隊&lt;情報班&gt;、各部隊）</p> <p>(9) 安否不明者及び行方不明者の氏名等公表による安否情報収集（<b>総括部隊</b>）</p>	<p>第3部 発災後対策</p> <p>第1章 災害対策本部機能の確保</p> <p>第4節 災害情報等の収集・伝達及び広報体制の確保と運用</p> <p>第3項 対策</p> <p>■県が実施する対策</p> <p>3 被害情報等の収集（総括部隊&lt;情報班&gt;、各部隊）</p> <p>(9) 安否不明者及び行方不明者の氏名等公表による安否情報収集（総括部隊<b>&lt;情報班&gt;</b>）</p>																								
239	<p>第3部 発災後対策</p> <p>第1章 災害対策本部機能の確保</p> <p>第4節 災害情報等の収集・伝達及び広報体制の確保と運用</p> <p>第3項 対策</p> <p>■県が実施する対策</p> <p>6 県民への広報・広聴</p> <p>(1) 県民への情報提供（総括部隊<b>&lt;総務班、広聴広報班&gt;</b>）</p>	<p>第3部 発災後対策</p> <p>第1章 災害対策本部機能の確保</p> <p>第4節 災害情報等の収集・伝達及び広報体制の確保と運用</p> <p>第3項 対策</p> <p>■県が実施する対策</p> <p>6 県民への広報・広聴</p> <p>(1) 県民への情報提供（総括部隊<b>&lt;情報班、広聴広報班&gt;</b>）</p>																								
245	<p>第3部 発災後対策</p> <p>第1章 災害対策本部機能の確保</p> <p>第5節 広域的な応援・受援体制の整備</p> <p>第3項 対策</p> <p>■県が実施する対策</p> <p>2 緊急派遣チームの派遣（総括部隊&lt;応援・受援班&gt;）</p> <p>県は<b>必要に応じて</b>、応援要請があった被災市町へ情報収集のための職員を派遣する。<b>なお、通信の途絶等により、被災市町の被害状況等の情報が入手できない場合、又は甚大な被害が予想される場合には、できる限り速やかに被災市町に職員を派遣する。</b></p> <p>派遣された職員は、県災対本部と緊密に連絡を取りながら、被災市町の被害状況及び応援ニーズを的確に把握することに努める。</p>	<p>第3部 発災後対策</p> <p>第1章 災害対策本部機能の確保</p> <p>第5節 広域的な応援・受援体制の整備</p> <p>第3項 対策</p> <p>■県が実施する対策</p> <p>2 緊急派遣チームの派遣（総括部隊&lt;応援・受援班&gt;）</p> <p>県は<b>震度5強以上の揺れを観測した県内被災市町、又は</b>応援要請があった被災市町へ情報収集のための職員を派遣する。</p> <p>派遣された職員は、県災対本部と緊密に連絡を取りながら、被災市町の被害状況及び応援ニーズを的確に把握することに努める。</p>																								
249	<p>第3部 発災後対策</p> <p>第1章 災害対策本部機能の確保</p> <p>第5節 広域的な応援・受援体制の整備</p> <p>第3項 対策</p> <p>【三重県が締結している広域相互応援協定一覧】</p> <table border="1" data-bbox="163 1281 1032 1409"> <thead> <tr> <th>協定名称</th> <th>協定自治体</th> <th>主な応援内容</th> <th>要請の連絡先</th> <th>応援自治体</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">全国都道府県における災害時等の広</td> <td rowspan="2">全国知事会 (全都道府県)</td> <td>(1) 物資等の提供</td> <td>中部ブロック</td> <td rowspan="2">【<b>カハ-</b>(支援)県】</td> </tr> <tr> <td>(2) 施設、業務の提供</td> <td>幹事県</td> </tr> </tbody> </table>	協定名称	協定自治体	主な応援内容	要請の連絡先	応援自治体	全国都道府県における災害時等の広	全国知事会 (全都道府県)	(1) 物資等の提供	中部ブロック	【 <b>カハ-</b> (支援)県】	(2) 施設、業務の提供	幹事県	<p>第3部 発災後対策</p> <p>第1章 災害対策本部機能の確保</p> <p>第5節 広域的な応援・受援体制の整備</p> <p>第3項 対策</p> <p>【三重県が締結している広域相互応援協定一覧】</p> <table border="1" data-bbox="1182 1281 2051 1409"> <thead> <tr> <th>協定名称</th> <th>協定自治体</th> <th>主な応援内容</th> <th>要請の連絡先</th> <th>応援自治体</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">全国都道府県における災害時等の広</td> <td rowspan="2">全国知事会 (全都道府県)</td> <td>(1) 物資等の提供</td> <td>中部ブロック</td> <td rowspan="2">【<b>カハ-</b>(支援)県】</td> </tr> <tr> <td>(2) 施設、業務の提供</td> <td>幹事県</td> </tr> </tbody> </table>	協定名称	協定自治体	主な応援内容	要請の連絡先	応援自治体	全国都道府県における災害時等の広	全国知事会 (全都道府県)	(1) 物資等の提供	中部ブロック	【 <b>カハ-</b> (支援)県】	(2) 施設、業務の提供	幹事県
協定名称	協定自治体	主な応援内容	要請の連絡先	応援自治体																						
全国都道府県における災害時等の広	全国知事会 (全都道府県)	(1) 物資等の提供	中部ブロック	【 <b>カハ-</b> (支援)県】																						
		(2) 施設、業務の提供	幹事県																							
協定名称	協定自治体	主な応援内容	要請の連絡先	応援自治体																						
全国都道府県における災害時等の広	全国知事会 (全都道府県)	(1) 物資等の提供	中部ブロック	【 <b>カハ-</b> (支援)県】																						
		(2) 施設、業務の提供	幹事県																							

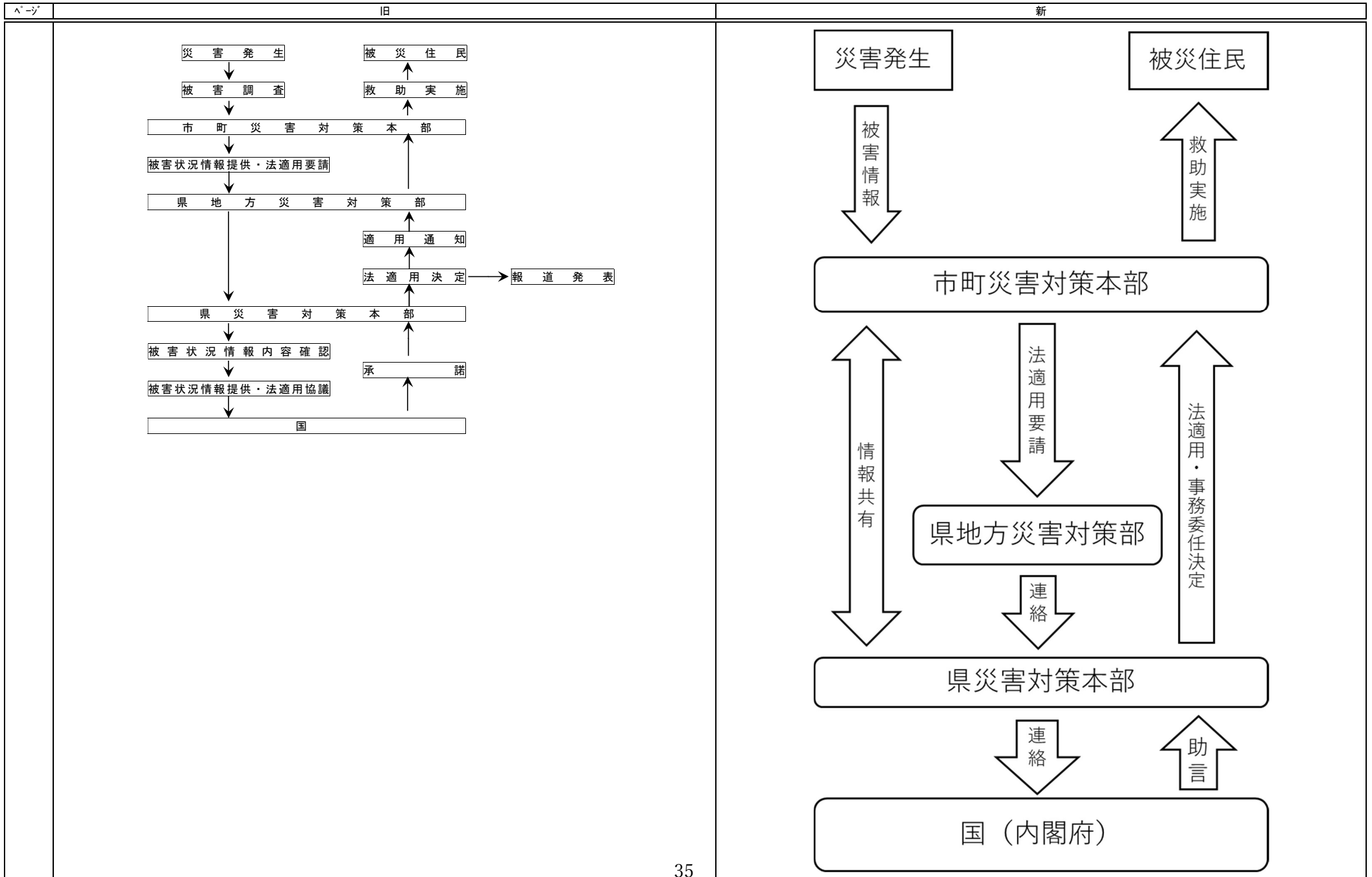
三重県地域防災計画（地震・津波対策編）R7年度新旧対照表

ページ	旧					新												
	域応援に関する協 定書		(3)職員の派遣	近畿ブロック 幹事県		域応援に関する協 定書		(3)職員の派遣	近畿ブロック 幹事県									
	中部9県1市災害 時等の応援に関す る協定	富山県、石川県、福井県 長野県、岐阜県、静岡県 愛知県、三重県、滋賀県 名古屋市	(1)物資等の提供 (2)施設、業務の提供 (3)職員の派遣	中部ブロック 幹事県	【主たる応援県】 (太平洋側の複数県 が被災した場合の主 たる応援県順位) 1 福井県 2 滋賀県	中部9県1市災害 時等の応援に関す る協定	富山県、石川県、福井県 長野県、岐阜県、静岡県 愛知県、三重県、滋賀県 名古屋市	(1)物資等の提供 (2)施設、業務の提供 (3)職員の派遣	中部ブロック 幹事県	【主たる応援県】 (太平洋側の複数県 が被災した場合の主 たる応援県順位) 1 福井県 2 滋賀県								
	近畿圏危機発生時 の相互応援に関す る基本協定	福井県、三重県、滋賀県 京都府、大阪府、兵庫県 奈良県、和歌山県 徳島県、関西広域連合	(1)物資等の提供 (2)施設、業務の提供 (3)職員の派遣	関西広域連合	【カウンターパート】 ・応援府県	近畿圏危機発生時 の相互応援に関す る基本協定	福井県、三重県、滋賀県 京都府、大阪府、兵庫県 奈良県、和歌山県 徳島県、関西広域連合	(1)物資等の提供 (2)施設、業務の提供 (3)職員の派遣	関西広域連合	【カウンターパート】 ・応援府県								
	紀伊半島三県災害 当相互応援に関す る協定		(1)物資等の提供 (2)施設、業務の提供 (3)職員の派遣 (4)ヘリコプターの活用	・奈良県 ・和歌山県	・奈良県 ・和歌山県	紀伊半島三県災害 当相互応援に関す る協定		(1)物資等の提供 (2)施設、業務の提供 (3)職員の派遣 (4)ヘリコプターの活用	・奈良県 ・和歌山県	・奈良県 ・和歌山県								
	三重県市町災害時 応援協定	三重県、市長会、町村会 (県内全市町)	(1)物資等の提供 (2)施設、業務の提供 (3)職員の派遣	※県地方災害対 策部及び応援市 町	【県及び応援市町】	<u>防災協力及び災害 時相互応援に関す る協定</u>	<u>新潟県、三重県</u>	(1)物資等の提供 (2)職員の派遣	・ <u>新潟県</u>	・ <u>新潟県</u>								
						三重県市町災害時 応援協定	三重県、市長会、町村会 (県内全市町)	(1)物資等の提供 (2)施設、業務の提供 (3)職員の派遣	※県地方災害対 策部及び応援市 町	【県及び応援市町】								
	<u>(新設)</u>					<p><b>【応援職員派遣制度】</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>制度名</th> <th>管轄省庁</th> <th>内容</th> <th>即時応援県</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>南海トラフ地震における応急対 策職員派遣制度アクションプラン</td> <td>総務省</td> <td>応援職員の派遣（総括支援チ ーム、対口支援チーム）</td> <td>・福井県（統括担当） ・新潟県</td> </tr> </tbody> </table>					制度名	管轄省庁	内容	即時応援県	南海トラフ地震における応急対 策職員派遣制度アクションプラン	総務省	応援職員の派遣（総括支援チ ーム、対口支援チーム）	・福井県（統括担当） ・新潟県
制度名	管轄省庁	内容	即時応援県															
南海トラフ地震における応急対 策職員派遣制度アクションプラン	総務省	応援職員の派遣（総括支援チ ーム、対口支援チーム）	・福井県（統括担当） ・新潟県															

ページ	旧	新
251	<p><b>第3部 発災後対策</b></p> <p><b>第1章 災害対策本部機能の確保</b></p> <p><b>第6節 国・その他の地方公共団体への災害対策要員の派遣要請等</b></p> <p><b>第3項 対策</b></p> <p><b>■県が実施する対策</b></p> <p>1 国及びその他の地方公共団体への職員の派遣要請等（総括部隊＜応援・受援班＞）</p> <p>(4) 応援職員確保現地調整会議</p> <p>大規模災害時には、県内に「応援職員確保現地調整会議」（構成：総務省（事務局）、全国知事会、全国市長会、全国町村会、指定都市市長会、被災地域ブロック幹事都道府県等）が設置され、被害の状況等を考慮しつつ、県内市町ごとに対口支援団体が決定される。</p> <p>(5) その他の地方公共団体職員の派遣要請</p> <p>その他の都道府県職員の派遣要請は、地方自治法第252条の17の規定に基づいて行う。</p>	<p><b>第3部 発災後対策</b></p> <p><b>第1章 災害対策本部機能の確保</b></p> <p><b>第6節 国・その他の地方公共団体への災害対策要員の派遣要請等</b></p> <p><b>第3項 対策</b></p> <p><b>■県が実施する対策</b></p> <p>1 国及びその他の地方公共団体への職員の派遣要請等（総括部隊＜応援・受援班＞）</p> <p>(4) 応援職員確保現地調整会議</p> <p>大規模災害時には、県内に「応援職員確保現地調整会議」（構成：総務省（事務局）、全国知事会、全国市長会、全国町村会、指定都市市長会、被災地域ブロック幹事都道府県等）が設置され、被害の状況等を考慮しつつ、県内市町ごとに対口支援団体が決定される。</p> <p><u>なお、「南海トラフ地震における応急対策職員派遣制度アクションプラン」が発動された場合は、即時応援県（福井県、新潟県）が支援団体となる。</u></p> <p><b>(5) 内閣府調査チーム等の派遣</b></p> <p><u>大規模災害が発生した場合、被害情報の収集及び対応状況の把握のため、内閣府から「内閣府調査チーム」が派遣される他、被害状況に応じて、災害現地対策本部等が設置される。</u></p> <p><b>(6) その他の地方公共団体職員の派遣要請</b></p> <p>その他の都道府県職員の派遣要請は、地方自治法第252条の17の規定に基づいて行う。</p>
251	<p><b>■県が実施する対策</b></p> <p>2 従事命令等（総括部隊＜応援・受援班＞）</p> <p>（中略）</p> <p>なお、知事は、基本法第71条第1項の規定に基づき、その権限に属する事務の一部を市町長が行うこととすることができるが、その場合は、当該事務及び当該事務を行うこととする期間を市町長に通知するものとし、またこの通知をしたときは、直ちに、その旨を公示しなければならない。</p> <p>（中略）</p> <p>(3) 費用</p> <p>知事が基本法第71条並びに救助法第7条の規定に基づいて発した従事命令により、災害応急対策並びに救助に従事した者に対しては、救助法施行細則第10条に<u>規定するところ</u>によりそれぞれ実費を弁償する。</p>	<p><b>■県が実施する対策</b></p> <p>2 従事命令等（総括部隊＜応援・受援班＞）</p> <p>（中略）</p> <p>なお、知事は、基本法第71条第2項の規定に基づき、その権限に属する事務の一部を市町長が行うこととすることができるが、その場合は、当該事務及び当該事務を行うこととする期間を市町長に通知するものとし、またこの通知をしたときは、直ちに、その旨を公示しなければならない。</p> <p>（中略）</p> <p>(3) 費用</p> <p>知事が基本法第71条並びに救助法第7条の規定に基づいて発した従事命令により、救助に従事した者に対しては、救助法施行細則第10条の<u>例</u>によりそれぞれ実費を弁償する。</p>
252	<p><b>■県が実施する対策</b></p> <p><b>【参考2】基本法第71条第1項の規定による知事の権限</b></p> <p>1 従事命令（救助法第7条関係）</p> <p>従事命令は、次に掲げる範囲の者に対し発することができる（救助法施行令第4条）</p> <p>① 医師、歯科医師又は薬剤師</p> <p>② <u>保健師、助産師、看護師、准看護師、診療放射線技師、臨床検査技師、臨床工学技士、救急救命士又は歯科衛生士</u></p> <p>③ <u>土木技術者又は建築技術者</u></p> <p>④ 大工、左官又はとび職</p> <p>⑤ 土木業者、建築業者及びこれらの従事者</p>	<p><b>■県が実施する対策</b></p> <p><b>【参考2】基本法第71条第1項の規定による知事の権限</b></p> <p>1 従事命令（救助法第7条関係）</p> <p>従事命令は、次に掲げる範囲の者に対し発することができる（救助法施行令第4条）</p> <p>① 医師、歯科医師又は薬剤師</p> <p>② <u>栄養士、管理栄養士、保健師、助産師、看護師、准看護師、診療放射線技師、臨床検査技師、理学療法士、作業療法士、臨床工学技士、救急救命士、言語聴覚士、歯科衛生士又は歯科技工士</u></p> <p>③ <u>保育士、社会福祉士、介護福祉士、介護支援専門員、精神保健福祉士、公認心理師又は児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)第二十四条の二十六第二項に規定する指定障害児相談支援若しくは障害者の日常生活及び社会生</u></p>

ページ	旧	新																								
	<p>⑥ 鉄道事業者及びその従事者                      ⑦ 軌道経営者及びその従事者                      ⑧ 自動車運送事業者及びその従事者                      ⑨ 船舶運航事業者及びその従事者                      ⑩ 港湾運送事業者及びその従事者                      2 協力命令（救助法第8条関係）                      協力命令は、救助を要する者及びその近隣の者に対して発することができる。                      (新設)</p>	<p>活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第二百二十三号)第五十一条の十七第二項に規定する指定計画相談支援に従事する者として内閣府令で定める者                      ④ 土木技術者又は建築技術者                      ⑤ 大工、左官又はとび職                      ⑥ 土木業者、建築業者及びこれらの従事者                      ⑦ 鉄道事業者及びその従事者                      ⑧ 軌道経営者及びその従事者                      ⑨ 自動車運送事業者及びその従事者                      ⑩ 船舶運航事業者及びその従事者                      ⑪ 港湾運送事業者及びその従事者                      2 協力命令（救助法第8条関係）                      協力命令は、次の者に対して発することができる。                      ① 救助を要する者及びその近隣の者                      ② 登録被災者援護協力団体（基本法第23条7に規定）</p>																								
254	<p>第3部 発災後対策                      第1章 災害対策本部機能の確保                      第7節 災害救助法の適用                      【主担当部隊】：総括部隊（総括班、対策班）</p>	<p>第3部 発災後対策                      第1章 災害対策本部機能の確保                      第7節 災害救助法の適用                      【主担当部隊】：総括部隊（対策班）</p>																								
254	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="165 767 320 804">対策(活動)項目</th> <th data-bbox="320 767 512 804">主担当部隊(班)</th> <th data-bbox="512 767 719 804">活動開始(準備)時期等</th> <th data-bbox="719 767 1037 804">重要な収集情報(収集先)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="165 804 320 1023">災害救助法の適用</td> <td data-bbox="320 804 512 1023">総括部隊(総括班)</td> <td data-bbox="512 804 719 1023">【発災後6時間以内】 被害状況判明後</td> <td data-bbox="719 804 1037 1023">                     ・防災情報等(气象台)                      ・住居の被害状況(市町)                      ・法適用に関する市町の意向(市町)                      ・基準への該当(内閣府)                      ・4号適用に必要な情報</td> </tr> <tr> <td data-bbox="165 1023 320 1139">災害救助法の運用</td> <td data-bbox="320 1023 512 1139">総括部隊(対策班)</td> <td data-bbox="512 1023 719 1139">【発災後6時間以内】 災害救助法適用決定後</td> <td data-bbox="719 1023 1037 1139">                     ・被害状況及び救助実施状況(関係部隊、市町)</td> </tr> </tbody> </table>	対策(活動)項目	主担当部隊(班)	活動開始(準備)時期等	重要な収集情報(収集先)	災害救助法の適用	総括部隊(総括班)	【発災後6時間以内】 被害状況判明後	・防災情報等(气象台) ・住居の被害状況(市町) ・法適用に関する市町の意向(市町) ・基準への該当(内閣府) ・4号適用に必要な情報	災害救助法の運用	総括部隊(対策班)	【発災後6時間以内】 災害救助法適用決定後	・被害状況及び救助実施状況(関係部隊、市町)	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1182 767 1337 804">対策(活動)項目</th> <th data-bbox="1337 767 1529 804">主担当部隊(班)</th> <th data-bbox="1529 767 1736 804">活動開始(準備)時期等</th> <th data-bbox="1736 767 2054 804">重要な収集情報(収集先)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1182 804 1337 1160">災害救助法の適用</td> <td data-bbox="1337 804 1529 1160">総括部隊(対策班)</td> <td data-bbox="1529 804 1736 1160">                     ・住家被害状況判明後                      ・多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合                      ・国に災害対策本部が設置され、当該本部の所管区域として三重県が告示されたとき</td> <td data-bbox="1736 804 2054 1160">                     ・防災気象情報等(气象台)                      ・住家の被害状況(市町)                      ・法適用要請に関する市町の意向確認(市町)                      ・4号適用に必要な情報(SNSの情報や住民からの聞き取りなど)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1182 1160 1337 1251">災害救助法の運用</td> <td data-bbox="1337 1160 1529 1251">総括部隊(対策班)</td> <td data-bbox="1529 1160 1736 1251">災害救助法適用決定後</td> <td data-bbox="1736 1160 2054 1251">                     ・被害状況及び救助実施状況(関係部隊、市町)</td> </tr> </tbody> </table>	対策(活動)項目	主担当部隊(班)	活動開始(準備)時期等	重要な収集情報(収集先)	災害救助法の適用	総括部隊(対策班)	・住家被害状況判明後 ・多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合 ・国に災害対策本部が設置され、当該本部の所管区域として三重県が告示されたとき	・防災気象情報等(气象台) ・住家の被害状況(市町) ・法適用要請に関する市町の意向確認(市町) ・4号適用に必要な情報(SNSの情報や住民からの聞き取りなど)	災害救助法の運用	総括部隊(対策班)	災害救助法適用決定後	・被害状況及び救助実施状況(関係部隊、市町)
対策(活動)項目	主担当部隊(班)	活動開始(準備)時期等	重要な収集情報(収集先)																							
災害救助法の適用	総括部隊(総括班)	【発災後6時間以内】 被害状況判明後	・防災情報等(气象台) ・住居の被害状況(市町) ・法適用に関する市町の意向(市町) ・基準への該当(内閣府) ・4号適用に必要な情報																							
災害救助法の運用	総括部隊(対策班)	【発災後6時間以内】 災害救助法適用決定後	・被害状況及び救助実施状況(関係部隊、市町)																							
対策(活動)項目	主担当部隊(班)	活動開始(準備)時期等	重要な収集情報(収集先)																							
災害救助法の適用	総括部隊(対策班)	・住家被害状況判明後 ・多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合 ・国に災害対策本部が設置され、当該本部の所管区域として三重県が告示されたとき	・防災気象情報等(气象台) ・住家の被害状況(市町) ・法適用要請に関する市町の意向確認(市町) ・4号適用に必要な情報(SNSの情報や住民からの聞き取りなど)																							
災害救助法の運用	総括部隊(対策班)	災害救助法適用決定後	・被害状況及び救助実施状況(関係部隊、市町)																							

ページ	旧	新
254	<p>第3部 発災後対策</p> <p>第1章 災害対策本部機能の確保</p> <p>第7節 災害救助法の適用</p> <p>第3項 対策</p> <p>■県が実施する対策</p> <p>1 災害救助法の適用（総括部隊＜<u>総括班</u>＞）</p> <p>(1) 適用可能性についての迅速な判断</p> <p>災害発生後又は災害発生のおそれがある場合、速やかに防災情報や被害状況等の収集、市町の<u>意向確認、内閣府に対し適用基準への該当の有無にかかる確認</u>・協議等を行い、救助法の適用可能性について迅速な判断を行う。</p> <p>なお、適用時機を逃さないよう <u>4号適用（(4)適用基準、イ適用基準④）による適用</u>を積極的に検討する。</p> <p>そのために、災害救助法にかかる県・市町関係職員の対応力向上を図る。</p> <p>(2) 適用の決定</p> <p>知事は、<u>市町長からの被害状況等の報告もしくは要請を受け、「参考 市町別適用基準」に示す救助法の適用基準に基づき法を適用する必要がある</u>と認めたときは、当該市町長に対し、<u>直ちに法に基づく救助を実施する旨及び行うべき救助事務の内容と期間</u>を示して通知する。</p> <p>(3) 適用の<u>手続き</u>（フロー図）</p>	<p>第3部 発災後対策</p> <p>第1章 災害対策本部機能の確保</p> <p>第7節 災害救助法の適用</p> <p>第3項 対策</p> <p>■県が実施する対策</p> <p>1 災害救助法の適用（総括部隊＜<u>対策班</u>＞）</p> <p>(1) 適用可能性についての迅速な判断</p> <p>災害発生後又は災害発生のおそれがある場合、速やかに防災情報や被害状況等を収集し、市町への<u>要請に関する意向を確認するとともに、内閣府と協議等</u>を行い、救助法の適用可能性について迅速な判断を行う。</p> <p>なお、適用時機を逃さないよう <u>施行令第1条第4号による適用（4号適用）</u>を積極的に検討する。</p> <p>そのために、災害救助法にかかる県・市町関係職員の対応力向上を図る。</p> <p>(2) 適用の決定</p> <p>知事は、<u>市町長からの要請を受けて適用基準（参考 市町別適用基準）に該当すると認め</u>たときは、当該市町長に対して<u>直ちに適用を通知し、法13条第1項に基づく委任事務について救助の種類と期間</u>を示して通知する。</p> <p>(3) 適用の<u>手順</u>（フロー図）</p>



ページ	旧	新
255	<p>第3部 発災後対策</p> <p>第1章 災害対策本部機能の確保</p> <p>第7節 災害救助法の適用</p> <p>第3項 対策</p> <p>■県が実施する対策</p> <p>1 災害救助法の適用</p> <p>(4) 適用基準</p> <p>救助法の適用基準は、災害救助法施行令（本節において、以下「施行令」という。）第1条に定めるところによるが、<u>県における具体的適用基準はおおむね次のとおりとする。</u></p> <p><u>ア 適用の要件</u></p> <p>① <u>災害のため一定規模以上の被害が生じた場合で、被災者が現に応急救助を必要としていること。</u></p> <p>② <u>救助法による救助の要否は、市町単位で判定すること。</u></p> <p>③ <u>原則として同一の原因による災害であること。</u></p> <p><u>イ 適用基準</u></p> <p>① 当該市町の区域内の人口に応じそれぞれ「市町別適用基準」に定める数以上の世帯の住家が滅失したこと（施行令第1条第1項第1号）。</p> <p>② 県の区域内において、1,500世帯以上の住家が滅失し、市町の区域内の人口に応じそれぞれ「市町別適用基準」に定める数以上の世帯の住家が滅失したこと（施行令第1条第1項第2号）。</p> <p>③ 県の区域内において7,000世帯以上の住家が滅失したこと又は当該災害が隔絶した地域に発生する等、被災者の救護を著しく困難とする内閣府令に定める特別の事情がある場合であって、多数の住家が滅失したこと（施行令第1条第1項第3号）。</p> <p>④ 多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合であって、内閣府令で定める基準に該当すること（施行令第1条第1項第4号）。</p> <p>※内閣府令で定める基準：内閣府令第2条第1項、第2項</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・災害が発生し、又は発生するおそれのある地域に所在する多数の者が、避難して継続的に救助を必要とすること。</li> <li>・被災者に対する食品若しくは生活必需品の給与等について特殊の補給方法を必要とし、又は被災者の救出について特殊の技術を必要とすること。</li> </ul> <p>⑤ 災害が発生するおそれがある場合において、国に災害対策基本法に規定する災害対策本部が設置され、当該本部の所管区域として三重県が告示されたとき（法第2条第2項）。</p> <p>(5) 被災世帯の算定基準</p> <p><u>ア 住家の滅失等の認定</u></p> <p><u>「災害の認定基準について（平成13年6月28日府政防第518号内閣府政策統括官（防災</u></p>	<p>第3部 発災後対策</p> <p>第1章 災害対策本部機能の確保</p> <p>第7節 災害救助法の適用</p> <p>第3項 対策</p> <p>■県が実施する対策</p> <p>1 災害救助法の適用</p> <p>(4) 適用基準</p> <p>救助法の適用基準は、災害救助法施行令（本節において、以下「施行令」という。）第1条に定めるところによる。</p> <p>① 当該市町の区域内の人口に応じそれぞれ「市町別適用基準」に定める数以上の世帯の住家が滅失したこと（施行令第1条第1項第1号）。</p> <p>② 県の区域内において、1,500世帯以上の住家が滅失し、市町の区域内の人口に応じそれぞれ「市町別適用基準」に定める数以上の世帯の住家が滅失したこと（施行令第1条第1項第2号）。</p> <p>③ 県の区域内において7,000世帯以上の住家が滅失したこと又は当該災害が隔絶した地域に発生する等、被災者の救護を著しく困難とする内閣府令に定める特別の事情がある場合であって、多数の住家が滅失したこと（施行令第1条第1項第3号）。</p> <p>④ 多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合であって、内閣府令で定める基準に該当すること（施行令第1条第1項第4号）。</p> <p>※内閣府令で定める基準：内閣府令第2条第1項、第2項</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・災害が発生し、又は発生するおそれのある地域に所在する多数の者が、避難して継続的に救助を必要とすること。</li> <li>・被災者に対する食品若しくは生活必需品の給与等について特殊の補給方法を必要とし、又は被災者の救出について特殊の技術を必要とすること。</li> </ul> <p>⑤ 災害が発生するおそれがある場合において、国に災害対策基本法に規定する災害対策本部が設置され、当該本部の所管区域として三重県が告示されたとき（法第2条第2項）。</p> <p>(5) 被災世帯の算定基準</p> <p>① <u>住家が滅失した世帯の数の算定にあたり、全壊、全焼、流失等住家が滅失した世帯は、生活を一にする実際の生活単位をもって1世帯とする。</u></p>

ページ	旧	新
	<p><u>担当）通知）」に基づく被害認定方法を用いる。</u></p> <p><u>イ 住家の滅失等の算定</u></p> <p><u>住家が滅失した世帯の数の算定にあたり、全壊、全焼、流失等住家が滅失した世帯は、生活を一にする実際の生活単位をもって1世帯とするものであるが、住家が半壊又は半焼した世帯は2世帯をもって、住家が床上浸水、土砂のたい積等により一時的に居住することができない状態となった世帯は3世帯をもって、それぞれ住家が滅失した一の世帯とみなす</u></p>	<p><u>② 住家が半壊又は半焼した世帯は2世帯をもって滅失した一の世帯とみなす。</u></p> <p><u>③ 住家が床上浸水した世帯は3世帯をもって滅失した一の世帯とみなす。</u></p> <p><u>※住家の滅失等の認定には、「災害の認定基準について（平成13年6月28日府政防第518号内閣府政策統括官（防災担当）通知）」に基づく被害認定方法を用いる</u></p>
256	<p>第3部 発災後対策</p> <p>第1章 災害対策本部機能の確保</p> <p>第7節 災害救助法の適用</p> <p>第3項 対策</p> <p>■県が実施する対策</p> <p>2 災害救助法の運用</p> <p>(1) 救助法による救助の種類</p> <p>(中略)</p> <p>⑥ 被災した住宅の応急修理</p> <p>⑦ 生業に必要な資金、器具又は資料の給与又は貸与</p> <p>⑧ 学用品の給与</p> <p>⑨ 埋葬</p> <p>⑩ 死体の捜索及び処理</p> <p>⑪ 災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去</p> <p>(2) 実施責任者</p> <p>災害救助法による救助は、国からの法定受託事務として知事が行い、市町長がこれを補助する。</p> <p>なお<u>迅速な救助の実施するため、原則として医療・助産、応急仮設住宅の建設以外の救助については市町に事務委任する。</u></p> <p><u>また、局地災害の場合については、医療・助産、応急仮設住宅の建設についても事務委任する場合がある。</u></p>	<p>第3部 発災後対策</p> <p>第1章 災害対策本部機能の確保</p> <p>第7節 災害救助法の適用</p> <p>第3項 対策</p> <p>■県が実施する対策</p> <p>2 災害救助法の運用</p> <p>(1) 救助法による救助の種類</p> <p>(中略)</p> <p>⑥ <u>福祉サービスの提供</u></p> <p>⑦ 被災した住宅の応急修理</p> <p>⑧ 生業に必要な資金、器具又は資料の給与又は貸与</p> <p>⑨ 学用品の給与</p> <p>⑩ 埋葬</p> <p>⑪ 死体の捜索及び処理</p> <p>⑫ 災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去</p> <p>(2) 実施責任者</p> <p>災害救助法による救助は、国からの法定受託事務として知事が行い、市町長がこれを補助する。</p> <p>しかし、<u>迅速な救助実施のため、原則として災害救助法による救助の実施に関する事務の一部を市町に委任する。</u></p>
257	<p>■市町が実施する対策</p> <p>1 災害救助法の適用<u>手続</u></p> <p>(1) 被害状況等の報告・適用要請</p> <p>市町長は、災害が「<u>参考 市町別適用基準</u>」のいずれかに該当し、又は該当する見込みであるときは、迅速かつ、正確に被害状況を把握して速やかに県に報告するとともに、被災者が現に救助を必要とする状態にある場合は、あわせて災害救助法の<u>適用を要請する。</u></p>	<p>■市町が実施する対策</p> <p>1 災害救助法の適用<u>要請</u></p> <p>(1) 被害状況等の報告・適用要請</p> <p>市町長は、「<u>(4) 適用基準</u>」のいずれかに該当し、又は該当する見込みであるときは、迅速かつ、正確に被害状況を把握して速やかに県に報告するとともに、被災者が現に救助を必要とする状態にある場合は、あわせて災害救助法の<u>適用要請に向けて協議する。</u></p>

ページ	旧	新
	<p>また、<u>市町長は、災害の事態が急迫して、知事による救助の実施を待つことができない時は、</u>自ら必要な救助に着手するとともに、その状況を直ちに知事に報告し、<u>その後の</u>処置に関して知事に協議する。</p>	
273	<p>第3部 発災後対策 第2章 緊急輸送機能の確保及び社会基盤施設等の応急復旧 第5節 ライフライン施設の復旧・保全 第3項 対策 ■市が実施する対策 (2) 水道施設の復旧 水道施設の復旧作業において、浄水場などの基幹施設、主要な幹線管路及び医療施設等緊急を要する施設に接続する配水管など重要施設から優先的に実施する。 管路の破損に伴う漏水などによる二次災害の発生や被害拡大を防止するため、仕切弁の閉栓や配水ポンプ停止などの応急措置を実施する。 また、被災の状況により、必要に応じ、仮設管を布設する等により早期復旧に努める。</p>	<p>第3部 発災後対策 第2章 緊急輸送機能の確保及び社会基盤施設等の応急復旧 第5節 ライフライン施設の復旧・保全 第3項 対策 ■市が実施する対策 (2) 水道施設の復旧 水道施設の復旧作業において、浄水場などの基幹施設、主要な幹線管路及び医療施設等緊急を要する施設に接続する配水管など重要施設から優先的に実施する<u>とともに、上下水道一体の復旧に留意する。</u> 管路の破損に伴う漏水などによる二次災害の発生や被害拡大を防止するため、仕切弁の閉栓や配水ポンプ停止などの応急措置を実施する。 また、被災の状況により、必要に応じ、仮設管を布設する等により早期復旧に努める。</p>
285	<p>第3部 発災後対策 第3章 救助・救急及び医療・救護活動 第5節 ヘリコプターの活用 第1項 活動方針 ○ 南海トラフ地震等大規模地震発生後は、県内で甚大な被害が想定され、陸上及び海上での災害応急対策活動に支障が生じることから、ヘリコプターを活用した上空からの情報収集、救出救助活動、人員搬送活動、物資輸送活動等を行う。</p>	<p>第3部 発災後対策 第3章 救助・救急及び医療・救護活動 第5節 ヘリコプターの活用 第1項 活動方針 ○ 南海トラフ地震等大規模地震発生後は、県内で甚大な被害が想定され、陸上及び海上での災害応急対策活動に支障が生じることから、ヘリコプターを活用した上空からの情報収集<u>活動</u>、救出救助活動、人員搬送活動、物資輸送活動等<u>(以下「支援活動」という。)</u>を行う。</p>
285	<p>第3部 発災後対策 第3章 救助・救急及び医療・救護活動 第5節 ヘリコプターの活用 第3項 対策 ■県が実施する対策 2 ヘリコプターの応援要請（総括部隊＜対策班＞） 県が保有するヘリコプターによる活動が行えない場合、又は活動体制が<u>不足する</u>場合は、次の機関等に各ヘリコプターへの応援要請を行う。 (1) 緊急消防援助隊 県は、「三重県における緊急消防援助隊応援出動及び受援計画」に基づき、消防応援活動調整本部を通じ、総務省消防庁へ<u>緊急消防援助隊航空部隊</u>を要請する。</p>	<p>第3部 発災後対策 第3章 救助・救急及び医療・救護活動 第5節 ヘリコプターの活用 第3項 対策 ■県が実施する対策 2 ヘリコプターの応援要請（総括部隊＜対策班＞） 県が保有するヘリコプターによる<u>支援</u>活動が行えない場合、又は<u>支援活動体制に不足が生じる</u>場合は、次の機関等に各ヘリコプターへの応援要請を行う。 (1) 緊急消防援助隊 県は、「三重県における緊急消防援助隊応援出動及び受援計画」に基づき、消防応援活動調整本部を通じ、総務省消防庁に<u>対して緊急消防援助隊航空部隊の応援</u>を要請する。</p>

ページ	旧	新
	<p>(中略)</p> <p>(3) 指定地方行政機関への要請                      県は、(1)(2)における消防防災ヘリコプター以外に、必要に応じて指定地方行政機関（中部地方整備局、海上保安庁第四管区海上保安本部）が保有する<u>ヘリコプターの活用について</u>要請を行う。<u>また、中部空港事務所を通じて航空輸送の要請を行う。</u></p> <p>(中略)</p> <p>(5) 自衛隊への要請                      上記(1)から(4)による活動が困難なとき、又は急を要するときは、「第1章 第3節 自衛隊及び海上保安庁への災害派遣要請等」に基づき、自衛隊に対し航空輸送の支援要請を行う。</p> <p>(中略)</p> <p>3 活動拠点の確保（総括部隊＜対策班＞）</p> <p>(1) ヘリベース（HB）の確保                      航空部隊のヘリコプター運用に関する指揮を実施し、航空部隊の進出・集結拠点となるヘリベースを確保する。ヘリベースは、原則、津市伊勢湾ヘリポートとするが、被災状況に照らし、三重交通Gスポーツの杜鈴鹿を代替ヘリベースとして設定する。                      ヘリベースには航空部隊のヘリコプター運用に関する指揮者を<u>おく</u>。</p> <p>(中略)</p> <p>(4) ランディングポイント（LP）の確保                      上記(1)(2)(3)以外で、<u>災害救助</u>活動のための離着陸を行う地点を確保する。</p> <p>(中略)</p> <p>4 航空運用調整担当の設置（総括部隊＜対策班＞）  <u>航空機を最も有効適切に活用するため</u>、情報収集、救助・救急、消火、医療等の<u>各種活動のための</u>航空機及び無人航空機の運用に関し、県災害対策本部に航空運用調整担当を設置する。</p>	<p>(中略)</p> <p>(3) 指定地方行政機関への要請                      県は、(1)(2)における消防防災ヘリコプター<u>及びドクターヘリ</u>以外に、必要に応じて指定地方行政機関（中部地方整備局、海上保安庁第四管区海上保安本部）が保有するヘリコプターによる<u>支援活動</u>の要請を行う。</p> <p>(中略)</p> <p>(5) 自衛隊への要請                      上記(1)から(4)による<u>支援</u>活動が困難なとき、又は急を要するときは、「第1章 第3節 自衛隊及び海上保安庁への災害派遣要請等」に基づき、自衛隊に対し航空輸送の支援要請を行う。</p> <p>(中略)</p> <p>3 活動拠点の確保（総括部隊＜対策班＞）</p> <p>(1) ヘリベース（HB）の確保                      航空部隊のヘリコプター運用に関する指揮を実施し、航空部隊の進出・集結拠点となるヘリベースを確保する。ヘリベースは、原則、津市伊勢湾ヘリポートとするが、被災状況に照らし、三重交通Gスポーツの杜鈴鹿を代替ヘリベースとして設定する。                      ヘリベースには航空部隊のヘリコプター運用に関する指揮者を<u>配置する</u>。</p> <p>(中略)</p> <p>(4) ランディングポイント（LP）の確保                      上記(1)(2)(3)以外で、<u>支援</u>活動のための離着陸を行う地点を確保する。</p> <p>(中略)</p> <p>4 航空運用調整担当の設置（総括部隊＜対策班＞）                      航空機情報収集、救助・救急、消火、医療等の各種<u>支援活動</u>を最も有効適切に実施するため、航空機及び無人航空機（<u>以下、「航空機等」という。</u>）の運用に関し、県災害対策本部に航空運用調整担当を設置する。</p>

ページ	旧	新																				
	<p>5 <u>ヘリコプター</u>等の航空運用調整（総括部隊＜対策班＞）</p> <p><u>ヘリコプター</u>の特性を十分活用できるよう、情報収集に努め、空路からの支援の必要性が認められる場合に運用する。 <u>ヘリコプター</u>の運用にあたり、県災害対策本部に設置した航空運用調整担当は、警察、消防、国土交通省、海上保安庁、自衛隊、DMAT調整本部の航空機運用関係者などの参画を得て、各機関の航空機の安全・円滑な運用を図るため、活動エリアや任務の調整を行う。</p>	<p>5 <u>航空機</u>等の航空運用調整（総括部隊＜対策班＞）</p> <p><u>航空機</u>等の特性を十分活用できるよう、情報収集に努め、空路からの支援の必要性が認められる場合に運用する。 <u>航空機</u>等の運用にあたり、県災害対策本部に設置した航空運用調整担当は、警察、消防、国土交通省、海上保安庁、自衛隊、DMAT調整本部等の航空機運用関係者などの参画を得て、各機関の航空機の安全・円滑な運用を図るため、活動エリアや任務の調整を行う。</p>																				
286	<p>第3部 発災後対策</p> <p>第2章 緊急輸送機能の確保及び社会基盤施設等の応急復旧</p> <p>第5節 ヘリコプターの活用（発災12）</p> <p>第3項 対策</p> <p>■県が実施する対策</p> <p>2 ヘリコプターの応援要請</p> <p>(2) 相互応援協定に基づく応援要請</p> <p>県は、必要に応じて次にある相互応援協定に基づく応援要請を行う。</p> <table border="1" data-bbox="163 643 1032 885"> <thead> <tr> <th>協定名称</th> <th>締結先団体</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>紀伊半島三県災害等相互応援に関する協定</td> <td>奈良県、和歌山県</td> </tr> <tr> <td>三重県・滋賀県航空消防防災相互応援協定</td> <td>滋賀県</td> </tr> <tr> <td>四県一市航空消防防災相互応援協定</td> <td>岐阜県、静岡県、愛知県 名古屋市</td> </tr> <tr> <td><u>(新設)</u></td> <td><u>(新設)</u></td> </tr> </tbody> </table>	協定名称	締結先団体	紀伊半島三県災害等相互応援に関する協定	奈良県、和歌山県	三重県・滋賀県航空消防防災相互応援協定	滋賀県	四県一市航空消防防災相互応援協定	岐阜県、静岡県、愛知県 名古屋市	<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>	<p>第3部 発災後対策</p> <p>第2章 緊急輸送機能の確保及び社会基盤施設等の応急復旧</p> <p>第5節 ヘリコプターの活用（発災12）</p> <p>第3項 対策</p> <p>■県が実施する対策</p> <p>2 ヘリコプターの応援要請</p> <p>(2) 相互応援協定に基づく応援要請</p> <p>県は、必要に応じて次にある相互応援協定に基づく応援要請を行う。</p> <table border="1" data-bbox="1184 643 2054 963"> <thead> <tr> <th>協定名称</th> <th>締結先団体</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>紀伊半島三県災害等相互応援に関する協定</td> <td>奈良県、和歌山県</td> </tr> <tr> <td>三重県・滋賀県航空消防防災相互応援協定</td> <td>滋賀県</td> </tr> <tr> <td>四県一市航空消防防災相互応援協定</td> <td>岐阜県、静岡県、愛知県 名古屋市</td> </tr> <tr> <td><u>大規模災害時におけるドクターヘリ広域連携に関する基本協定</u></td> <td><u>富山県、石川県、福井県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県及び各県の基地病院</u></td> </tr> </tbody> </table>	協定名称	締結先団体	紀伊半島三県災害等相互応援に関する協定	奈良県、和歌山県	三重県・滋賀県航空消防防災相互応援協定	滋賀県	四県一市航空消防防災相互応援協定	岐阜県、静岡県、愛知県 名古屋市	<u>大規模災害時におけるドクターヘリ広域連携に関する基本協定</u>	<u>富山県、石川県、福井県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県及び各県の基地病院</u>
協定名称	締結先団体																					
紀伊半島三県災害等相互応援に関する協定	奈良県、和歌山県																					
三重県・滋賀県航空消防防災相互応援協定	滋賀県																					
四県一市航空消防防災相互応援協定	岐阜県、静岡県、愛知県 名古屋市																					
<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>																					
協定名称	締結先団体																					
紀伊半島三県災害等相互応援に関する協定	奈良県、和歌山県																					
三重県・滋賀県航空消防防災相互応援協定	滋賀県																					
四県一市航空消防防災相互応援協定	岐阜県、静岡県、愛知県 名古屋市																					
<u>大規模災害時におけるドクターヘリ広域連携に関する基本協定</u>	<u>富山県、石川県、福井県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県及び各県の基地病院</u>																					
287	<p>第3部 発災後対策</p> <p>第2章 緊急輸送機能の確保及び社会基盤施設等の応急復旧</p> <p>第5節 ヘリコプターの活用（発災12）</p> <p>第3項 対策</p> <p>■県が実施する対策</p> <p>2 ヘリコプターの応援要請</p> <p>4 <u>航空運用調整担当</u>の設置（総括部隊＜対策班＞）</p> <p>航空機を最も有効適切に活用するため、情報収集、救助・救急、消火、医療等の各種活動のための航空機及び無人航空機の運用に関し、県災害対策本部に<u>航空運用調整担当</u>を設置する。</p>	<p>第3部 発災後対策</p> <p>第2章 緊急輸送機能の確保及び社会基盤施設等の応急復旧</p> <p>第5節 ヘリコプターの活用（発災12）</p> <p>第3項 対策</p> <p>■県が実施する対策</p> <p>2 ヘリコプターの応援要請</p> <p>4 <u>航空運用調整班</u>の設置（総括部隊＜対策班＞）</p> <p>航空機を最も有効適切に活用するため、情報収集、救助・救急、消火、医療等の各種活動のための航空機及び無人航空機の運用に関し、県災害対策本部に<u>航空運用調整班</u>を設置する。</p>																				

ページ	旧	新
287	<p>第3部 発災後対策</p> <p>第2章 緊急輸送機能の確保及び社会基盤施設等の応急復旧</p> <p>第5節 ヘリコプターの活用（発災12）</p> <p>第3項 対策</p> <p>■県が実施する対策</p> <p>5 ヘリコプター等の航空運用調整（総括部隊＜対策班＞）</p> <p>ヘリコプターの特性を十分活用できるよう、情報収集に努め、空路からの支援の必要性が認められる場合に運用する。</p> <p>ヘリコプターの運用にあたり、県災害対策本部に設置した航空運用調整担当は、警察、消防、国土交通省、海上保安庁、自衛隊、DMAT調整本部の航空機運用関係者などの参画を得て、各機関の航空機の安全・円滑な運用を図るため、活動エリアや任務の調整を行う。</p>	<p>第3部 発災後対策</p> <p>第2章 緊急輸送機能の確保及び社会基盤施設等の応急復旧</p> <p>第5節 ヘリコプターの活用（発災12）</p> <p>第3項 対策</p> <p>■県が実施する対策</p> <p>5 ヘリコプター等の航空運用調整（総括部隊＜対策班＞）</p> <p>ヘリコプターの特性を十分活用できるよう、情報収集に努め、空路からの支援の必要性が認められる場合に運用する。</p> <p>ヘリコプターの運用にあたり、県災害対策本部に設置した航空運用調整班は、警察、消防、国土交通省、海上保安庁、自衛隊、DMAT調整本部の航空機運用関係者などの参画を得て、各機関の航空機の安全・円滑な運用を図るため、活動エリアや任務の調整を行う。</p>
291	<p>第3部 発災後対策</p> <p>第3章 救助・救急及び医療・救護活動</p> <p>第1節 救助・救急及び消防活動</p> <p>第3項 対策</p> <p>■県が実施する対策</p> <p>4 資機材の調達等（総括部隊＜対策班＞、警察部隊、三重県消防応援活動調整本部、社会基盤対策部隊＜水道・工業用水道班＞）</p> <p>救助活動に必要な資機材は、原則として、当該活動を実施する機関が携行するが、必要に応じ、民間からの協力等により、救助活動のための資機材を確保し、効率的な活動を行う。また、必要に応じ、工業用水道配水管に設置された消火栓等からの消火用水供給について、情報提供を行う。</p>	<p>第3部 発災後対策</p> <p>第3章 救助・救急及び医療・救護活動</p> <p>第1節 救助・救急及び消防活動</p> <p>第3項 対策</p> <p>■県が実施する対策</p> <p>4 資機材の調達等（総括部隊＜対策班＞、警察部隊、三重県消防応援活動調整本部、社会基盤対策部隊＜水道・工業用水道班＞）</p> <p>救助活動に必要な資機材は、原則として、当該活動を実施する機関が携行するが、必要に応じ、民間からの協力等により、救助活動のための資機材を確保し、効率的な活動を行う。また、必要に応じ、工業用水道配水管に設置された消火栓等からの消火に必要な水の供給について、情報提供を行う。</p>
294	<p>第3部 発災後対策</p> <p>第3章 救助・救急及び医療・救護活動</p> <p>第2節 医療・救護活動（発災14）</p> <p>第3項 対策</p> <p>■県が実施する対策</p> <p>2 医療・救護活動</p> <p>(1) DMAT派遣（保健医療部隊＜医療活動支援・衛生班＞）</p> <p>ウ DMATの活動調整</p> <p>県災対本部保健医療部隊（県保健医療福祉調整本部）に設置したDMAT調整本部において、統括DMAT等がDMATの活動調整を行う。</p> <p>また、ドクターヘリ調整部を設置し、対策班にリエゾンを派遣し調整を行う。</p>	<p>第3部 発災後対策</p> <p>第3章 救助・救急及び医療・救護活動</p> <p>第2節 医療・救護活動（発災14）</p> <p>第3項 対策</p> <p>■県が実施する対策</p> <p>2 医療・救護活動</p> <p>(1) DMAT派遣（保健医療部隊＜医療活動支援・衛生班＞）</p> <p>ウ DMATの活動調整</p> <p>県災対本部保健医療部隊（県保健医療福祉調整本部）に設置したDMAT調整本部において、統括DMAT等がDMATの活動調整を行う。</p> <p>また、航空医療調整担当を設置し、対策班にリエゾンを派遣し調整を行う。</p>

ページ	旧	新
295	<p>第3部 発災後対策</p> <p>第3章 救助・救急及び医療・救護活動</p> <p>第2節 医療・救護活動（発災14）</p> <p>第3項 対策</p> <p>■県が実施する対策</p> <p>2 医療・救護活動</p> <p>(5) 透析患者の対応（保健医療部隊＜医療活動支援・衛生班＞）</p> <p>透析医療の情報については、「＜県が実施する対策＞ 1.医療情報の収集・共有」に加えて日本透析医学会の災害時情報ネットワークの情報も活用し、透析施設の被災状況や稼働状況等を把握し、市町等を通じて情報提供を行う。また、必要に応じて、移送及び宿泊施設の確保を行う。</p> <p>それでもなお、受入が困難な透析患者等については、他都道府県に対し、患者の一時避難先及び透析施設の確保を要請し、受入可能な地域への移送及び一時避難先の確保を行う。</p>	<p>第3部 発災後対策</p> <p>第3章 救助・救急及び医療・救護活動</p> <p>第2節 医療・救護活動（発災14）</p> <p>第3項 対策</p> <p>■県が実施する対策</p> <p>2 医療・救護活動</p> <p>(5) 透析患者の対応（保健医療部隊＜医療活動支援・衛生班＞）</p> <p>透析医療の情報については、「＜県が実施する対策＞ 1.医療情報の収集・共有」に加えて日本透析医学会の災害時情報ネットワークの情報も活用し、透析施設の被災状況や稼働状況等を把握し、市町等を通じて情報提供を行う。また、必要に応じて、<u>総括部隊や市町と調整のうえ</u>、移送及び宿泊施設の確保を行う。</p> <p>それでもなお、受入が困難な透析患者等については、他都道府県に対し、患者の一時避難先及び透析施設の確保を要請し、受入可能な地域への移送及び一時避難先の確保を行う。</p>
296	<p>第3部 発災後対策</p> <p>第3章 救助・救急及び医療・救護活動</p> <p>第2節 医療・救護活動（発災14）</p> <p>第3項 対策</p> <p>■県が実施する対策</p> <p>2 医療・救護活動</p> <p>(10) 三重県災害時小児周産期リエゾンの招聘</p>	<p>第3部 発災後対策</p> <p>第3章 救助・救急及び医療・救護活動</p> <p>第2節 医療・救護活動（発災14）</p> <p>第3項 対策</p> <p>■県が実施する対策</p> <p>2 医療・救護活動</p> <p>(10) 三重県災害時小児周産期リエゾンの招聘 <u>（保健医療部隊＜医療活動支援・衛生班＞）</u></p>
297	<p>第3部 発災後対策</p> <p>第3章 救助・救急及び医療・救護活動</p> <p>第2節 医療・救護活動（発災14）</p> <p>第3項 対策</p> <p>(4) S C Uの設置及び運営（総括部隊＜対策班＞、保健医療部隊＜医療活動支援・衛生班＞＜地方部保健所 <u>（保健所一部福祉事務所）</u>＞）</p>	<p>第3部 発災後対策</p> <p>第3章 救助・救急及び医療・救護活動</p> <p>第2節 医療・救護活動（発災14）</p> <p>第3項 対策</p> <p>(4) S C Uの設置及び運営（総括部隊＜対策班＞、保健医療部隊＜医療活動支援・衛生班＞＜地方部保健所＞）</p>
300	<p>第3部 発災後対策</p> <p>第4章 避難及び被災者支援等の活動</p> <p>第1節 避難の指示等及び避難場所・避難所の確保・運営</p> <p>第3項 対策</p> <p>■県が実施する対策</p> <p>1 避難の指示等</p>	<p>第3部 発災後対策</p> <p>第4章 避難及び被災者支援等の活動</p> <p>第1節 避難の指示等及び避難場所・避難所の確保・運営</p> <p>第3項 対策</p> <p>■県が実施する対策</p> <p>1 避難の指示等</p>

ページ	旧	新
	<p>(7) 津波警報発表時等における緊急の避難情報の伝達（総括部隊&lt;対策班&gt;、警察部隊）</p> <p>市町長から津波警報等に基づく避難指示が出され、沿岸部の住民に緊急に避難を促す必要がある際には、広報車、ヘリコプター（県防災ヘリコプター、県警察ヘリコプター）による広報等、市町が実施する避難情報の伝達等に対し、協力を努める。</p>	<p>(7) 津波警報発表時等における緊急の避難情報の伝達等（総括部隊&lt;対策班&gt;、警察部隊）</p> <p>市町長から津波警報等に基づく避難指示が出され、沿岸部の住民に緊急に避難を促す必要がある際には、広報車、ヘリコプター（県防災ヘリコプター、県警察ヘリコプター）による広報等、市町が実施する避難情報の伝達等に対し、協力を努める。</p> <p><u>また、SNS を活用し、津波への注意喚起を行うとともに、住民等に対する避難の呼びかけの実施や熱中症への注意喚起を行うよう、市町へ進言する。</u></p>
302	<p>■県が実施する対策</p> <p>1 避難の指示等</p> <p><u>(新設)</u></p>	<p>■県が実施する対策</p> <p>1 避難の指示等</p> <p><u>(9) ホテル・旅館等宿泊施設の避難所利用(被災者生活再建部隊&lt;避難者支援班&gt;)</u></p> <p><u>市町から要請があった場合、県災对本部は、三重県生活衛生協同組合を通じて、避難所として利用可能なホテル・旅館等宿泊施設の調査を行う。</u></p>
304	<p>■市町が実施する対策</p> <p>5 避難所の開設及び運営</p> <p>(2) 避難所に収容する<b>対象者</b></p> <p><u>住居が全壊（焼）、流失、半壊（焼）等の被害を受け、あるいは受けるおそれがあるため避難した者、交通機関の停滞などにより帰宅困難となった者を、一時的に避難所に収容する。</u></p>	<p>■市町が実施する対策</p> <p>5 避難所の開設及び運営</p> <p>(2) 避難所に収容する<b>避難者</b></p> <p><u>災害により、住居が全壊（焼）、流失、半壊（焼）等となったり、交通機関の停滞などにより帰宅困難となったりするなどし、現に被害を受けた者や、避難指示の対象となる者など被害を受けるおそれがあるため避難した者を収容する。</u></p>
307	<p>第3部 発災後対策</p> <p>第4章 避難及び被災者支援等の活動</p> <p>第2節 避難行動要支援者・要配慮者対策（発災16）</p> <p>【<u>主担当部隊</u>】：被災者支援部隊（避難者支援班、応急住宅班、<u>ボランティア班</u>）</p> <p>総括部隊（広聴広報班）</p>	<p>第3部 発災後対策</p> <p>第4章 避難及び被災者支援等の活動</p> <p>第2節 避難行動要支援者・要配慮者対策（発災16）</p> <p>【<u>主担当部隊</u>】：被災者支援部隊（避難者支援班、応急住宅班）</p> <p>総括部隊（広聴広報班）</p>
307	<p>第3部 発災後対策</p> <p>第4章 避難及び被災者支援等の活動</p> <p>第2節 避難行動要支援者・要配慮者対策（発災16）</p> <p>第2項 主要対策項目</p> <p>対策（活動）項目：避難所等への専門職員等の派遣</p> <p>主担当部隊（班）：被災者支援部隊（避難者支援班、<u>ボランティア班</u>）</p>	<p>第3部 発災後対策</p> <p>第4章 避難及び被災者支援等の活動</p> <p>第2節 避難行動要支援者・要配慮者対策（発災16）</p> <p>第2項 主要対策項目</p> <p>対策（活動）項目：避難所等への専門職員等の派遣</p> <p>主担当部隊（班）：被災者支援部隊（避難者支援班）</p>

ページ	旧	新
308	<p>第3部 発災後対策</p> <p>第4章 避難及び被災者支援等の活動</p> <p>第2節 避難行動要支援者・要配慮者対策（発災16）</p> <p>第3項 対策</p> <p>■県が実施する対策</p> <p>1 避難行動要支援者・要配慮者関連施設等の被災状況の把握・受け入れ調整等（避難者支援班）</p> <p>(4) 市町を越える福祉避難所等への受入調整</p> <p>市町を越えて、要配慮者を、福祉避難所又は被災を免れた社会福祉施設等へ緊急入所させる必要がある場合は、市町・社会福祉施設と連携して受入等の調整を行う。</p> <p>また、重度在宅難病患者で入院等の調整が必要な場合、保健所保健師、難病医療<b>専門員</b>等の調整により、県内又は他都道府県の施設への受入を要請する。</p>	<p>第3部 発災後対策</p> <p>第4章 避難及び被災者支援等の活動</p> <p>第2節 避難行動要支援者・要配慮者対策（発災16）</p> <p>第3項 対策</p> <p>■県が実施する対策</p> <p>1 避難行動要支援者・要配慮者関連施設等の被災状況の把握・受け入れ調整等（避難者支援班）</p> <p>(4) 市町を越える福祉避難所等への受入調整</p> <p>市町を越えて、要配慮者を、福祉避難所又は被災を免れた社会福祉施設等へ緊急入所させる必要がある場合は、市町・社会福祉施設と連携して受入等の調整を行う。</p> <p>また、重度在宅難病患者で入院等の調整が必要な場合、保健所保健師、難病医療<b>コーディネーター</b>等の調整により、県内又は他都道府県の施設への受入を要請する。</p>
308	<p>第3部 発災後対策</p> <p>第4章 避難及び被災者支援等の活動</p> <p>第2節 避難行動要支援者・要配慮者対策（発災16）</p> <p>第3項 対策</p> <p>■県が実施する対策</p> <p>2 要配慮者への応急対策情報等の提供（被災者支援部隊&lt;避難者支援班&gt;、総括部隊&lt;広聴広報班&gt;）</p> <p>(2) 在宅の要配慮者への情報提供</p> <p>① 応急対策情報の提供に際しては、要配慮者に配慮した分かりやすい情報の提供に努める。</p> <p>② 保健所保健師等、<b>難病相談支援センター職員</b>等が在宅の要配慮者宅等を巡回し、必要な情報の提供等を行う。</p>	<p>第3部 発災後対策</p> <p>第4章 避難及び被災者支援等の活動</p> <p>第2節 避難行動要支援者・要配慮者対策（発災16）</p> <p>第3項 対策</p> <p>■県が実施する対策</p> <p>2 要配慮者への応急対策情報等の提供（被災者支援部隊&lt;避難者支援班&gt;、総括部隊&lt;広聴広報班&gt;）</p> <p>(2) 在宅の要配慮者への情報提供</p> <p>① 応急対策情報の提供に際しては、要配慮者に配慮した分かりやすい情報の提供に努める。</p> <p>② 保健所保健師等が在宅の要配慮者宅等を巡回し、必要な情報の提供等を行う。</p>
309	<p>第3部 発災後対策</p> <p>第4章 避難及び被災者支援等の活動</p> <p>第2節 避難行動要支援者・要配慮者対策（発災16）</p> <p>第3項 対策</p> <p>■県が実施する対策</p> <p>3 避難所等への保健師等の派遣（被災者支援部隊&lt;避難者支援班&gt;）</p> <p>4 避難所等へのその他の専門職員等の派遣（被災者支援部隊&lt;避難者支援班、ボランティア班&gt;）</p> <p>(2) 災害ボランティアの派遣</p> <p>要配慮者を支援するため、介護、通訳など、専門的な資格や技術を活かした活動を行う専門ボランティアを募集し、派遣する。</p>	<p>第3部 発災後対策</p> <p>第4章 避難及び被災者支援等の活動</p> <p>第2節 避難行動要支援者・要配慮者対策（発災16）</p> <p>第3項 対策</p> <p>■県が実施する対策</p> <p>3 避難所等への保健師等の派遣（<b>保健医療部隊&lt;健康危機管理推進班&gt;</b>、被災者支援部隊&lt;避難者支援班&gt;）</p> <p>4 避難所等へのその他の専門職員等の派遣（被災者支援部隊&lt;避難者支援班、ボランティア班&gt;）</p> <p><b>(削除)</b></p>

ページ	旧	新
318	<p>第3部 発災後対策</p> <p>第4章 避難及び被災者支援等の活動</p> <p>第4節 ボランティア活動の支援（発災18）</p> <p>第3項 対策</p> <p>■その他の防災関係機関が実施する対策</p> <p>1 ボランティアの受入体制の整備及び支援（日本赤十字社三重県支部、三重県社会福祉協議会、災害支援団体等）</p> <p>(3) 災害支援団体等（特定非営利活動法人みえ防災市民会議、特定非営利活動法人みえNPO ネットワークセンター、三重県ボランティア連絡協議会等）</p>	<p>第3部 発災後対策</p> <p>第4章 避難及び被災者支援等の活動</p> <p>第4節 ボランティア活動の支援（発災18）</p> <p>第3項 対策</p> <p>■その他の防災関係機関が実施する対策</p> <p>1 ボランティアの受入体制の整備及び支援（日本赤十字社三重県支部、三重県社会福祉協議会、災害支援団体等）</p> <p>(3) 災害支援団体等（特定非営利活動法人みえ防災市民会議、特定非営利活動法人みえNPO ネットワークセンター、三重県ボランティア連絡協議会、<u>公益社団法人日本青年会議所東海地区三重ブロック協議会</u>等）</p>
319	<p>第3部 発災後対策</p> <p>第4章 避難及び被災者支援等の活動</p> <p>第5節 防疫・保健衛生活動（発災19）</p> <p>【担当部隊】：保健医療部隊（<u>保健衛生班</u>）</p>	<p>第3部 発災後対策</p> <p>第4章 避難及び被災者支援等の活動</p> <p>第5節 防疫・保健衛生活動（発災19）</p> <p>【担当部隊】：保健医療部隊（<u>医療活動支援・衛生班</u>）</p>
321	<p>第3部 発災後対策</p> <p>第4章 避難及び被災者支援等の活動</p> <p>第5節 防疫・保健衛生活動（発災19）</p> <p>【担当部隊】：保健医療部隊（医療活動支援・衛生班）</p>	<p>第3部 発災後対策</p> <p>第4章 避難及び被災者支援等の活動</p> <p>第5節 防疫・保健衛生活動（発災19）</p> <p>【担当部隊】：保健医療部隊（医療活動支援・衛生班、<u>健康危機管理支援班</u>）</p>
326	<p>第3部 発災後対策</p> <p>第4章 避難及び被災者支援等の活動</p> <p>第7節 遺体の取扱い（発災21）</p> <p>【担当部隊】：総括部隊（対策班）</p> <p>保健医療部隊（<u>情報収集・分析班、医療活動支援班、保健衛生班</u>）</p> <p>警察部隊</p>	<p>第3部 発災後対策</p> <p>第4章 避難及び被災者支援等の活動</p> <p>第7節 遺体の取扱い（発災21）</p> <p>【担当部隊】：総括部隊（対策班）</p> <p>保健医療部隊（<u>総括班、医療活動支援・衛生班、健康危機管理推進班</u>）</p> <p>警察部隊</p>

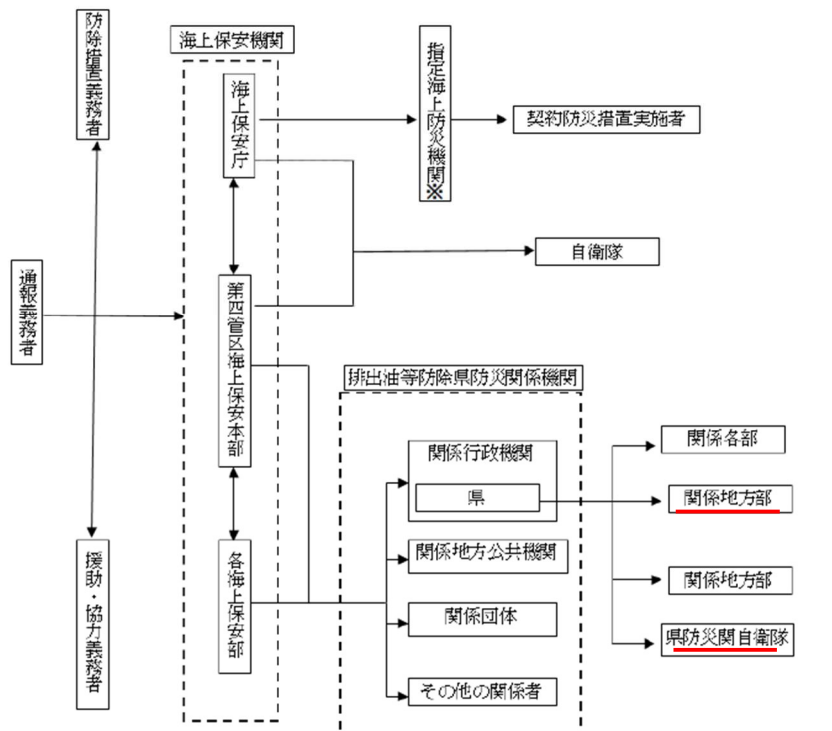
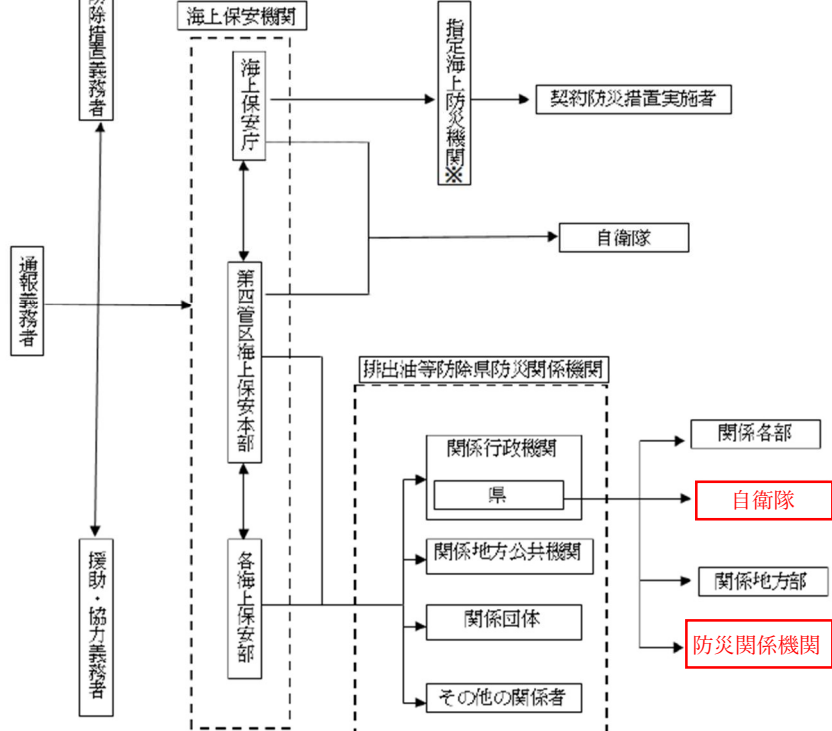
ページ	旧	新																																																
326	<p>第3部 発災後対策</p> <p>第4章 避難及び被災者支援等の活動</p> <p>第7節 遺体の取扱い（発災21）</p> <p>第2項 主要対策項目</p> <p>第2項 主要対策項目</p> <table border="1" data-bbox="174 323 1025 708"> <thead> <tr> <th>対策(活動)項目</th> <th>担当部隊(班)</th> <th>活動開始(準備)時期等</th> <th>重要な収集情報(収集先)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>検視場所・遺体安置所の設置場所の調整</td> <td>総括部隊(対策班) 警察部隊</td> <td>【発災3時間以内】 県災対本部設置後速やかに</td> <td>・被害状況、救助活動の状況(県、市町、自衛隊、海上保安庁、警察、消防) ・応援要請(県、市町)</td> </tr> <tr> <td>遺体の検視・検案・身元確認、引渡し</td> <td>保健医療部隊(情報収集・分析班、医療活動支援班) 警察部隊</td> <td>【発災後24時間以内】 検視場所・遺体安置所開設後速やかに</td> <td>遺体の検視・検案・身元確認、引渡しの実施状況(市町、防災関係機関等)</td> </tr> <tr> <td>遺体保存用資材等の支援</td> <td>保健医療部隊(保健衛生班) 警察部隊</td> <td>【発災後24時間以内】 検視場所・遺体安置所開設後市町の要請に基づき</td> <td>遺体の検視・検案・身元確認、引渡しの実施状況(市町、防災関係機関等)</td> </tr> </tbody> </table> <p>&lt;津波災害対策&gt;</p> <table border="1" data-bbox="174 767 1025 906"> <thead> <tr> <th>対策(活動)項目</th> <th>担当部隊(班)</th> <th>活動開始(準備)時期等</th> <th>重要な収集情報(収集先)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>広域火葬体制の確立</td> <td>保健医療部隊(保健衛生班) 警察部隊</td> <td>【発災後3日以内】 市町内での火葬が不可能となったことを把握後速やかに</td> <td>市町内での火葬の可否 火葬場の被害状況(市町、防災関係機関等)</td> </tr> </tbody> </table>	対策(活動)項目	担当部隊(班)	活動開始(準備)時期等	重要な収集情報(収集先)	検視場所・遺体安置所の設置場所の調整	総括部隊(対策班) 警察部隊	【発災3時間以内】 県災対本部設置後速やかに	・被害状況、救助活動の状況(県、市町、自衛隊、海上保安庁、警察、消防) ・応援要請(県、市町)	遺体の検視・検案・身元確認、引渡し	保健医療部隊(情報収集・分析班、医療活動支援班) 警察部隊	【発災後24時間以内】 検視場所・遺体安置所開設後速やかに	遺体の検視・検案・身元確認、引渡しの実施状況(市町、防災関係機関等)	遺体保存用資材等の支援	保健医療部隊(保健衛生班) 警察部隊	【発災後24時間以内】 検視場所・遺体安置所開設後市町の要請に基づき	遺体の検視・検案・身元確認、引渡しの実施状況(市町、防災関係機関等)	対策(活動)項目	担当部隊(班)	活動開始(準備)時期等	重要な収集情報(収集先)	広域火葬体制の確立	保健医療部隊(保健衛生班) 警察部隊	【発災後3日以内】 市町内での火葬が不可能となったことを把握後速やかに	市町内での火葬の可否 火葬場の被害状況(市町、防災関係機関等)	<p>第3部 発災後対策</p> <p>第4章 避難及び被災者支援等の活動</p> <p>第7節 遺体の取扱い（発災21）</p> <p>第2項 主要対策項目</p> <p>第2項 主要対策項目</p> <table border="1" data-bbox="1193 323 2045 708"> <thead> <tr> <th>対策(活動)項目</th> <th>担当部隊(班)</th> <th>活動開始(準備)時期等</th> <th>重要な収集情報(収集先)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>検視場所・遺体安置所の設置場所の調整</td> <td>総括部隊(対策班) 警察部隊</td> <td>【発災3時間以内】 県災対本部設置後速やかに</td> <td>・被害状況、救助活動の状況(県、市町、自衛隊、海上保安庁、警察、消防) ・応援要請(県、市町)</td> </tr> <tr> <td>遺体の検視・検案・身元確認、引渡し</td> <td>保健医療部隊(総括班、医療活動支援・衛生班) 警察部隊</td> <td>【発災後24時間以内】 検視場所・遺体安置所開設後速やかに</td> <td>遺体の検視・検案・身元確認、引渡しの実施状況(市町、防災関係機関等)</td> </tr> <tr> <td>遺体保存用資材等の支援</td> <td>保健医療部隊(医療活動支援・衛生班) 警察部隊</td> <td>【発災後24時間以内】 検視場所・遺体安置所開設後市町の要請に基づき</td> <td>遺体の検視・検案・身元確認、引渡しの実施状況(市町、防災関係機関等)</td> </tr> </tbody> </table> <p>&lt;津波災害対策&gt;</p> <table border="1" data-bbox="1193 767 2045 906"> <thead> <tr> <th>対策(活動)項目</th> <th>担当部隊(班)</th> <th>活動開始(準備)時期等</th> <th>重要な収集情報(収集先)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>広域火葬体制の確立</td> <td>保健医療部隊(医療活動支援・衛生班) 警察部隊</td> <td>【発災後3日以内】 市町内での火葬が不可能となったことを把握後速やかに</td> <td>市町内での火葬の可否 火葬場の被害状況(市町、防災関係機関等)</td> </tr> </tbody> </table>	対策(活動)項目	担当部隊(班)	活動開始(準備)時期等	重要な収集情報(収集先)	検視場所・遺体安置所の設置場所の調整	総括部隊(対策班) 警察部隊	【発災3時間以内】 県災対本部設置後速やかに	・被害状況、救助活動の状況(県、市町、自衛隊、海上保安庁、警察、消防) ・応援要請(県、市町)	遺体の検視・検案・身元確認、引渡し	保健医療部隊(総括班、医療活動支援・衛生班) 警察部隊	【発災後24時間以内】 検視場所・遺体安置所開設後速やかに	遺体の検視・検案・身元確認、引渡しの実施状況(市町、防災関係機関等)	遺体保存用資材等の支援	保健医療部隊(医療活動支援・衛生班) 警察部隊	【発災後24時間以内】 検視場所・遺体安置所開設後市町の要請に基づき	遺体の検視・検案・身元確認、引渡しの実施状況(市町、防災関係機関等)	対策(活動)項目	担当部隊(班)	活動開始(準備)時期等	重要な収集情報(収集先)	広域火葬体制の確立	保健医療部隊(医療活動支援・衛生班) 警察部隊	【発災後3日以内】 市町内での火葬が不可能となったことを把握後速やかに	市町内での火葬の可否 火葬場の被害状況(市町、防災関係機関等)
対策(活動)項目	担当部隊(班)	活動開始(準備)時期等	重要な収集情報(収集先)																																															
検視場所・遺体安置所の設置場所の調整	総括部隊(対策班) 警察部隊	【発災3時間以内】 県災対本部設置後速やかに	・被害状況、救助活動の状況(県、市町、自衛隊、海上保安庁、警察、消防) ・応援要請(県、市町)																																															
遺体の検視・検案・身元確認、引渡し	保健医療部隊(情報収集・分析班、医療活動支援班) 警察部隊	【発災後24時間以内】 検視場所・遺体安置所開設後速やかに	遺体の検視・検案・身元確認、引渡しの実施状況(市町、防災関係機関等)																																															
遺体保存用資材等の支援	保健医療部隊(保健衛生班) 警察部隊	【発災後24時間以内】 検視場所・遺体安置所開設後市町の要請に基づき	遺体の検視・検案・身元確認、引渡しの実施状況(市町、防災関係機関等)																																															
対策(活動)項目	担当部隊(班)	活動開始(準備)時期等	重要な収集情報(収集先)																																															
広域火葬体制の確立	保健医療部隊(保健衛生班) 警察部隊	【発災後3日以内】 市町内での火葬が不可能となったことを把握後速やかに	市町内での火葬の可否 火葬場の被害状況(市町、防災関係機関等)																																															
対策(活動)項目	担当部隊(班)	活動開始(準備)時期等	重要な収集情報(収集先)																																															
検視場所・遺体安置所の設置場所の調整	総括部隊(対策班) 警察部隊	【発災3時間以内】 県災対本部設置後速やかに	・被害状況、救助活動の状況(県、市町、自衛隊、海上保安庁、警察、消防) ・応援要請(県、市町)																																															
遺体の検視・検案・身元確認、引渡し	保健医療部隊(総括班、医療活動支援・衛生班) 警察部隊	【発災後24時間以内】 検視場所・遺体安置所開設後速やかに	遺体の検視・検案・身元確認、引渡しの実施状況(市町、防災関係機関等)																																															
遺体保存用資材等の支援	保健医療部隊(医療活動支援・衛生班) 警察部隊	【発災後24時間以内】 検視場所・遺体安置所開設後市町の要請に基づき	遺体の検視・検案・身元確認、引渡しの実施状況(市町、防災関係機関等)																																															
対策(活動)項目	担当部隊(班)	活動開始(準備)時期等	重要な収集情報(収集先)																																															
広域火葬体制の確立	保健医療部隊(医療活動支援・衛生班) 警察部隊	【発災後3日以内】 市町内での火葬が不可能となったことを把握後速やかに	市町内での火葬の可否 火葬場の被害状況(市町、防災関係機関等)																																															
327	<p>第3部 発災後対策</p> <p>第4章 避難及び被災者支援等の活動</p> <p>第7節 遺体の取扱い（発災21）</p> <p>第3項 対策</p> <p>■県が実施する対策</p> <p>2 遺体の検視・検案・身元確認、引渡し(保健医療部隊&lt;総括班、医療活動支援・衛生班&gt;、警察部隊)</p> <p>遺体の検視については、指定された検視場所において警察部隊が行う。</p> <p>遺体の検案については、警察部隊が被災市町及び警察等と連携をとりながら、(公社)三重県医師会、三重大学大学院医学系研究科法医学科学分野等に要請し、歯科所見からの身元確認作業については、(公社)三重県歯科医師会等に要請する。この場合、円滑な検視・検案・身元確認が行えるよう、必要に応じて関係機関との連携を図る。</p> <p>検案応援の医師等については、災害医療コーディネーターの助言を受け、各市町等に対する派遣の調整を行う。</p>	<p>第3部 発災後対策</p> <p>第4章 避難及び被災者支援等の活動</p> <p>第7節 遺体の取扱い（発災21）</p> <p>第3項 対策</p> <p>■県が実施する対策</p> <p>2 遺体の検視・検案・身元確認、引渡し(保健医療部隊&lt;総括班、医療活動支援・衛生班&gt;、警察部隊)</p> <p>遺体の検視については、指定された検視場所において警察部隊が行う。</p> <p>遺体の検案については、警察部隊が被災市町及び警察等と連携をとりながら、(公社)三重県医師会、三重大学大学院医学系研究科法医学科学分野(警察庁、日本法医学会経由)等に要請し、歯科所見からの身元確認作業については、(公社)三重県歯科医師会等に要請する。この場合、円滑な検視・検案・身元確認が行えるよう、必要に応じて関係機関との連携を図る。</p> <p>検案応援の医師等については、災害医療コーディネーターの助言を受け、各市町等に対する派遣の調整を行う。</p>																																																

ページ	旧	新
329	<p>遺体検視・検案等に係る連携、情報連絡体制図</p> <p>・死者数の報告 ・遺体安置所に係る体制の支援要請</p> <p>・状況報告</p> <p>・死者数の共有・把握</p> <p>・遺体安置所（検視場所）の選定・設置に関する情報の共有・把握</p> <p>遺体安置所（検視場所）開設</p>	<p>遺体検視・検案等に係る連携、情報連絡体制図</p> <p>・死者数の報告 ・遺体安置所に係る体制の支援要請</p> <p>・状況報告</p> <p>・死者数の共有・把握</p> <p>・遺体安置所（検視場所）の選定・設置に関する情報の共有・把握</p> <p>遺体安置所（検視場所）開設</p>

ページ	旧	新																						
300	<p>第3部 発災後対策</p> <p>第4章 避難及び被災者支援等の活動</p> <p>第1節 避難の指示等及び避難場所・避難所の確保・運営</p> <p>第3項 対策</p> <p>■県が実施する対策</p> <p>1 避難の指示等</p> <p>(7) 津波警報発表時等における緊急の避難情報の伝達（総括部隊＜対策班＞、警察部隊）</p> <p>市町長から津波警報等に基づく避難指示が出され、沿岸部の住民に緊急に避難を促す必要がある際には、広報車、ヘリコプター（県防災ヘリコプター、県警察ヘリコプター）による広報等、市町が実施する避難情報の伝達等に対し、協力を努める。</p>	<p>第3部 発災後対策</p> <p>第4章 避難及び被災者支援等の活動</p> <p>第1節 避難の指示等及び避難場所・避難所の確保・運営</p> <p>第3項 対策</p> <p>■県が実施する対策</p> <p>1 避難の指示等</p> <p>(7) 津波警報発表時等における緊急の避難情報の伝達等（総括部隊＜対策班＞、警察部隊）</p> <p>市町長から津波警報等に基づく避難指示が出され、沿岸部の住民に緊急に避難を促す必要がある際には、広報車、ヘリコプター（県防災ヘリコプター、県警察ヘリコプター）による広報等、市町が実施する避難情報の伝達等に対し、協力を努める。</p> <p><u>また、SNSを活用し、津波への注意喚起を行うとともに、住民等に対する避難の呼びかけの実施や熱中症への注意喚起など暑さ寒さ対策を行うよう、市町へ進言する。</u></p>																						
333	<p>第3部 発災後対策</p> <p>第5章 救援物資等の供給</p> <p>第1節 緊急輸送手段の確保</p> <p>第3項 対策</p> <p>■県が実施する対策</p> <p>3 輸送手段の確保</p> <p>(2) 海上輸送手段の協力要請</p> <p>ア 協定事業者への要請</p> <p>&lt;協定締結団体&gt;</p> <p>【緊急輸送の確保にかかる協定及び締結相手方】</p> <table border="1" data-bbox="188 1074 996 1393"> <thead> <tr> <th>協定名</th> <th>締結相手方</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>船舶による輸送等に関する協定</td> <td>中部沿海海運組合 東海内航海運組合 全国内航タンカー海運組合東海支部</td> </tr> <tr> <td>旅客船による災害時の輸送等に関する協定</td> <td>東海北陸旅客船協会</td> </tr> <tr> <td>船舶による輸送等災害応急対策に関する協定</td> <td>三重県水難救済会</td> </tr> <tr> <td>三重県と三重大学との災害対策相互協力協定 (三重大学練習船勢水丸による輸送等災害応</td> <td>国立大学法人三重大学</td> </tr> </tbody> </table>	協定名	締結相手方	船舶による輸送等に関する協定	中部沿海海運組合 東海内航海運組合 全国内航タンカー海運組合東海支部	旅客船による災害時の輸送等に関する協定	東海北陸旅客船協会	船舶による輸送等災害応急対策に関する協定	三重県水難救済会	三重県と三重大学との災害対策相互協力協定 (三重大学練習船勢水丸による輸送等災害応	国立大学法人三重大学	<p>第3部 発災後対策</p> <p>第5章 救援物資等の供給</p> <p>第1節 緊急輸送手段の確保</p> <p>第3項 対策</p> <p>■県が実施する対策</p> <p>3 輸送手段の確保</p> <p>(2) 海上輸送手段の協力要請</p> <p>ア 協定事業者への要請</p> <p>&lt;協定締結団体&gt;</p> <p>【緊急輸送の確保にかかる協定及び締結相手方】</p> <table border="1" data-bbox="1207 1074 2016 1393"> <thead> <tr> <th>協定名</th> <th>締結相手方</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>船舶による輸送等に関する協定</td> <td>中部沿海海運組合 東海内航海運組合 全国内航タンカー海運組合東海支部</td> </tr> <tr> <td>旅客船による災害時の輸送等に関する協定</td> <td>東海北陸旅客船協会</td> </tr> <tr> <td>船舶による輸送等災害応急対策に関する協定</td> <td>三重県水難救済会</td> </tr> <tr> <td><u>船舶による海上輸送等災害応急対策に関する協定</u></td> <td><u>公益社団法人中部小型船安全協会</u></td> </tr> <tr> <td>三重県と三重大学との災害対策相互協力協定</td> <td>国立大学法人三重大学</td> </tr> </tbody> </table>	協定名	締結相手方	船舶による輸送等に関する協定	中部沿海海運組合 東海内航海運組合 全国内航タンカー海運組合東海支部	旅客船による災害時の輸送等に関する協定	東海北陸旅客船協会	船舶による輸送等災害応急対策に関する協定	三重県水難救済会	<u>船舶による海上輸送等災害応急対策に関する協定</u>	<u>公益社団法人中部小型船安全協会</u>	三重県と三重大学との災害対策相互協力協定	国立大学法人三重大学
協定名	締結相手方																							
船舶による輸送等に関する協定	中部沿海海運組合 東海内航海運組合 全国内航タンカー海運組合東海支部																							
旅客船による災害時の輸送等に関する協定	東海北陸旅客船協会																							
船舶による輸送等災害応急対策に関する協定	三重県水難救済会																							
三重県と三重大学との災害対策相互協力協定 (三重大学練習船勢水丸による輸送等災害応	国立大学法人三重大学																							
協定名	締結相手方																							
船舶による輸送等に関する協定	中部沿海海運組合 東海内航海運組合 全国内航タンカー海運組合東海支部																							
旅客船による災害時の輸送等に関する協定	東海北陸旅客船協会																							
船舶による輸送等災害応急対策に関する協定	三重県水難救済会																							
<u>船舶による海上輸送等災害応急対策に関する協定</u>	<u>公益社団法人中部小型船安全協会</u>																							
三重県と三重大学との災害対策相互協力協定	国立大学法人三重大学																							

ページ	旧	新																		
	<p>急対策に関する覚書)</p>	<p>(三重大学練習船勢水丸による輸送等災害応急対策に関する覚書)</p> <p><a href="#">独立行政法人国立高等専門学校機構鳥羽商船高等専門学校と三重県との包括的連携に関する協定</a> (練習船「鳥羽丸」による人荷の運搬のほか給水設備を活用した被災者支援の実施)</p> <p><a href="#">独立行政法人国立高等専門学校機構鳥羽商船高等専門学校</a></p>																		
331	<p>第3部 発災後対策 第5章 救援物資等の供給 第1節 緊急輸送手段の確保 第3項 対策</p> <p>■県が実施する対策</p> <p>3 輸送手段の確保</p> <p>(2) 海上輸送手段の協力要請</p> <p>② 協定事業者への要請</p> <p>&lt;協定締結団体&gt;</p> <p>【緊急輸送の確保にかかる協定及び締結相手方】</p> <table border="1" data-bbox="163 791 1111 1003"> <thead> <tr> <th>協定名</th> <th>締結相手方</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>災害時における物資等の緊急輸送に関する協定</td> <td>一般社団法人三重県トラック協会</td> </tr> <tr> <td>災害時における物資等の緊急輸送に関する協定</td> <td>赤帽三重県軽自動車運送協同組合</td> </tr> <tr> <td>緊急・救援輸送に関する協定</td> <td>公益社団法人三重県バス協会</td> </tr> </tbody> </table>	協定名	締結相手方	災害時における物資等の緊急輸送に関する協定	一般社団法人三重県トラック協会	災害時における物資等の緊急輸送に関する協定	赤帽三重県軽自動車運送協同組合	緊急・救援輸送に関する協定	公益社団法人三重県バス協会	<p>第3部 発災後対策 第5章 救援物資等の供給 第1節 緊急輸送手段の確保 第3項 対策</p> <p>■県が実施する対策</p> <p>3 輸送手段の確保</p> <p>(2) 海上輸送手段の協力要請</p> <p>② 協定事業者への要請</p> <p>&lt;協定締結団体&gt;</p> <p>【緊急輸送の確保にかかる協定及び締結相手方】</p> <table border="1" data-bbox="1189 783 2040 1075"> <thead> <tr> <th>情報・連絡内容</th> <th>部隊・班名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>災害時における物資等の緊急輸送に関する協定</td> <td>一般社団法人三重県トラック協会</td> </tr> <tr> <td>災害時における物資等の緊急輸送に関する協定</td> <td>赤帽三重県軽自動車運送協同組合</td> </tr> <tr> <td>災害時における物資等の緊急輸送に関する協定</td> <td><a href="#">一般社団法人A2-COMネットワーク</a></td> </tr> <tr> <td>緊急・救援輸送に関する協定</td> <td>公益社団法人三重県バス協会</td> </tr> </tbody> </table>	情報・連絡内容	部隊・班名	災害時における物資等の緊急輸送に関する協定	一般社団法人三重県トラック協会	災害時における物資等の緊急輸送に関する協定	赤帽三重県軽自動車運送協同組合	災害時における物資等の緊急輸送に関する協定	<a href="#">一般社団法人A2-COMネットワーク</a>	緊急・救援輸送に関する協定	公益社団法人三重県バス協会
協定名	締結相手方																			
災害時における物資等の緊急輸送に関する協定	一般社団法人三重県トラック協会																			
災害時における物資等の緊急輸送に関する協定	赤帽三重県軽自動車運送協同組合																			
緊急・救援輸送に関する協定	公益社団法人三重県バス協会																			
情報・連絡内容	部隊・班名																			
災害時における物資等の緊急輸送に関する協定	一般社団法人三重県トラック協会																			
災害時における物資等の緊急輸送に関する協定	赤帽三重県軽自動車運送協同組合																			
災害時における物資等の緊急輸送に関する協定	<a href="#">一般社団法人A2-COMネットワーク</a>																			
緊急・救援輸送に関する協定	公益社団法人三重県バス協会																			
334	<p>第3部 発災後対策 第5章 救援物資等の供給 第2節 救援物資等の供給（発災23） 第3項 対策</p> <p>■県が実施する対策</p> <p>2 支援物資の受入（救援物資部隊&lt;物資支援班&gt;）</p> <p>海外及び他都道府県、NPO 団体等から支援物資の提供の申し入れがあった場合は、物資供給計画の検討をふまえ、</p>	<p>第2部 災害予防・減災対策 第5章 防災体制の整備・強化 第5節 物資等の備蓄・調達・供給体制の整備（予防17） 第3項 対策</p> <p>■県が実施する対策</p> <p>2 支援物資の受入（救援物資部隊&lt;物資支援班&gt;）</p> <p>海外及び他都道府県、NPO 団体等から支援物資の提供の申し入れがあった場合は、物資供給計画の検討をふま</p>																		

ページ	旧	新
	<p>受け入れ体制を整えたうえで支援物資を受け入れる。支援物資は、基本的には広域物資輸送拠点施設において受け入れる。(推進計画)</p> <p>なお、南海トラフ地震等の大規模災害時における国からの支援物資（プッシュ型支援）の受け入れは別に定める「三重県広域受援計画」の「物資調達に関する計画」に基づき行うものとし、プル型支援要請も含め国の「<u>物資調達・輸送調整等支援システム</u>」より調達・輸送を行う。</p>	<p>え、受け入れ体制を整えたうえで支援物資を受け入れる。支援物資は、基本的には広域物資輸送拠点施設において受け入れる。(推進計画)</p> <p>なお、南海トラフ地震等の大規模災害時における国からの支援物資（プッシュ型支援）の受け入れは別に定める「三重県広域受援計画」の「物資調達に関する計画」に基づき行うものとし、プル型支援要請も含め国の「<u>新物資システム (B-PLo)</u>」により調達・輸送を行う。</p>
335	<p>第3部 発災後対策</p> <p>第5章 救援物資等の供給</p> <p>第2節 救援物資等の供給</p> <p>第3項 対策</p> <p>■県が実施する対策</p> <p>5 燃料の確保（総括部隊＜対策班＞）</p> <p>災害応急対策活動を実施する各部隊及び関係機関は、災害時における燃料の確保に努める。</p> <p>なお、燃料不足となり、通常の燃料供給体制による燃料確保が困難となった場合は、総括部隊（対策班）を通じて燃料の供給について要請を行う。</p> <p>(1) 燃料の供給</p> <p>災害応急対策活動に必要となる車両や自家発電設備、及び災害拠点病院等重要拠点における燃料が不足する場合には、三重県石油商業組合、（一社）三重県LPガス協会等に対し燃料供給の要請を行う。</p> <p>(2) 燃料の確保</p> <p>県は、三重県石油商業組合、（一社）三重県LPガス協会等からの情報に基づき、燃料供給が困難となることが予想される場合、国に対して燃料の確保と県内への供給を要請する。</p> <p>(3) 燃料の優先供給</p> <p>災害対策本部設置の庁舎や災害拠点病院等の重要施設の業務継続のために、必要な燃料を確保し、優先的に供給する。<u>(新設)</u></p> <p>(4) 県民への広報</p> <p>県は、給油所における車列の発生などの混乱を防ぐため、県民に対し、燃料の供給状況や今後の見込み等について定期的に情報を提供しよう努める。</p>	<p>第3部 発災後対策</p> <p>第5章 救援物資等の供給</p> <p>第2節 救援物資等の供給</p> <p>第3項 対策</p> <p>■県が実施する対策</p> <p>5 燃料の確保（総括部隊＜対策班＞）</p> <p>災害応急対策活動を実施する各部隊及び関係機関は、災害時における燃料の確保に努める。</p> <p>なお、燃料不足<u>又は不足する見込み</u>となり、通常の燃料供給体制による燃料確保が困難となった場合は、<u>三重県広域受援計画に基づき</u>、総括部隊（対策班）を通じて燃料の供給について要請を行う。</p> <p>(1) 燃料の供給</p> <p>災害応急対策活動に必要となる車両や自家発電設備、及び災害拠点病院等重要拠点における燃料が不足する場合は、<u>又は不足が見込まれる</u>場合には、三重県石油商業組合、（一社）三重県LPガス協会等に対し燃料供給の要請を行う。</p> <p>(2) 燃料の確保</p> <p>県は、三重県石油商業組合、（一社）三重県LPガス協会等からの情報に基づき、<u>県内における</u>燃料供給が困難となることが予想される場合、国に対して燃料の確保と県内への供給を要請する。</p> <p>(3) 燃料の優先供給</p> <p>災害対策本部設置の庁舎や災害拠点病院等の重要施設の業務継続のために、必要な燃料を確保し、優先的に供給する。<u>ただし、必要な燃料を全て確保できない場合を想定し、各施設において燃料以外の代替手段を検討し確保する。</u></p> <p>(4) 県民への広報</p> <p>県は、「<u>住民拠点サービスステーション</u>」（住民拠点SS：自家発電設備を備え、災害などが原因の停電時にも継続して地域の住民の方々に給油できるガソリンスタンド）の営業状況等を中部経済産業局と連携して把握し、<u>県民へ周知する。また、</u>給油所における車列の発生などの混乱を防ぐため、県民に対し、燃料の供給状況や今後の見込み等について定期的に情報を提供しよう努める。</p>

ページ	旧	新
347	<p>第3部 発災後対策</p> <p>第6章 特定災害対策</p> <p>第1節 海上災害への対策</p> <p>第3項 対策</p> <p>■県が実施する対策</p> <p>1 情報の伝達</p> <p>(1) 関係機関への連絡</p> <p>イ 油等流出事故（海上での災害）</p> 	<p>第3部 発災後対策</p> <p>第6章 特定災害対策</p> <p>第1節 海上災害への対策</p> <p>第3項 対策</p> <p>■県が実施する対策</p> <p>1 情報の伝達</p> <p>(1) 関係機関への連絡</p> <p>イ 油等流出事故（海上での災害）</p> 

ページ	旧	新
347	<p>第3部 発災後対策</p> <p>第6章</p> <p>第1節 海上災害への対策（発災25）</p> <p>第3項 対策</p> <p>■計画関係者共通事項等</p> <p>1 情報の伝達</p> <p>(1) 関係機関への連絡</p> <p><b>イ 油等流出事故（海上での災害）</b></p> <p>※指定海上防災機関は、事故原因者から委託、又は海上保安庁長官からの指示があった場合に活動する</p>	<p>第3部 発災後対策</p> <p>第6章</p> <p>第1節 海上災害への対策（発災25）</p> <p>第3項 対策</p> <p>■計画関係者共通事項等</p> <p>1 情報の伝達</p> <p>(1) 関係機関への連絡</p> <p><b>イ 油等流出事故（海上での災害）</b></p> <p>※指定海上防災機関は、事故原因者から委託、又は海上保安庁長官からの指示があった場合に活動する</p>

ページ	旧	新
347	<p><b>ウ 油等流出事故（陸上での災害）</b></p> <p>※指定海上防災機関は、事故原因者から委託、又は海上保安庁長官からの指示があった場合に活動する。</p>	<p><b>ウ 油等流出事故（陸上での災害）</b></p> <p>※指定海上防災機関は、事故原因者から委託、又は海上保安庁長官からの指示があった場合に活動する。</p>

ページ	旧	新
348	<p>第3部 発災後対策</p> <p>第6章 特定災害対策</p> <p>第1節 海上災害への対策</p> <p>第3項 対策</p> <p>■県が実施する対策</p> <p>2 応急対策活動</p> <p>防災関係機関は、相互間の連絡を密にし、次により応急対策を実施する。</p> <p>①総合的応急対策の策定並びに災害救助活動の総合調整並びに統制</p> <p>②災害情報の交換</p> <p>③関係機関に対する協力要請</p> <p><u>また、油等流出事故においては、必要に応じて「伊勢湾排出油等防除協議会」「四日市港湾災害対策協議会」「鳥羽地区排出油等防除協議会」「尾鷲湾排出油等防除協議会」等の組織の効果的な運営を図る。</u></p> <p>(中略)</p> <p>4 流出油等防除応急対策活動</p> <p>陸上施設及びタンカー等から、<u>石油等及び有害液体物質</u>が流出又は流出のおそれがある場合（以下「流出油等」という）の防除活動について、次により実施する。</p> <p>(1) 実施機関</p> <p>流出油等防除の活動にあたっては、<u>海上保安庁</u>、指定海上防災機関、港湾管理者、県及び市町等は、それぞれ必要に応じ、必要な協力を行う。</p> <p>なお、必要に応じ「伊勢湾排出油等防除協議会」、「四日市港湾災害対策協議会」、「鳥羽地区排出油等防除協議会」、「尾鷲湾排出油等防除協議会」等の組織の効果的な運営を図る。</p> <p>また県及び<u>海上保安庁</u>は、各防災関係機関の応急対策を円滑に進めるため、必要に応じ応急対策全般に係わる連絡調整を行う連絡調整<u>本部</u>を海上保安庁、県、沿岸市町、警察、消防、自衛隊、その他関係機関で協議のうえ設置する。なお、この連絡調整会議は、国に警戒本部が設置された場合は原則として第四管区海上保安本部に設けられる連絡本部に包括される。</p> <p>連絡調整<u>本部</u>の設置場所は、海上保安部<u>もしくは</u>災害現場又は災害現場付近の公共施設等とし、各防災関係機関は連絡調整<u>本部</u>に職員を派遣し、迅速かつ的確な応急対策を実施する。</p> <p>(2) 防除活動の分担</p> <p><u>ア</u> 海上における防除活動の分担</p> <p>発災船舶等は、<u>海上保安庁</u>への通報を行うとともに、流出油等の拡大防止及び回収作業を実施する。また、必要があると認め<u>られる</u>ときは、指定海上防災機関に、防除措置を依頼する。</p>	<p>第3部 発災後対策</p> <p>第6章 特定災害対策</p> <p>第1節 海上災害への対策</p> <p>第3項 対策</p> <p>■県が実施する対策</p> <p>2 応急対策活動</p> <p>防災関係機関は、相互間の連絡を密にし、次により応急対策を実施する。</p> <p>①総合的応急対策の策定並びに災害救助活動の総合調整並びに統制</p> <p>②災害情報の交換</p> <p>③関係機関に対する協力要請</p> <p>(中略)</p> <p>4 流出油等防除応急対策活動</p> <p>陸上施設及びタンカー等から、油等が流出（以下「流出油等」という。）し、又は流出のおそれがある場合の防除活動について、次により実施する。</p> <p>(1) 実施機関</p> <p>流出油等防除の活動にあたっては、<u>第四管区海上保安本部</u>、指定海上防災機関、港湾管理者、県及び市町等は、それぞれ必要に応じ、必要な協力を行う。</p> <p>なお、必要に応じ「伊勢湾排出油等防除協議会」、「四日市港湾災害対策協議会」、「鳥羽地区排出油等防除協議会」、「尾鷲湾排出油等防除協議会」等の組織の効果的な運営を図る。</p> <p>また県及び<u>第四管区海上保安本部</u>は、各防災関係機関の応急対策を円滑に進めるため、必要に応じ応急対策全般に係わる連絡調整を行う連絡調整<u>会議</u>を海上保安部、県、沿岸市町、警察、消防、自衛隊、その他関係機関で協議のうえ設置する。なお、この連絡調整会議は、国に警戒本部が設置された場合は原則として第四管区海上保安本部に設けられる連絡調整本部に包括される。</p> <p>連絡調整<u>会議</u>の設置場所は、海上保安部<u>若しくは</u>災害現場又は災害現場付近の公共施設等とし、各防災関係機関は連絡調整<u>会議</u>に職員を派遣し、迅速かつ的確な応急対策を実施する。</p> <p>(2) 防除活動の分担</p> <p><u>①</u> 海上における防除活動の分担</p> <p>発災船舶等は、<u>第四管区海上保安本部</u>への通報を行うとともに、流出油等の拡大防止及び回収作業を実施する。また、必要があると認め<u>た</u>ときは、指定海上防災機関に、防除措置を依頼する。</p>

ページ	旧	新
	<p><b>海上保安庁</b>は、流出油等の拡大防止措置を講ずるとともに、船舶所有者等に、<u>防除措置の指示、命令を行い、さらに、海上での火気使用禁止、危険海域の設定及び海上安全等に必要な指示、措置を行う。</u></p> <p>なお、緊急に防除措置を講ずる必要がある場合において、防除措置を講ずべき者がその措置を講じていないと認められるとき、又はその措置を講ずることを命令するいとまがないと認められるときは、必要と認める防除措置を講ずべきことを、<u>指定海上防災機関に対し指示することができる。また、必要に応じ、第四管区海上保安本部長を通じて自衛隊に対して災害派遣要請を行う。</u></p> <p><b>イ</b> 陸上における防除活動の分担</p> <p>消防機関は、防除活動を指示するとともに、必要に応じ流出油等の状況を海上保安庁に連絡する。</p> <p>また、<b>海上保安庁</b>は、消防機関との連携を密にし、必要に応じ海上警戒を行う。</p> <p>(中略)</p> <p><b>(8) 海上保安庁等の措置（推進計画）</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 災害情報の収集及び伝達</li> <li>② 海上での消火及び火気使用禁止措置</li> <li>③ 船舶の航行及び停泊禁止区域の設定及び警戒</li> <li>④ 流出油等の拡大防止措置</li> <li>⑤ タンカーの船長がとるべき措置の指示</li> <li>⑥ <u>流出油等に対し、措置義務者に除去を命ずる等</u>必要な措置</li> <li>⑦ 危険区域内及びその付近の船舶に対する避難、立ち退き及び航行の制限又は禁止措置</li> <li>⑧ 消防本部との連絡調整</li> <li>⑨ 人命救助及び負傷者等の救急搬送</li> <li>⑩ 協議会に対する協力要請</li> <li>⑪ 自衛隊の災害派遣要請</li> <li>⑫ その他の災害の規模に応じた措置</li> </ol>	<p><b>第四管区海上保安本部</b>は、流出油等の拡大防止措置を講ずるとともに、船舶所有者等に<u>対する</u>防除措置の指示、命令を行い、<u>更に海上における火気の使用禁止及び危険海域の設定等、海上交通の安全等に関する</u>必要な指示、措置を行う。</p> <p>なお、緊急に防除措置を講ずる必要がある場合において、防除措置を講ずべき者がその措置を講じていないと認められるとき、又はその措置を講ずべきことを命令するいとまがないと認められるときは、必要と認める防除措置を講ずべきことを指定海上防災機関に対し指示することができる。また必要に応じ、自衛隊に対して災害派遣要請を行う。</p> <p><b>②</b> 陸上における防除活動の分担</p> <p>消防機関は、<u>施設から流出油等を生じさせた者に対して</u>防除活動を指示するとともに、必要に応じ流出油等の状況を海上保安庁に連絡する。</p> <p>また<b>第四管区海上保安本部</b>は、消防機関との連携を密にし、必要に応じて海上警戒を行う。</p> <p>(中略)</p> <p><b>(8) 第四管区海上保安本部等の措置（推進計画）</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 災害情報の収集及び伝達</li> <li>② 海上における消火及び火気の使用禁止措置</li> <li>③ 船舶の航行及び停泊禁止区域の設定及び警戒</li> <li>④ 流出油等の拡大防止措置</li> <li>⑤ タンカーの船長がとるべき措置の指示</li> <li>⑥ <u>防除措置義務者に対する防除措置に関する命令、指導及びその他</u>必要な措置</li> <li>⑦ 危険区域内及びその付近の船舶に対する避難、立ち退き及び航行の制限又は禁止措置</li> <li>⑧ 消防本部との連絡調整</li> <li>⑨ 人命救助及び負傷者等の救急搬送</li> <li>⑩ <u>排出油等防除</u>協議会に対する協力要請</li> <li>⑪ 自衛隊の災害派遣要請</li> <li>⑫ その他の災害の規模に応じた措置</li> </ol>
355	<p>第3部 発災後対策</p> <p>第6章 特定災害対策</p> <p>第2節 危険物施設等の保全</p> <p>第3項 対策</p> <p>■その他の防災関係機関が実施する対策</p> <p>&lt;海上保安庁が実施する対策&gt;</p> <p>1 海上の危険物対策</p>	<p>第3部 発災後対策</p> <p>第6章 特定災害対策</p> <p>第2節 危険物施設等の保全</p> <p>第3項 対策</p> <p>■その他の防災関係機関が実施する対策</p> <p>&lt;第四管区海上保安本部が実施する対策&gt;</p> <p>1 海上の危険物対策</p>

ページ	旧	新
	<p>地震時における海上の<u>保安</u>を確保するため、関係機関と密接な連絡をとり、次の措置をとる。</p> <p>①危険物積載船舶等（危険物を取り扱う海洋施設を含む）で災害が発生した場合の防除活動を行う。</p> <p>②危険物積載船舶について、必要に応じ移動を命じ、又は航行の制限若しくは禁止を行う。</p> <p>③危険物荷役中の船舶に対する荷役の中止、取り止め等事故防止のために必要な指導を行う。</p> <p><b>2 停泊船舶への情報伝達等</b></p> <p>危険物等の漏洩により、<u>港湾</u>内の停泊船舶等に影響を及ぼすおそれがある場合<u>に、停泊船舶等に対し通報を行う。</u></p>	<p>地震時における海上の<u>安全</u>を確保するため、関係機関と密接な連絡をとり、次の措置をとる。</p> <p>①危険物積載船舶等（危険物を取り扱う海洋施設を含む）で災害が発生した場合の防除活動を行う。</p> <p>②危険物積載船舶について、必要に応じ移動を命じ、又は航行の制限若しくは禁止を行う。</p> <p>③危険物荷役中の船舶に対する荷役の中止、取り止め等事故防止のために必要な指導を行う。</p> <p><b>2 停泊船舶への情報伝達等</b></p> <p>危険物等の漏洩により港湾内の停泊船舶等に影響を及ぼすおそれがある場合<u>は、船舶交通の安全を確保するための必要な情報を停泊船舶等へ提供する。</u></p>
356	<p>第3部 発災後対策</p> <p>第7章 復旧に向けた対策</p> <p>第1節 廃棄物対策活動（発災27）</p> <p>【主担当部隊】：社会基盤対策部隊（施設整備隊、廃棄物対策隊）</p>	<p>第3部 発災後対策</p> <p>第7章 復旧に向けた対策</p> <p>第1節 廃棄物対策活動（発災27）</p> <p>【主担当部隊】：社会基盤対策部隊（施設整備隊、廃棄物対策隊）</p> <p><u>被災者支援部隊（避難者支援班）</u></p>
356	<p>第3部 発災後対策</p> <p>第7章 復旧に向けた対策</p> <p>第1節 廃棄物対策活動（発災27）</p> <p>第3項 対策</p> <p>■県が実施する対策</p> <p>1 障害物の除去（社会基盤対策部隊＜公共土木対策班・廃棄物対策隊＞）</p> <p><u>（新設）</u></p> <p>2 し尿処理（社会基盤対策部隊＜廃棄物対策隊＞）</p> <p>3 生活ごみ等処理（社会基盤対策部隊＜廃棄物対策隊＞）</p> <p>4 災害廃棄物処理（社会基盤対策部隊＜廃棄物対策隊＞）</p>	<p>第3部 発災後対策</p> <p>第7章 復旧に向けた対策</p> <p>第1節 廃棄物対策活動（発災27）</p> <p>第3項 対策</p> <p>■県が実施する対策</p> <p>1 障害物の除去（社会基盤対策部隊＜公共土木対策班・廃棄物対策隊＞）</p> <p><u>2 石綿飛散防止（被災者支援部隊＜避難者支援班＞）</u></p> <p><u>災害時には、石綿使用建築物等の倒壊や解体工事によって、石綿飛散による健康被害のリスクが高まることから、県は建築物等の所有者及び解体工事業者に対し、「三重県災害時における石綿飛散防止対策マニュアル」に基づき適切に石綿飛散防止対策等を実施するよう指導する。</u></p> <p><u>3</u> し尿処理（社会基盤対策部隊＜廃棄物対策隊＞）</p> <p><u>4</u> 生活ごみ等処理（社会基盤対策部隊＜廃棄物対策隊＞）</p> <p><u>5</u> 災害廃棄物処理（社会基盤対策部隊＜廃棄物対策隊＞）</p>

ページ	旧	新																																
360	<p>第3部 発災後対策</p> <p>第7章 復旧に向けた対策</p> <p>第2節 住宅の保全・確保 (数28)</p> <p>第2項 主要対策項目</p> <table border="1" data-bbox="163 288 1030 1034"> <thead> <tr> <th>対策(活動)項目</th> <th>担当部隊(班)</th> <th>活動開始(準備)時期等</th> <th>重要な収集情報(収集先)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>住宅関連情報の受発信</td> <td>被災者支援部隊 (応急住宅班)</td> <td>【発災後24時間以内】 市町庁舎や避難所等において住宅相談窓口等が設置され、情報収集が可能になり次第</td> <td>・住宅や宅地の被災状況 ・応急仮設住宅等のニーズ (市町、住宅相談窓口)</td> </tr> <tr> <td>被災建築物応急危険度判定、被災宅地危険度判定の実施</td> <td>被災者支援部隊 (応急住宅班)</td> <td>【発災24時間以内】 市町が被災建築物応急危険度判定実施本部、被災宅地危険度判定実施本部を設置し、支援要請があり次第、速やかに</td> <td>・危険度判定対象建築物及び危険度判定対象宅地に関する情報 (市町)</td> </tr> <tr> <td>応急仮設住宅等の確保</td> <td>被災者支援部隊 (応急住宅班)</td> <td>【発災後3日以内】 市町からの要請があり次第速やかに</td> <td>・市町からの支援要請情報 ・建設資材の確保状況 (市町、プレハブ建築協会、全国木造建設事業協会、県建設業協会、県木材協同組合連合会、県電業協会、県管工事業協会、日本木造住宅産業協会、日本ムービングハウス協会)</td> </tr> </tbody> </table> <p>※「活動開始(準備)時期等」の時間は、対策(活動)を開始する時期の目安である。</p>	対策(活動)項目	担当部隊(班)	活動開始(準備)時期等	重要な収集情報(収集先)	住宅関連情報の受発信	被災者支援部隊 (応急住宅班)	【発災後24時間以内】 市町庁舎や避難所等において住宅相談窓口等が設置され、情報収集が可能になり次第	・住宅や宅地の被災状況 ・応急仮設住宅等のニーズ (市町、住宅相談窓口)	被災建築物応急危険度判定、被災宅地危険度判定の実施	被災者支援部隊 (応急住宅班)	【発災24時間以内】 市町が被災建築物応急危険度判定実施本部、被災宅地危険度判定実施本部を設置し、支援要請があり次第、速やかに	・危険度判定対象建築物及び危険度判定対象宅地に関する情報 (市町)	応急仮設住宅等の確保	被災者支援部隊 (応急住宅班)	【発災後3日以内】 市町からの要請があり次第速やかに	・市町からの支援要請情報 ・建設資材の確保状況 (市町、プレハブ建築協会、全国木造建設事業協会、県建設業協会、県木材協同組合連合会、県電業協会、県管工事業協会、日本木造住宅産業協会、日本ムービングハウス協会)	<p>第3部 発災後対策</p> <p>第7章 復旧に向けた対策</p> <p>第2節 住宅の保全・確保 (数28)</p> <p>第2項 主要対策項目</p> <table border="1" data-bbox="1180 288 2047 1074"> <thead> <tr> <th>対策(活動)項目</th> <th>担当部隊(班)</th> <th>活動開始(準備)時期等</th> <th>重要な収集情報(収集先)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>住宅関連情報の受発信</td> <td>被災者支援部隊 (応急住宅班)</td> <td>【発災後24時間以内】 市町庁舎や避難所等において住宅相談窓口等が設置され、情報収集が可能になり次第</td> <td>・住宅や宅地の被災状況 ・応急仮設住宅等のニーズ (市町、住宅相談窓口)</td> </tr> <tr> <td>被災建築物応急危険度判定、被災宅地危険度判定の実施</td> <td>被災者支援部隊 (応急住宅班)</td> <td>【発災24時間以内】 市町が被災建築物応急危険度判定実施本部、被災宅地危険度判定実施本部を設置し、支援要請があり次第、速やかに</td> <td>・危険度判定対象建築物及び危険度判定対象宅地に関する情報 (市町)</td> </tr> <tr> <td>応急仮設住宅等の確保</td> <td>被災者支援部隊 (応急住宅班)</td> <td>【発災後3日以内】 市町からの要請があり次第速やかに</td> <td>・市町からの支援要請情報 ・建設資材の確保状況 (市町、プレハブ建築協会、全国木造建設事業協会、県建設業協会、県木材協同組合連合会、県電業協会、県管工事業協会、日本木造住宅産業協会、<u>日本ログハウス協会</u>)</td> </tr> </tbody> </table> <p>※「活動開始(準備)時期等」の時間は、対策(活動)を開始する時期の目安である。</p>	対策(活動)項目	担当部隊(班)	活動開始(準備)時期等	重要な収集情報(収集先)	住宅関連情報の受発信	被災者支援部隊 (応急住宅班)	【発災後24時間以内】 市町庁舎や避難所等において住宅相談窓口等が設置され、情報収集が可能になり次第	・住宅や宅地の被災状況 ・応急仮設住宅等のニーズ (市町、住宅相談窓口)	被災建築物応急危険度判定、被災宅地危険度判定の実施	被災者支援部隊 (応急住宅班)	【発災24時間以内】 市町が被災建築物応急危険度判定実施本部、被災宅地危険度判定実施本部を設置し、支援要請があり次第、速やかに	・危険度判定対象建築物及び危険度判定対象宅地に関する情報 (市町)	応急仮設住宅等の確保	被災者支援部隊 (応急住宅班)	【発災後3日以内】 市町からの要請があり次第速やかに	・市町からの支援要請情報 ・建設資材の確保状況 (市町、プレハブ建築協会、全国木造建設事業協会、県建設業協会、県木材協同組合連合会、県電業協会、県管工事業協会、日本木造住宅産業協会、 <u>日本ログハウス協会</u> )
対策(活動)項目	担当部隊(班)	活動開始(準備)時期等	重要な収集情報(収集先)																															
住宅関連情報の受発信	被災者支援部隊 (応急住宅班)	【発災後24時間以内】 市町庁舎や避難所等において住宅相談窓口等が設置され、情報収集が可能になり次第	・住宅や宅地の被災状況 ・応急仮設住宅等のニーズ (市町、住宅相談窓口)																															
被災建築物応急危険度判定、被災宅地危険度判定の実施	被災者支援部隊 (応急住宅班)	【発災24時間以内】 市町が被災建築物応急危険度判定実施本部、被災宅地危険度判定実施本部を設置し、支援要請があり次第、速やかに	・危険度判定対象建築物及び危険度判定対象宅地に関する情報 (市町)																															
応急仮設住宅等の確保	被災者支援部隊 (応急住宅班)	【発災後3日以内】 市町からの要請があり次第速やかに	・市町からの支援要請情報 ・建設資材の確保状況 (市町、プレハブ建築協会、全国木造建設事業協会、県建設業協会、県木材協同組合連合会、県電業協会、県管工事業協会、日本木造住宅産業協会、日本ムービングハウス協会)																															
対策(活動)項目	担当部隊(班)	活動開始(準備)時期等	重要な収集情報(収集先)																															
住宅関連情報の受発信	被災者支援部隊 (応急住宅班)	【発災後24時間以内】 市町庁舎や避難所等において住宅相談窓口等が設置され、情報収集が可能になり次第	・住宅や宅地の被災状況 ・応急仮設住宅等のニーズ (市町、住宅相談窓口)																															
被災建築物応急危険度判定、被災宅地危険度判定の実施	被災者支援部隊 (応急住宅班)	【発災24時間以内】 市町が被災建築物応急危険度判定実施本部、被災宅地危険度判定実施本部を設置し、支援要請があり次第、速やかに	・危険度判定対象建築物及び危険度判定対象宅地に関する情報 (市町)																															
応急仮設住宅等の確保	被災者支援部隊 (応急住宅班)	【発災後3日以内】 市町からの要請があり次第速やかに	・市町からの支援要請情報 ・建設資材の確保状況 (市町、プレハブ建築協会、全国木造建設事業協会、県建設業協会、県木材協同組合連合会、県電業協会、県管工事業協会、日本木造住宅産業協会、 <u>日本ログハウス協会</u> )																															
362	<p>第3部 発災後対策</p> <p>第7章 復旧に向けた対策</p> <p>第2節 住宅の保全・確保 (数28)</p> <p>第3項 対策</p> <p>■県が実施する対策</p> <p>(3) 応急仮設住宅の建設（被災者支援部隊&lt;応急住宅班&gt;）</p> <p>自らの資力では住宅を確保することができない避難者等に対しては、プレハブ建築協会、全国木造建設事業協会、県建設業協会、県木材協同組合連合会、県電業協会、県管工事業協会、日本木造住宅産業協会、日本ムービングハウス協</p>	<p>第3部 発災後対策</p> <p>第7章 復旧に向けた対策</p> <p>第2節 住宅の保全・確保 (数28)</p> <p>第3項 対策</p> <p>■県が実施する対策</p> <p>(3) 応急仮設住宅の建設（被災者支援部隊&lt;応急住宅班&gt;）</p> <p>自らの資力では住宅を確保することができない避難者等に対しては、プレハブ建築協会、全国木造建設事業協会、県建設業協会、県木材協同組合連合会、県電業協会、県管工事業協会、日本木造住宅産業協会、日本ムービングハウ</p>																																

ページ	旧	新
	<p>会と連携し、応急仮設住宅による一時的な居住の安定を図る。市町に事務委任した場合には、市町が行う応急仮設住宅の建築を支援する。</p> <p>応急仮設住宅の建設場所については、市町において決定するものとし、市町は、中期的な災害対応を見通す中で、あらかじめ、応急仮設住宅の建設予定地を調査し、浸水等の災害リスクの可能性のある建設場所にも注意しながら、適地の把握に努める。</p> <p>応急仮設住宅への入居者は、被災地域の住民の意向にも配慮しながら、市町において決定する。</p> <p>なお、要配慮者等の特別な配慮を要する避難者を優先させることとし、建設にあたってはユニバーサルデザインに配慮する。</p> <p>また、ペット対策として、市町は、飼い主責任を基本とした同行避難を想定し、ペット飼育者と非飼育者で居住区域を区分するなどの環境整備や、ペットと同居する場合のルール等についてあらかじめ検討するなど、応急仮設住宅における犬や猫などのペット同行の避難者の受入に配慮する。</p>	<p>ス協会、<u>日本ログハウス協会</u>と連携し、応急仮設住宅による一時的な居住の安定を図る。市町に事務委任した場合には、市町が行う応急仮設住宅の建築を支援する。</p> <p>応急仮設住宅の建設場所については、市町において決定するものとし、市町は、中期的な災害対応を見通す中で、あらかじめ、応急仮設住宅の建設予定地を調査し、浸水等の災害リスクの可能性のある建設場所にも注意しながら、適地の把握に努める。</p> <p>応急仮設住宅への入居者は、被災地域の住民の意向にも配慮しながら、市町において決定する。</p> <p>なお、要配慮者等の特別な配慮を要する避難者を優先させることとし、建設にあたってはユニバーサルデザインに配慮する。</p> <p>また、ペット対策として、市町は、飼い主責任を基本とした同行避難を想定し、ペット飼育者と非飼育者で居住区域を区分するなどの環境整備や、ペットと同居する場合のルール等についてあらかじめ検討するなど、応急仮設住宅における犬や猫などのペット同行の避難者の受入に配慮する。</p>
377	<p>第4部 復旧・復興対策</p> <p>第1章 復旧・復興対策</p> <p>第2節 被災者の生活再建に向けた支援</p> <p>第1項 活動方針</p> <p>第2項 対策</p> <p>■県と市町が連携して実施する対策</p> <p>2 被災者の生活再建支援に向けた主な対策</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>(1)生活資金の貸付（各資金所管部）</p> <p>ア 災害義援金</p>	<p>第4部 復旧・復興対策</p> <p>第1章 復旧・復興対策</p> <p>第2節 被災者の生活再建に向けた支援</p> <p>第1項 活動方針</p> <p>第2項 対策</p> <p>■県と市町が連携して実施する対策</p> <p>2 被災者の生活再建支援に向けた主な対策</p> <p><u>(1)災害ケースマネジメントの実施（関係各部）</u></p> <p><u>市町は、被災者が自らに適した支援制度を活用して生活再建に取り組むことができるよう、災害ケースマネジメントの実施等により、その見守りや生活支援、相談対応等のきめ細やかな被災者支援を行うとともに、被災者が容易に支援制度を知ることができる環境の整備に努めるものとする。</u></p> <p><u>県は、市町が行う被災者支援が効果的に実施されるよう、情報提供や市町間の連携構築、地域の支援者や民間事業者等との連携による見守り体制の構築など、市町に対する支援を行うものとする。</u></p> <p><u>(2)生活資金の貸付（各資金所管部）</u></p> <p>ア 災害義援金</p>
382	<p>第4部 復旧・復興対策</p> <p>第1章 復旧・復興対策</p> <p>第2節 被災者の生活再建に向けた支援</p> <p>第2項 対策</p> <p>■その他の防災関係機関が実施する対策</p> <p>&lt;国が実施する対策&gt;</p>	<p>第4部 復旧・復興対策</p> <p>第1章 復旧・復興対策</p> <p>第2節 被災者の生活再建に向けた支援</p> <p>第2項 対策</p> <p>■その他の防災関係機関が実施する対策</p> <p>&lt;国が実施する対策&gt;</p>

ページ	旧	新
	<p>3 雇用対策（三重労働局）</p> <p>(1) 被災者に対する職業あっせん等</p> <p>(中略)</p> <p>ウ 雇用保険求職者給付</p> <p>「激甚災害に対処するための特別財務援助等に関する法律」の適用により雇用保険求職者給付を行う。</p> <p><u>(新設)</u></p>	<p>3 雇用対策（三重労働局）</p> <p>(1) 被災者に対する職業あっせん等</p> <p>(中略)</p> <p>ウ 雇用保険求職者給付</p> <p>「激甚災害に対処するための特別財務援助等に関する法律」の適用により雇用保険求職者給付を行う。</p> <p><u>4 特別行政相談活動（中部管区行政評価局（三重行政監視行政相談センター））</u></p> <p><u>中部管区行政評価局（三重行政監視行政相談センター）は、被災者等の困りごとを解決に結び付けるため、県、市町等と連携・協力して、特別行政相談活動（被災者への生活支援情報の提供、専用電話を備えた相談窓口の開設、特別行政相談所の開設等）を現地の情勢を踏まえながら実施する。</u></p>
387	<p>第4部 復旧・復興対策</p> <p>第1章 復旧・復興対策</p> <p>第3節 復興体制の構築と復興方針の策定</p> <p>第2項 対策</p> <p>■市町が実施する対策</p> <p>2 復興計画の事前検討</p> <p>(2) 個別の復旧・復興計画の事前検討及び策定</p> <p>大規模災害からの復旧・復興対策を円滑に進めるために特に重要な対策項目については、事前に個別の対策内容を検討し、対策のための計画を策定するよう努める。</p> <p>【個別の復旧・復興計画の策定を検討する対策項目】</p> <p>ア 災害仮設住宅及び災害公営住宅等の確保に関する計画</p> <p>イ 災害廃棄物の処理に関する計画（災害廃棄物処理実行計画）</p> <p><u>(新設)</u></p>	<p>第4部 復旧・復興対策</p> <p>第1章 復旧・復興対策</p> <p>第3節 復興体制の構築と復興方針の策定</p> <p>第2項 対策</p> <p>■市町が実施する対策</p> <p>2 復興計画の事前検討</p> <p>(2) 個別の復旧・復興計画の事前検討及び策定</p> <p>大規模災害からの復旧・復興対策を円滑に進めるために特に重要な対策項目については、事前に個別の対策内容を検討し、対策のための計画を策定するよう努める。</p> <p>【個別の復旧・復興計画の策定を検討する対策項目】</p> <p>ア 災害仮設住宅及び災害公営住宅等の確保に関する計画</p> <p>イ 災害廃棄物の処理に関する計画（災害廃棄物処理実行計画）</p> <p><u>ウ 復興まちづくりのための事前準備に関する計画（事前復興まちづくり計画）</u></p>